

77-155

横井時冬著

日本工業史

全



東京

吉川半七藏版



緒言

一この書かきつる趣旨は明治廿九年高等商業學校において工業史の一科を加へられしとき學生の参考書にこてかくはものしつるがゆゑに専ら近世工業の發達を示すこをつこめたりされば上古中古の部比較上や、簡に過ぎたるが如き感なきにあらざるに似たれども讀者においてよく、意をこめて見らるるときは自ら工業上に關する要領は其中に網羅するこも明らかならんこおもふ

一本書中ものによりては其發達せし時代において其物の起原をも併せてかきおきしが又各時代にわたりて特色あるものは其時代ごに章を設けてかきおきつ前者にていへは刀劍を鎌倉時代に掲げ七寶を維新後にかゝげたるが如き類後者にていへは織物、漆器、陶磁器の類を種々の時代に掲げたるが如き類なり

一開港以來公私において雇聘せし歐米人の姓名に至りては正確
 に取調たるものなきがゆゑに或は姓のみを掲げ或は名のみを
 掲げなごして一様ならず剩へ誤讀のまゝに傳へられたるもの
 もあるべければ大體は其國人に就いて質したるものを掲げし
 かごなほ分明ならざるものはしばらく其まゝにして載せおき
 つ他日を期して改むべし

一また開港以來本邦に傳へられし諸機械の名稱中に往々讀方の
 正しからざるものあれども既に本邦において一種の名稱とな
 りたるものはこごさらに改めずたごへはシヤカールをシヤカ
 ードとよむの類なり

一附録参考圖は普通の圖畫にうつしこりて其大體をしり得べき
 もののみをえらみてかゝげおきぬされば寫真にこりたらんに
 はごおもふものもありしかごそは全く省きつこの参考圖はす

へて小杉楹邨君の鑿查を経て石本秋園君の筆を煩したりき
 一この書の稿を脱したるは明治三十年十二月の末つかたなれば
 統計はすべて前年の分をこれり

明治三十年十二月廿八日

著者 じるす

日本工業史

目次

第一編	上古時代の工業	一
第一章	上古世襲の工業	一
第二章	朝鮮支那交通以後の工業	三
第二編	寧樂朝時代の工業	六
第三章	佛法の隆盛と工業の進歩	六
第一款	彫刻術の進歩	八
第二款	蒔繪七寶の創製	十
第三款	玻璃器の進歩	十
第四款	染物の進歩	十
第五款	刺繍の進歩	十
第三編	藤原氏時代の工業	十
第四章	貴族の豪奢と工業の進歩	十

第一款	蒔繪螺鈿の流行	十九
第二款	蠶絲の進歩	二十一
第三款	織物染物の進歩	二十三
第四款	製紙の進歩	二十四
第五款	貴族の崇佛と彫刻術の進歩	二十七
第四編 武家時代の工業		
第五章 鎌倉時代の工業		
第一款	蒔繪并に鎌倉彫の創製	二十九
第二款	宋窯法の傳來	三十一
第三款	武器用の工藝品刀劍甲冑	三十二
第六章 東山時代の工業		
第一款	繪蒔并に金屬彫刻の進歩	三十四
第二款	東山時代舶來の陶磁器	三十六
第三款	工業家の保護	三十八
第七章 堺の工業		
第一款	繪蒔并に金屬彫刻の進歩	四十
第二款	東山時代舶來の陶磁器	四十二
第三款	工業家の保護	四十三

第八章 歐洲人と交通以後の工業		
第九章 桃山時代の工業		
第一款	工藝家の名譽號	四十八
第二款	天正蒔繪	五十
第三款	樂燒の創製	五十一
第四款	假面彫刻の進歩	五十二
第五款	刀劍并に裝劍具の彫刻	五十四
第十章 點茶の流行と工藝品の進歩		
第一款	鑪子鑄造の進歩	五十六
第二款	鑪子鑄造の進歩	五十八
第三款	茶器用漆器の進歩	六十
第四款	茶器用漆器の進歩	六十一
第五款	茶器用漆器の進歩	六十二
第十一章 征韓役後陶業の勃興		
第十二章 造船術の進歩		
第十三章 德川氏時代の工業		
第十四章 武家の隆盛と工業の進歩		

第十四章	京都江戸の美術工藝……………	七十一
第十五章	鎖港并に渡海禁止の工藝上に及ぼし、影響……………	七十四
第十六章	各藩工業の奨励保護……………	七十七
第十七章	陶磁器の進歩……………	八十
第一款	白磁礦の發見并に有田瀬戸の磁器……………	八十四
第二款	京師の陶磁器……………	九十
第三款	九谷の磁器……………	九十四
第四款	遠州の七窯并に茶器用の陶磁器……………	九十八
第五款	諸國の藩窯……………	百三
第十八章	漆器蒔繪の進歩……………	百八
第一款	蒔繪漆畫……………	百十
第二款	京師及諸國の漆器……………	百十四
第三款	特種の漆器……………	百十八
第十九章	織物の進歩……………	百二十一
第一款	織物原料の輸入……………	百二十三

第二款	京都西陣の織物……………	百二十六
第三款	關東奥羽織物の進歩……………	百二十九
第四款	縮緬織の進歩……………	百三十二
第五款	特種の織物……………	百三十四
第六款	植物織緯の織物……………	百三十七
第二十章	京都の染物并に染物の流行……………	百四十
第二十一章	武器用工藝品の進歩……………	百四十三
第二十二章	銅器の進歩……………	百四十五
第二十三章	假面根付類の彫刻進歩……………	百四十八
第二十四章	製紙の發達……………	百五十二
第二十五章	木版彫刻の進歩……………	百五十五
第二十六章	洋式機械工業の創始……………	百五十九
第六編	維新後の工業……………	百六十三
第二十七章	工業の變遷……………	百六十三
第二十八章	明治政府工業に關する奨励保護……………	百六十六

第廿九章 澳國博覽會參同の影響.....百七十

第三十章 洋式模範工場の設立.....百七十五

第三十一章 工業の組合.....百七十九

第三十二章 機械製絲業附燃糸.....百八十二

第三十三章 機械紡績業.....百九十一

第三十四章 織物の進歩.....二百二

第一款 ジャカード、バツタンの輸入.....二百四

第二款 京都西陣の織物.....二百九

第三款 兩毛織物の進歩.....二百十五

第四款 關東織物の進歩.....二百二十二

第五款 輸出織物.....二百二十五

第六款 特種の織物.....二百二十九

第七款 縞木綿の進歩.....二百三十三

第八款 綿フランネルの創製.....二百三十六

第三十五章 綴錦并に段通の進歩.....二百四十

第三十六章 染物の進歩附モスリン友禪染.....二百四十六

第三十七章 陶磁器の進歩.....二百五十二

第一款 陶窯の變遷并に顔料の輸入.....二百五十五

第二款 石膏型の創始并に銅版押繪の進歩.....二百六十

第三款 東京及京都の陶磁器.....二百六十三

第四款 諸國の磁器.....二百六十九

第五款 諸國の陶器.....二百七十六

第六款 維新後著く發達したる磁器.....二百八十一

第三十八章 煉瓦土管の進歩.....二百八十八

第三十九章 七寶の進歩.....二百九十四

第四十章 玻璃の進歩.....三百

第四十一章 漆器及蒔繪.....三百三

第一款 色漆の發明.....三百六

第二款 東京及金澤の蒔繪.....三百九

第三款 輸出漆器.....三百十一

第四款	内地用の漆器……………	三百十六
第五款	支那漆輸入の影響……………	三百二十
第四十二章	銅器青銅器……………	三百二十三
第四十三章	燐寸……………	三百二十七
第四十四章	花蕙……………	三百三十一
第四十五章	麥稈眞田……………	三百三十五
第四十六章	印刷紙……………	三百三十九
第四十七章	印刷術の進歩……………	三百四十五
第四十八章	造船并に機械製造業……………	三百五十四

日本工業史目次終

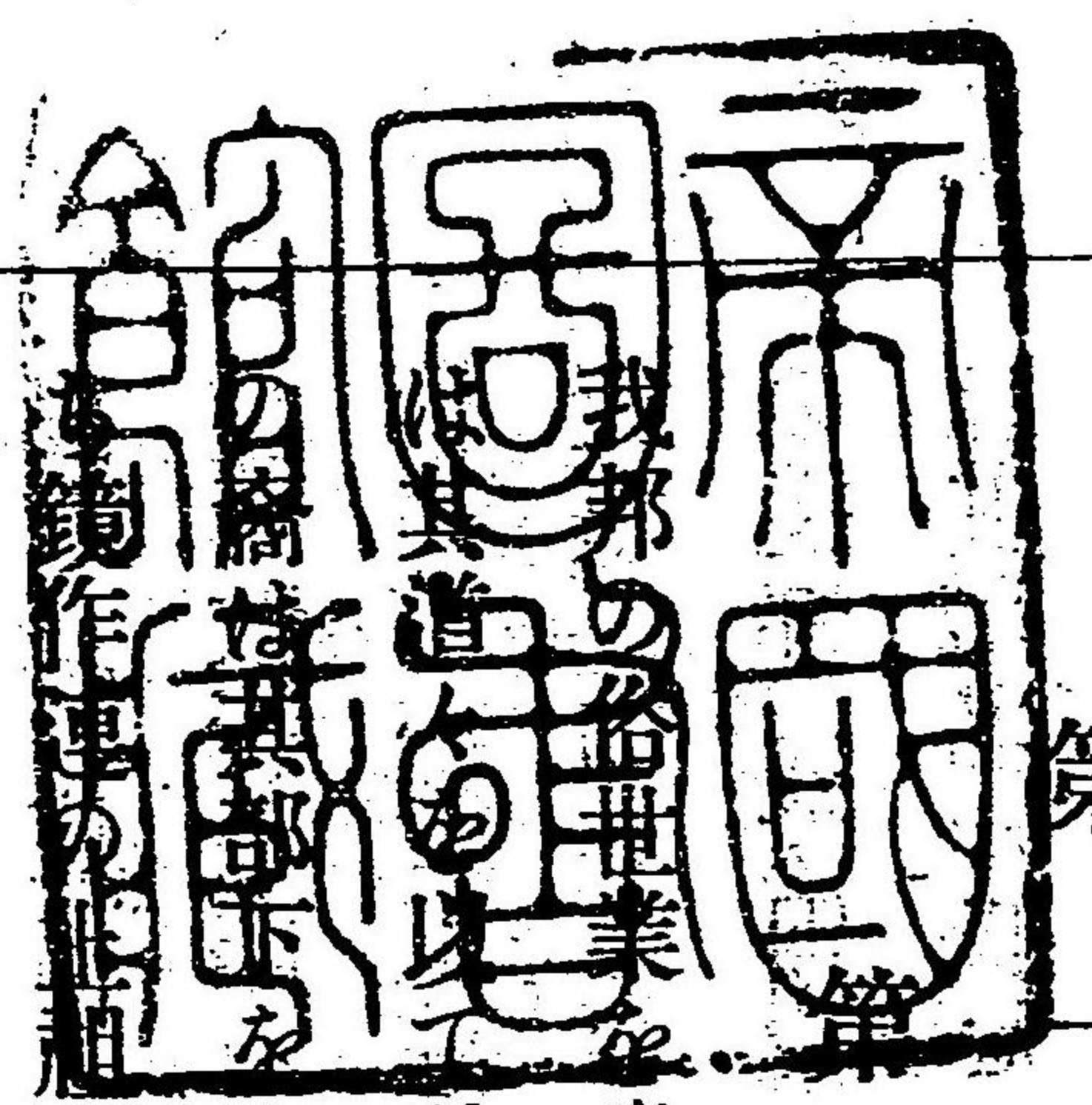
日本工業史

横井時冬著

第一編

第一章 上古時代の工業

第一章 上古世襲の工業



我が邦の俗世業を貴びしかば中臣連の上祖天兒屋命、忌部首の上祖天太玉命の裔は其道々の以て神祇を祭祀し大伴連の上祖天忍日命、久米直の上祖天津久米命を率ゐて皇宮を警衛せしが如く工藝家も亦其職を世襲せりすなは石凝姥命の裔は鍛冶の業を傳へ玉祖連の上祖玉祖命の裔は玉作の業を傳へたるが如し神武天皇以降に至りては世業の風益盛に行はれ弓削部、矢作部、楯縫部、鞍部は武器馬具を製造し織部、服部、衣縫部は絹布を織り衣服を裁縫し木工、石作、鍛部、漆部、土師部は土木の業をなして公私の用を辨せりこれら

世業者を品部と稱す品部は其職いづれも世襲なるが故に古への人は其職名たる土師、織部の類を氏ともして通用せり當時公命をうけて部に長たるものをさして伴造又伴緒ともいひ皇后皇子及大臣大連の如き貴顯の家にはこの諸部の人民を多く使用し民部、家部など稱して恰も資財の如きものなりきされば孝徳天皇の改新の詔を發し給ふや皇太子中大兄皇子まつ所有の入部五百廿四口を獻し給ひ尋いで臣連等が所有の人民をやめて國家の人民となし給ひきされども文武天皇の如きはなほ番上官を置き其職を世襲せしめられぬ漆部司の漆部、縫部司の縫部、鍛冶司の鍛部の類これなりこれらを伴部と稱し又伴造とも稱せり伴部は其職名を氏として奉仕するが故に其家を負名氏ともいふ又雜戸とて諸官に屬せる民戸あり織部司の染戸、鍛冶司の鍛戸、管陶司の管戸の如きこれなりこれらの人民をまた品部とも稱せり多くは居住の地に在て公役に服し又諸司に上番しても其職を勤めしとぞ孝徳天皇にいたり専ら唐の制度を用ゐ給ひすべて世職を停め人材を選ひて諸官に任し給ひしも雜務技術の職に至りてはなほ部中より其

任に堪へたる人を選ひ某部と稱し番上官として採用し給ひきされば文武天皇に至りても工藝家は番上官として諸官司に配當せられぬされども既に時運は工藝の變更を促し佛法の隆盛と共に朝鮮支那より新意匠の工藝品續々輸入せられ歸化の品部といへども其子孫に至りては其工藝大むね舊式に屬し最早世に賞翫せられざるも品部の徒はなほ舊業を墨守し其需要に應ずること能はざりしかば其技術益衰頽し寧樂朝にいたり工藝の隆盛を極めしも其工藝に従事せしは大むね新に家を起したるものにて其業を世襲せし品部の徒にはあらざりきこれ又時運の變遷か工藝に盛衰を及ぼしたることを知るべし

第二章 朝鮮支那交通以後の工業

朝鮮の交通は太古素盞鳴尊、稻飯命の往來に始まり其後新羅の王子天日槍、大加羅の王子都奴我阿羅斯等大加羅後任 那と改む等來朝せしが神功皇后の征韓以來新羅、高句麗、百濟の三國悉く降り韓土の半島全く我附庸國となりぬこれより文學工藝を

我邦に傳へて利益を與へたるもの多し支那もはやくより彼我の人民互に往來せしかば垂仁天皇の朝筑紫伊覩國造の如き私に使を遣し彼の印綬をうくるものありきされども公の交通は雄略天皇の朝吳の使人來朝しこなたよりも使人を吳に遣されたるをもて始すこれより屢吳へ使人を遣されしかば六朝の工藝も亦我邦に入りぬ其後推古天皇の朝小野妹子を隋に遣されしがまもなく隋亡ひしかば舒明天皇の朝大上御田歙、藥師惠日等を唐へ遣さるゝここゝなれりこれ遣唐使の始にて唐朝隆盛の工藝も亦文學宗教と共に我邦に入り來れり

我邦工藝の發達したるは應神天皇の朝に起り雄略天皇の朝を経て推古天皇、孝徳天皇の兩朝にいたり百工粲然として開けたるが如し神功皇后の征韓は獨韓人の服したるのみならず韓土流寓の漢人も亦心潜に其徳を慕ひ遂に應神天皇の朝にいたり秦公祖弓月君秦始皇帝三世 孝武王之後也并に倭漢直祖阿知使主後漢孝靈帝 四代之孫也等其黨類の縣民を率ゐて歸化し織物の法を傳ふ天皇ここに阿知使主を吳に遣し織物の名手を召し吳織漢織の法を傳へしめらる吳をクレと稱し漢をアヤと稱するは皆三韓の方言にして綾織の如きこの歸化の漢工が織出しよりあやとは名つけらるに

弓月君、阿知使主の歸化は直接に支那の工藝を我邦に傳へたるものにて我工藝進歩の上に利益を與へたること多し雄略天皇の如きここに御心を工藝によせ給ひ使を百濟に遣し陶工高貴、錦工定安那を召し又使を吳に遣し吳織漢織の名手を召す高貴、定安那は河内の桃原に於いて製造に従事し吳織漢織の名手は其子孫大和、伊勢にうつりて繁殖す桃原は當時の模範工場にて其傳授の功著きを覺ゆ天皇なほ諸國に桑をうるしめ秦酒公をして秦民を總領せしめます織物を獎勵し給ひしかば秦民より貢獻する所の絹帛朝廷に充積するにいたれりこいへば以て其盛なりしを知るべし孝徳天皇の朝にいたり大伯仙錦、小伯仙錦、車形錦、菱形錦の如き貴重なる錦類を織いたし、も全くこの朝に胚胎す土器の如きもこれよりさき新羅の王子天日槍の從人近江の鏡谷カキノヤにて新羅の法を傳へしものなるべし且又天皇土師連吾筥ウツに詔して土器をつくらしめ朝夕の御膳に用ゐ給ひつひに贄土師部ヒナバシを定め給ふこれ後世宮内省中に管陶司をおかるゝ濫觴はなり

ぬこの他仁賢天皇の朝高勾麗の革工須流枳、奴流枳を召し熟皮マシカクの法染革の法を傳へしめ給ひしが如き其功偉大にして後遂に寧樂朝にいたり革をもて筥を作り又よく燻革フスベ、皴革ヒキハタ、畫革を製するにいたれるもこれに基づくものといふべしこれを要するに我邦上古の風俗きはめて質朴なりしかば織物の如きはやくより絹、麻布、栲布其他綺カヒタテ、倭文布ワヅツの如き類ありしも六朝の法を傳へて全く一變し土器の如きも埴をもて甕ヘ、毗良迦ヒラカの如き飲食器より埴輪の類を製し土師部の職もありしかば百濟の堅實なる陶法を得てや、改良し革の如きも既に獸皮を剥きて種々の器財に用ゐるしも熟皮、染革の法をしらす高勾麗法を得て狛部の人其法を子孫に傳へ漸く精良になりしが如き大むね秦漢内附の民并に韓土來朝の民が我邦の工藝を助けて發達せしめたるもの多かりき其子孫皆姓を賜ひ且祠ありといふ

第二編 寧樂朝時代の工業

第三章 佛法の隆盛と工業の進歩

佛法西域より後漢の明帝の時支那に入り轉じて韓土に入りしが欽明天皇の時百濟より我邦に入り來れりこれより敏達天皇、推古天皇の兩朝を経て其法漸く行はれ尋いて遣唐使の事起り學問僧を彼土に遣されしより智識の名僧もいできて弘法上大に力を得しかば著く發達し寧樂朝にいたり隆盛を極めきここに聖武天皇、光明皇后の如きいたく佛法を崇信し給ひ國毎に國分寺をおき寧樂に總國分寺をおかれぬ總國分寺又東大寺東大寺、興福寺、西大寺、元興寺、大安寺、藥師寺、法隆寺ともいふ金銅盧舍那佛の大像を安置し車駕親臨していとも盛大なる開眼供養を營み給ひきこれより寧樂の都は大伽藍寶塔雲霄に聳えて起り輪奐相映ぜり其美觀おもふべきなり抑も佛法と共に百濟より寺工、瓦工傳來し、班鳩寺四天王寺をはじめ寧樂七大寺東大寺、興福寺、西大寺、元興寺、大安寺、藥師寺、法隆寺の如き大伽藍續々起り建築法を一變せしが唯これら外部の建築のみならず其安置する所の佛像木佛、銅佛、繡佛、塼佛、乾漆佛、押板佛の類より諸佛器に至るまで大むね精巧を極めたりきこれらの變化を來したるは朝鮮支那より直接に傳來したるもの、外に佛法の支那に入りしより中央亞細亞北天竺の交通頻繁となり佛法のため所謂希臘印度式を

支那に傳來し更に支那もしくは朝鮮を経て間接に我邦に傳來したるものありて遂に我邦の工藝上に一大變遷を及ぼし寧樂朝にいたり融化して一種の日本風となりしものも亦少からざるべし希臘印度式の工藝品が間接に我邦に傳來せしより工藝上の意匠に著く變化を來したることは法隆寺の玉蟲の厨子、東大寺正倉院の玉蟲の矢筈及夾纈、藤纈の鳴毛御屏風の如き類を見て想像すべし又我邦太古より寶玉を産しこれを曲玉、管玉などに製して諸器財の裝飾に用ゐるも其製極めて質朴なりしに佛法傳來してよりこのかた此の如き質朴なる工藝の志想全く變化し我邦に産せざりし金銀の如き貴重の礦物をもて佛像佛器を壯嚴にせしかば百般の工藝品専ら巧麗精緻を貴ふことなれりされば寧樂朝にいたり佛法の隆盛に赴くと共に櫻花の爛熳として咲きいつるが如く工藝の發達せしも亦偶然の結果にはあらざるなり

第一款 彫刻術の進歩

佛像の彫刻は敏達天皇の朝に始まり用明天皇の朝にいたり鞍作部多須奈司馬達等の子よく佛像をつくり其法を子鳥に傳ふ鳥は名工にして聖德太子に寵せられ其つくりし所の佛像少からず雖も今現存する所のものにて其名を彫りつけたるは只法隆寺の金堂に安置する所の金銅釋迦佛坐像四尺五寸ばかり推古天皇卅一年の作あるのみ多須奈鳥父子の作は韓人の媒介によりて傳來したる推古式の鼻祖なり其後孝德天皇の朝山口直大口詔を奉じて千體の佛像を彫刻せしも今は散逸して唯僅に法隆寺の金堂に安置する所の四天王の立像のみこなれり其中名を彫りつけたるは持國天、增長天各四尺四寸ばかりの二軀なり聖武天皇の朝にいたり佛法益隆盛になりしかば佛像彫刻も亦進歩し稽文會、稽主動の如き名工いづこの二人は兄弟にして河内の春日部邑に住す故に世人其姓名を呼ばすして單に春日と稱す長谷寺に安置する所の十一面觀世音菩薩の立像二丈六尺を彫刻せしも此二人なりといふ又天平中國中連公磨の如き非常の名工いで、大鑄師高市眞國、高市眞磨、柿本男玉の三人を指揮し東大寺に巨大なる金銅盧舍那佛の坐像高五丈三尺五寸

を鑄造せしが如き其一斑を窺ふへしこの他天平時代にいたり作人の名の傳らざるものにて傑作の品なほ多く寧樂地方に現存せりと雖も其中ここに銅像には藥師寺の金堂に安置する所の藥師佛立像蓮臺とも一丈四尺はあり木像には法隆寺の夢殿に安置する所の正觀音立像 六尺五寸はかり 天平年間の作 并に秋篠寺に安置する所の技藝天女立像七尺五寸ばかり 養老年間の作 あり乾漆像には東大寺法華堂俗に三月に安置する所の執金剛神立像五尺五寸ばかり 天平年間の作 あり壩像には法隆寺五重塔内の佛像凡一尺四五寸ばかり 天平年間の作 并に東大寺戒壇院に安置する所の四天王立像五尺四五寸ばかり 天平年間の作 の類ありていづれも天平時代の彫刻を代表せり畢竟これらの傑作は推古式よりうけ來りて唐代の式をまじへ融化して一種の天平式となれるものにして當時寧樂朝佛法の隆盛なりしを想像するに足れり

第二一款 蒔繪七寶の創製

漆は支那人はやくもこれを應用して竹簡に科斗を書きたるに始まり舜は漆を

もて食器をつくり禹は漆をもて祭器をつくれり其後周に至り漆をもて車を飾り弓を塗るにいたりきこれより祭器樂器の類をはじめ宮室を裝飾するの用に供せりされどもこの法我邦に傳らず全く我邦においては別に發達せし一種の工藝なりそもく我邦人が漆を用ゐしは景行天皇の朝日本武尊が舍人床石宿禰をして翫好のものを塗らしめ給ひしに始まり子孫漆部連氏となりて其職を世々にせしも其工藝著く世に顯れざりしが漸く孝德天皇の朝にいたり棺槨の製をたて漆をもて塗らしめ又冠制を定めて冠背に漆塗の羅を用ゐしめ給ひしより一般に漆の用をしろことなれり寧樂朝に至りては漆工大に進歩し漆をもて繪畫を描くものあり或は螺鈿を嵌め或は金銀平文にぬりたるものなごいづつひに支那になき所の蒔繪を創製せり今なほ正倉院寶庫に聖武天皇の御物ごいへる金銀裝太刀一口あり其鞘に末金をもて鳥獸花卉をつくれるものすなはちこれなり又當時漆の外密陀僧をも用ゐられしかば漆と共に種々の器財に裝飾せらる蓋し密陀僧の古きは法隆寺に傳ふる所の推古天皇時代鳥佛師造釋

迦銅像の臺座の繪并に玉蟲厨子の扉及須彌壇の繪なりこす又聖武天皇の朝に七寶をも創製せらるるこれも正倉院寶庫の鏡の裏面に法相華をつくり種々の硝子薬を嵌入したるものあるにてしるる玻璃器製造の進歩したる寧樂朝の時代なればつひに種々の硝子薬を發明してこゝに至れるものか

第三款 玻璃器の進歩

玻璃も亦我邦上古より傳へし所の工藝品にして仁德天皇の朝既に用ゐられしものこみえたりそは明治五年のころ仁德天皇の御陵の前面くづれて石棺の中より白色紺色の玻璃片をいだしたるによりて知られぬ當時我邦にて創製せしものか又仁德天皇の朝は韓人の多く來朝せし時なればそれらより製法を傳へしものか今何れも定め難しこれよりさきに安閑天皇の御陵よりも白色にして圓點ある所の玻璃壺をいだし、が又天保四年大和宇陀部八瀧村の文忌寸禰麿の墳墓より骨灰を納めし緑色の玻璃壺をいだせり文忌寸禰麿は壬申の役の

將軍にて天武天皇に仕へし人なり 慶雲四年九月廿一日卒す すへて古への風俗こして生前其

人の愛せし所のものを埴輪につくり又其賞翫せし所のものを墳墓に埋むるの慣習なりしかば玻璃器は上古に在りても大に貴重せられしものなるべし文武天皇の朝既に大藏省の典鑄司にて玻璃 當時琉璃と稱す を製せしが寧樂朝にいたりては盛に製造せしものこみゆそは正倉院の寶庫に今尙白色玻璃の水瓶、白色玻璃の碗、龜甲方の切子 淺黄色玻璃の高坏、紺色玻璃の壺、紺色玻璃の盃、綠色玻璃の坏、切 白色、綠色の玻璃尺等あるをもて知るべしこの他硝子玉ビョウシタマを製造して種々の裝飾に用ゐたり硝子玉も玻璃と同時代に創製せられしものこおもはるかかくの如く寧樂朝にいたり盛なりし玻璃、硝子玉の製造法も平安朝の中あろにいたりてつひに廢絶せりと見ゆ

第四款 染物の進歩

百工の發達したる寧樂朝にいたり染術も亦進歩し纈纈、藤纈、夾纈の類いづれ

も精巧をきはめき縹縹は支那人上古よりこの染術を傳へ唐にいたり魚子縹なご稱するものありてここに珍重せしが我邦に於いても縹縹は既に天智天皇の朝以來この染術ありしかご寧樂朝に至りて一層進歩し縹又は綾類の地に鹿子絞、きり子絞、疊絞の如き染方をなすものいつ又縹縹は支那人の蠟點縹にて其製一種にあらず縹に蠟をもて華章を染め後蠟を脱すれば文成るものあり又華章を薄板に鏤り抜き其板を縹に覆ひ蠟をもて其華章に點し染めて後に蠟を脱すれば文成るものありこれを共に縹縹といふ其精巧なるものに至ては二重染、三重染にせしものあり今世に行はるゝ中形染、小紋染、友禪染は皆この縹縹の支流なり又夾縹は押縹ともいふ薄板に華章を鏤りぬき其板一枚をもて縹を固く夾みて動くことなからしめ其鏤りぬきたる所より染汁を注き入れ後其板をこれを華章顯るゝものをいふ支那にては秦漢の間にはじまり陳梁にいたりて一般に行はれしが五彩の如き精巧なる夾縹は唐玄宗の時柳婕妤の妹の創製せしものにて當時唐の宮中にて行はれ其製法を秘せしほごのものなりしに殆

ごこれと同時に我邦にても二重染をなしたるが如き精巧の夾縹をいだしたるは又以て當時染術の進歩したるを知るべし

第五款 刺繡の進歩

刺繡の業も亦佛法により發達したる工藝品の一にして推古天皇の朝十三年はじめて鞍作鳥に命じ銅繡丈六の佛像各一軀をつくらしめ給ひしもの我邦において佛像を刺繡する濫觴とはなりぬ同じき天皇の廿九年聖德太子の薨じ給ふや其妃哀悼にたへさせられず東漢末賢、高麗加西溢、漢奴加己利に下繪を命じ諸の采女をして天壽國曼陀羅の圖二張をつくらしめらるその刺繡の殘闕今なほ傳へて中宮寺にあり龜山天皇の朝文永十一年寧樂慈性院の比丘尼信如中宮寺修造の弘願を發し京師に入りて貴賤の力を假り新に寫繡せしむこれ法眼良智の下繪にして藤井國吉其子國守、安國の三人にて刺繡したりといふされごもこの寫繡今世に傳らず孝德天皇の朝に至りては錦類の織物ご、もに刺繡も

進歩し丈六の俠侍八部等四十六像又高二丈二尺七寸廣一丈二尺四寸の脇侍菩薩八部等廿六像を刺繡せしめらる寧樂朝にいたりては刺繡の術も亦一層發達せしかば東大寺には各高五丈四尺廣三丈八尺四寸の觀自在菩薩二張を刺繡し大安寺には各高二丈廣一丈八尺の大般若四處十六會圖像并に華嚴七處九會圖像を刺繡せりこの他惠美押勝が光明皇后のために建立せし興福寺内の東院には菴陀落山淨土變并に阿彌陀淨土變を刺繡せしめしなご大作のもの續々いでしかばいよく其術精しくなりて寧樂朝の工藝美術に一段の光を添へたるなるべしされども惜いかな今は唯中宮寺の天壽國曼陀羅の殘闕と其他法隆寺あたりに保存せらる、佛幡の類を見て想像するのみ刺繡も平安朝にいたりて一層發達せしかば藤原氏の如き貴族の婦女子は刺繡中へ螺鈿ぞうかん金銀箔を細く裁ちてつくなごをまじへて精巧美麗を競ひしが其風流なるは催馬樂をあしてにして刺繡せしごぞ

第三編 藤原氏時代の工業

第四章 貴族の豪奢と工業の進歩

平安奠都以來宮闕堂宇の制大に備り専ら唐の風を模せられしかば貴族の第宅も亦其經營觀美を競ふこと、なり遂に其規模を唐の四阿造にこり折衷して所謂寢殿造とはなりぬ寢殿造は方四十丈を限り正殿對屋渡殿鉤殿を設け正殿の前に遣水を流し池を掘りて中島を築き中島の假山より瀧をおとすなど殆ど一定せりことに大饗の時には龍頭鶴首を池に浮へて樂を奏するを例とす寢殿造は自ら方式ありて家屋庭苑略一定せしかば藤原氏をはじめ貴族の豪奢を好むや朝廷の神泉苑に擬し山水の勝地を占有して別業を營むものいでぬ既に延暦天長の間藤原繼繩、藤原乙叡、藤原冬嗣等の別業顯れしが藤原氏の権力は年々共に加はり諸國に莊園を置き不輸租の土地を占有して其歲入ますます豊富なりしかば寢殿造方四十丈の制限を破り宏大なる第宅を數所に構へて觀美を極めしといふこと、において他の貴族も亦競うて第宅を觀美にし山水の勝地を撰びて別業を營むこと、はなれり左大臣源融の如き地を東六條に卜し

川原院をたて臺閣水石華麗を盡し、がここに毎日難波より潮二十斛を汲ませ鹽を煮て陸奥鹽竈の風景を模するにいたりぬ融はこの外嵯峨宇治にも山莊を營めり其豪奢おもふべし又藤原氏は祖先鎌足以來佛法を崇信せしかば一門の繁榮に赴くに從ひて伽藍を起しこも盛なる供養をなして其榮耀を誇りしなご尋常の事にはあらざりき當時貴族を代表せし藤原氏のかく繁榮を來しは一朝の事にあらずして寧樂朝の時其基を不比等に發し既に王室ご一家の親みをなし國柄を掌握するの端をひらきしが其後良房基經父子いつるに及ひて藤原氏の權力いよく動かずなりぬされごも其全盛を極めしは醍醐、村上、朱雀の三朝より一條、三條の兩朝の間にて兼家の季子道長及其子頼通が富貴榮花を盡したる時なりごす

桓武天皇より一條天皇まで凡二百三十年はこの間は天下太平にして政治閑散なりしかば遊獵宴會盛に行はる放鷹は桓武、嵯峨の兩朝より大に流行し交野の禁野の御狩宇田芹川の逍遙絶ゆることなし貴族も亦頗る遊獵を好み良鷹逸犬を賞

翫し鳥柴の贈答起る遊獵につゞきて宴會も藤原氏の勢力を得るに從ひてます
 く盛大ななりぬ三節五節供はいふもさらなり子の日の遊、花の宴、月の宴、任大臣大將の大饗、攝政關白家の臨時の饗宴など華美を競ひ豪奢を極めずといふことなし攝政藤原兼家が二條京極の新第落成せしめて大宴を開きしに東宮大進源頼光馬三十四を贈りこれを引出物として來會の賓客に分ち與へたりしなご其盛況を察すべしこの他當時の貴族は歌舞管絃をはじめ鬪鷄、蹴鞠、打毬、圍碁、雙六、歌合、詩合、物語合、前裁合などの遊技をなして貴重の時日を消閑し衣服調度皆奢侈を極めきされば建築彫刻より織物、染物、縫物、蒔繪、螺鈿の類世の需要に應じて發達し京師の工藝勃然として起るこれを要するに藤原氏時代の工藝は寧樂朝の後をうけて發達せしかば隋唐の遺風ご遠ざかり全く純然たる日本風の工藝ごはなりぬこれこの時期の特色ごする所にして其工藝皆高尚優美なる所以か

第一款 蒔繪螺鈿の流行

蒔繪は寧樂朝の時に創製せられしも弘仁貞觀のころまでは多く佛具に施し或は臨時雜式の具に施したるのみにて宮中の大儀に用ゐる器物には施したるものなかりしに寛平延喜のころより宮中の大儀にさへ用ゐらるゝこととなりしかば平文、塵地、沃懸地などの技術漸く進歩せしが其後花山天皇の如きことにかば平文、塵地、沃懸地などの技術漸く進歩せしが其後花山天皇の如きことにかば蒔繪を好み給ひて自ら御硯筥に蓬萊山手長足長なごまがせ給ひしかばこれより一條天皇の朝へわたりて著く進歩し弓劔の類より櫛、硯筥、扇筥、火桶、打亂筥の如き調度に至るまで大むね蒔繪を施すこととなりければこのころより沈紫檀などの唐木に蒔繪螺鈿を施し又銀錫鉛の置口をなすものいでぬ世これら蒔繪を稱して上代物といふ螺鈿も亦平安朝にいたり一層盛に行れしかば宮中の大儀に用ゐる所の劔より凡、櫛、鏡筥、わりこの類いづれも螺鈿を用ゐしが一條天皇の朝にいたり最も流行せしかば貴族の婦人は五節の舞に用ゐる衣服の紐に螺鈿を施し又衣の袖の端に螺鈿を施すものなごいでここに甚しきは江口の遊女が傘に月をいだし其柄に螺鈿蒔繪して誇るにいたりぬ其後藤原頼通

は宇治鳳凰堂の格天井また須彌壇などに螺鈿を嵌入し陸奥の押領使藤原清衡は中尊寺の堂内を平塵にして螺鈿を嵌入したりかくの如く衣服の裝飾より家屋の裝飾にまで螺鈿を賞翫せしかば蒔繪師と共に貝摺にてこの事を專業とするものいできぬ法隆寺の舊物なりしを今は獻品したる片輪車の文様手匣はこの貝摺を専ら用ゐて當時の精美を呈したり

第二一款 蠶絲業の進歩

蠶絲の業は遠く太古に始まり衣服の料に供せられしが應神天皇の朝歸化の秦民彼國にて行ふ所の蠶業の法を傳へしより一層精しくなりしかば雄略天皇の朝には秦民が蠶絲をもて織出し、所の調貢庭中に堆積し宇豆麻佐の氏を賜ふにいたりぬ又これより年々調貢増加し三歲齋藏、内藏、大藏に盈溢せしこと當時蠶業の進歩せしを知るべしここに雄略天皇、繼體天皇の如き御心を蠶業によせ給ひしかば后妃自から蠶をかひてこの道を獎勵し給ふなど尋常の事にはあらざり

きされば人民も亦蠶業の必要をさざりかくは著く進歩せしものならん孝徳天皇の朝には蠶絲をもて調物とすることゝゆるさる平安朝以來は蠶業いよく盛大となりここに醍醐天皇の朝には上絲伊勢、三河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安房、紀伊、阿波、十二國中伊賀、尾張、遠江、若狹、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、播磨、長門、讚岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向、廿五國産絲駿河、伊豆、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、十一國に定められ其數四十八國の多きにわたれり絲練絲の外橡、皂、黄、緋、緑、縹、纁等の如き色絲を調貢するものありたりここに三河伊勢の二國は其質善良のものをいだし、がその三河の犬頭絲伊勢の赤引絲の如き最も著名なりき犬頭絲は其色雪の如く白くして美麗なりしかば藏人所に納めて御服の御料に供せられ又赤引絲も其質善良なりしかば伊勢の皇太神宮へ獻る神服の御料となり今もなほ郷名郡名などに蠶或は桑の名を冠せしものあるは當昔蠶業の盛なりし地なることを知るべし蠶業は平安朝のはじめごろより中ごろまで盛なりしが承平天慶の亂後租調庸の法漸く廢れてつひにまた振はざるに至りき

第三款 織物染物の進歩

織物は既に前期における孝徳天皇の朝其發達の兆を顯し、が其後文武天皇の朝織部司に屬する錦綾の織人百十戸にして錦機三十枚を置かるや、其盛なるを見るべしここに元明天皇の朝挑文師を諸國へ派遣せられしより花章を織出すの法廿一國に傳へられ我邦の織物漸く精巧になりしが平安朝にいたり貴族の豪奢はつひに其需要を増加し諸國の織物業は蠶絲業と共にますます進歩し錦綾羅の類より絹絶布の類に至るまで大むね精巧の品をいだし醍醐天皇の朝より一條天皇の朝にいたりて其隆盛を極めき錦は兩面綾は一窠綾、二窠綾、三窠綾、七窠綾、薔薇綾、小鸚鵡綾、荻核綾、二色綾、吳服綾、羅は鼠跡羅、襪羅、藻羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり絹は肥後、伊賀、美濃、伊勢等よりいだし絶は常陸、上野、下野、上總、下總等よりいだし、がこの中肥後の絹常陸の絶最も多數なりきここに美濃の長絹、廣絶常陸の長幡部の絶は良質のものなりしといふ然

るに承平天慶の亂後諸國の機業漸く衰へ京師の織部司も亦錦綾を織るもの少くなりしかば朝廷供御の品より貴族の衣服は大抵支那輸入の錦綾をもて用途に充つるにいたれり

染物も亦前期より夾纈、藤纈等の法發達せしが貴族の豪奢はつひに衣服の華美を競ふこととなりこれら夾纈、藤纈の外既に延喜の朝にいたり紫深紫、滅紫深滅紫、緋深緋、紅花、退紅、綠深綠、中綠中綠、黃深黃、藍深藍、中藍中藍、縹深縹、橡青白、黃櫨、黃丹、蘇芳深蘇芳、蘇芳中蘇芳、支子深支子、淺支子淺支子などの染法を講究して用ゐられしが其後一條天皇のころより貴族社會において色目の式行はるゝに従ひなほ種々の染色を増加して用ゐるにいたれり後世染法の衰ふるや延喜の古染法つひに傳らず江戸の八代將軍吉宗の時吹上苑に染殿を起しこの法を講究して式内染鑑を著し、も其後復傳らず

第四款 製紙の進歩

我邦において紙をつくれる始詳ならず蓋し推古天皇十八年高麗王より僧曇徴

法定を貢す此僧よく彩色及紙墨をつくることあればこれを教師として製紙の事も改良せしなるべし上古の紙何を以て製せしか考ふるに由なしと雖も大寶の戶籍破殘をはじめて天平前後の數種の製紙にもしたる文書の裏背を使用せし反古今現に存するもの大和法隆寺、東大寺等に多しこれその原料麻、楮等の類にして精粗あり又寶龜元年三月法隆寺百萬塔に納むる所の無垢淨光陀羅尼等往々存するもの及びここに正倉院には五色紙、吹繪紙などの類さへありといふ支那は文物のはやく開けし國なれば從て紙の製法も他の國よりは早く發明せられしがこは後漢和帝の時宦官蔡倫が樹膚、麻頭、弊布、魚網の類をもて紙をすきいだしたるに始まるこれより竹簡縑帛に代ふるに紙を用ゐることなれり其後ますます製紙の業開け楮、麻、嫩竹、桑皮、藤、苔、繭、麥麩、稻稈の如き種々のものを原料として紙を漉けるが支那の製紙法は原料を腐廢せしめて漉くものなるがゆるに其質脆弱なるも我邦にてははじめ高麗法によりて改良せしも其後種々の經驗により灰をいれて原料を煮延喜のころに至りては木連灰を用ゐしといふこれに植物の粘

液を和して後世に至りては多く黄蜀葵の根より液汁をとりといふ漉くことを工夫せしかば朝鮮支那になき所の一種堅硬なる紙を得たりきこれ全く我邦における製紙業の一大進歩といふべし降て平安朝にいたりては製紙業各地に起りて一層發達せしかば穀紙楮に斐紙、麻紙、檀紙の類あり伊勢、尾張、三河等四十國より産出せしがここに美濃においては多く色紙をつくりしごぞかの一條天皇のころより色紙を好みて用ゐるここになりしかばこれより色紙の製法いよく精しくなりぬるは世に傳ふるが如し西本願寺に藏する所の上東門院御入内の時御堂關白よりおくられたるものにはあらぬかごちかごろ評論する三十六人家集の料紙を見ておもひやるべしこの家集の料紙は世に稀なる意匠を施したるものにて當時ありごあらゆる紙類を集めて用ゐられしのみならず種々の色紙を巧につき合せて雲形なごいふ類の模様を顯したるものなりきこの三十六人家集は天文十八年正月廿日後奈良天皇より本願寺光教へ賜はりしものなりといふこれらの紙は必京師紙屋川の紙屋院の製なるべし紙屋院は官立の製紙場にて其技術も他よりは大に勝りたること、思はるさはいへ中古までも紙を用ゐるこ

ごはたやすからぬこと、見えて書物などを寫すにも多く反故紙を用ゐぬ前にもいふ法隆東大の兩寺をはじめて古刹に經論をうつせるものあるも反故紙にて世に有名なる有栖川王府の寶庫に藏し給ふ小野道風秋萩帖の如きも淮南子の裏に認めたるものなりきその後鎌倉將軍の時梶原紙いで室町將軍のごき雁皮紙いでたり

第五款 貴族の崇佛と彫刻術の進歩

藤原氏は祖先鎌足が山階陶原の第宅に精舎をたて、維摩會を起し、より不比等、基經、忠平、師輔、兼家等いづれも佛法を崇信して伽藍を建立せしがここに道長に至り本幡に淨妙寺をたて京極に法成寺をたてられしかば御堂の關白の名さへ得られき此の如く藤原氏は榮耀を盡して壯嚴なる伽藍を建立せしかばこれに相當する佛像を安置するの必要起り遂に一條天皇の朝僧康尙從五位下日向守康行の子いでたりこれより子孫代々佛工をもて業とするがゆるにこれを佛師流の祖

ます其子定朝頗る名工にして傑作多し治安二年法成寺金堂の佛をつくりて法
 橋に叙せられ永承三年山階寺の佛を作りて法眼に叙せらるこれより佛師中造
 佛の賞として綱位にのぼるものいできぬ定朝は刀法を唐宋の彫刻にこりて創
 意せしものと思はるそはこれよりさき僧奮然并に其弟子嘉因等入宋して佛像
 を携へかへり唐佛と稱して世人に崇敬せられしかば幾分かそれらの風を用ゐ
 しなるべし定朝より覺助、頼助、康助、康慶に傳ふ康慶にいたり其子運慶備中定
法印
 覺奈良一
派の祖より門人快慶の如き良工いで、文治建久の間に其名を揚ぐ運慶は定
 朝以來の名工にして東寺の木大佛師職に補せらる佛菩薩の像の眼に玉を入る
 べしここはこの人より始めり快慶も亦名工にして安阿彌陀佛と號す治承中回祿
 に罹りし大佛東大寺の金の
銅盧舍那佛の首部を彫刻せし人なりき運慶快慶の作多しといへど
 も東大寺南大門の二王の像二丈六尺五
寸ばかりは最も傑作として稱賛せらる運慶多子湛
康運、康勝、康
辨、運賀、運助
 佛師職に補せらる平安朝の中ごろより鎌倉時代のはじめにかけてかく名工の

輩出せしも全く其基を定朝の時に發したるものにて佛像彫刻の隆盛こゝにい
 たりて極りぬ

第四編 武家時代の工業

第五章 鎌倉時代の工業

藤原氏の政權一轉して平氏に移りしも平氏は久しく京師に住し其文物器翫皆風
 流にして藤原氏に異らざりしも再轉して源氏に移り源頼朝の幕府を鎌倉に開く
 に及びてはいたく前轍に鑿み華奢情弱を誠め勉めて武弁の氣風を養ひしかは武
 士は質素儉約をこころし其遊技も笠懸、流鏑馬、犬追物の如き類こはなりぬされ
 ども天下の政權既に關東に移り鎌倉其中心となりしかば百工鎌倉に移り來り刀
 劔甲冑の如き武器の工藝品はいふもさらなり蒔繪螺鈿の如き工藝家も此處に來
 りここに蒔繪の如き上代の遺風をうけて別に一種の蒔繪を製出せり世これを時
 代物と稱すこの他鎌倉のはじめ宋の交通頻繁にして僧侶の遊學彼邦の商舶など

往來せしかば博多、坊津の一港より我邦へ輸入したる宋代の工藝品もあり又僧
 榮西入宋して歸朝し禪學を唱へしより榮西京師に建仁寺を建てしより伽藍の建
 築法宋風となり所謂玄關造の制はじまる僧
 圓爾の徒入宋してますく禪學起れり鎌倉もはじめ頼朝佛法を崇信し寧樂の大
 佛殿を再興するため宋の佛工陳和卿、陳曼壽を召し又運慶を屢鎌倉へ呼び下し
 て種々の佛菩薩を彫刻せしめしなご頗る敬意を表せられしかば其子頼家實朝を
 はじめ幕下の郎黨大むね佛法を崇信せしがここに北條時頼にいたり禪學を好み
 宋僧道隆を聘して建長寺をたて、退隱せしより鎌倉中一般に禪
 學行はれぬ其子時宗又禪學を好み宋僧祖元を聘して圓覺寺をたてしかばこれよ
 り鎌倉に禪刹續々起れりこれら商舶の往來僧侶の遊學なごよりして宋代の工藝
 品を輸入し鎌倉時代にいたり一種の工藝品をつくりいだせりすなはち唐代より
 宋代にいたり精巧を極めし剔紅の器物傳へられて鎌倉彫起りたるが如き又宋代
 にいたり隆盛を極めし建安の陶窯法傳へられて瀬戸の陶器起りたるが如し

第一款 蒔繪并に鎌倉彫の創製

鎌倉の繁榮に赴くや京師の職工この地に集り來り一種の蒔繪を製す後世これ
 を時代蒔繪といふ上代の遺風をうけて其意匠大むね優美なり鶴岡八幡宮に藏
 する硯箱籬に菊の梨
 子地蒔繪また政子の所藏といひ傳ふる十二手匣の類を見ておもひや
 るべしなほこの他香合類には當時の製作品まゝありて世人に賞翫せらる此期
 にいたりここに記憶すべきは鎌倉の貴族争ひて舶來の堆朱、桂漿、犀皮の類を
 賞翫せしここに堆朱は唐にはじまり張成、楊茂、周明の如き名工いでしが宋
 にいたりて其刀法繊細精緻を極めしかば彼邦の商舶によりて我邦へ齎したる
 ものも亦多かりしなるべし遂に四條天皇の朝運慶の孫康運宋人陳和卿が携へ
 來りし紅花綠葉堆朱の
 一種によりて法華堂の佛具を彫み鎌倉彫をはじめこれより
 一般に鎌倉彫流行す又淨阿彌北條家の命によりて寶戒寺の佛具を彫み五彩の
 繪具をもてぬれり世人これを木蘭塗といふ蓋し鎌倉彫を變化したるものなり

こそその後鎌倉彫にならひて小田原彫、越前彫等いでしも其製淺彫にして鎌倉彫に及ばず

第一款 宋窯法の傳來

陶器は平安朝に至り大和、河内、攝津、和泉、尾張等よりいでしも大むね土器にして精巧ならざりしかば貴族等争ひて支那舶來の陶器を求めこれを茶碗チャワンと稱して珍重せり當時舶來の品茶碗の類多きが故につひに陶器の名となれりこれ唐の越州窯、吳越の秘色窯、後周の柴窯などの品なり支那も神農の時既に甕を作り舜の時河濱壽邱などにおいて陶器をつくりしかご搏埴の法未だ開けず皆疎笨にして我邦上古の土器に異らざりしに唐以來漸く面目を改めしが宋に至り隆盛を極めしかばはじめて京師に官窯、内窯を置き氷裂鱗血紋の如き貴品をいだせりこの他定窯、汝窯、哥窯、龍泉窯、吉州窯、象窯、薰窯、均州窯、磁州窯、建窯、山西窯等續々起りて搏埴の法いよく精しくなれりされども前期におい

てはこれらの製法を我邦に傳ふること能はざりき然るに此期にいたり後堀河天皇の朝貞應二年宋寧宗嘉祐十六年山城の人加藤四郎左衛門景正景正晩年に至り春慶と號し藤四郎と略稱す僧道元の入宋に従ひて彼邦に渡り建窯福建泉州府德化縣ニ在リに就て陶製の法を修むること六年にして歸朝し諸國を巡遊して陶土を求むるも意に適するものを得ず皆數月にして去る後尾張國春日郡瀬戸村に來り土質の其意に適するを喜びはじめて宋風の陶器を製造せりこれより我邦の陶器一變す當時景正が支那より携へ來りし所の土と釉料とをもて瀬戸の瓶子窯にて焼きたるものを唐物と稱し倭土倭釉にて焼きたるものを古瀬戸と稱せり共に後世名物と稱してこれを珍重す其子藤四郎父業を繼ぎ陶製に精し遂に黄色の釉を發明す世これを黃瀬戸と稱して賞翫す又古瀬戸に對して眞中古と稱す後世其初代藤四郎と混じ易きを以て初代を單に古瀬戸と稱し二代を藤四郎と稱す伏見天皇の永仁中三代藤次郎美濃國金華山の土をとりて陶器を製す世これを金華山窯と稱す元祖藤四郎の法に倣ひ茶褐色の釉を用ゐるまた黄色の釉を用ゐることなし後醍醐天皇の建武

中四代藤三郎の焼くものを又中古と稱し破風窯といふ蓋し其釉法器の外面高臺に至る間釉色不足して地質を顯し其形家屋の破風に似たるによれり其釉を用ゐるや茶褐色を施し其上に黄色の釉を施しぬ世これを澁紙と稱す

第三款 武器用の工藝品

刀劔は文武天皇の時大和の宇多に天國いでしより平安朝にいたり平城天皇の時伯耆の大原に安綱、眞守父子いでぬこれより諸國の鍛冶大に進歩し一條天皇の時に至りては京師三條の宗近をはじめ備前に友成、正恒其他三平^{高平、助平、包平}の如き良工輩出すこれらの利器を支那に傳へてはじめて日本刀の名顯る詞人日本刀の歌をつくりて稱賛すこの期にいたり後鳥羽天皇の刀劔を好み給ふや自ら久國、信房に就て其術をうけ給ひ宮中に十二人の鍛冶を召して毎月鍛鍊せしめらる世にこれを番鍛治といふつひに番鍛治中より一文字則宗及大文字助宗の如き良工いつ其後四條天皇の時備前に光忠、長光父子あり伏見天皇の時

京師に藤四郎吉光、來國行ありていつれも利器をつくりしがここに吉光にいたりて日本刀の鍛鍊精妙を極めしかば天下傳へて寶刀となせり熱田神宮の蜘蛛切大友氏の骨啄の如き皆吉光の作なり其後醍醐天皇の時にいたり鎌倉に岡崎正宗いつ吉光に亞ぐ所の良工にして天下の寶刀その橐籥中よりいでしもの多かりき又其門より郷義弘、志津兼氏、左衛門三郎等の如き十哲をいだし、かば刀劔鍛鍊の術こゝに至りて極りぬ織田、豊臣二氏の諸將こゝの外正宗、義弘等の作を愛せしかばこの時代にいたり石田三成の如きは一條の國廣を澤山によび下して正宗の刀をつくらしめ贈答の品に供するにいたれりこれより正宗の偽作多し

甲冑の製は久壽文治の間増田出雲守紀宗介いつはじめ出雲に住し後京師九條に移り剛堅緻密なる甲冑をつくりて近衛天皇より明珍の號を賜ふ後又移りて鎌倉に住すこれ明珍家の始祖にして其子宗清以下代々甲冑をつくりて其業を子孫に傳ふ後世宗介より以下宗安までを十代の作と稱してここに珍重す宗安

兵衛佐と號し京師一條堀川に住す足利義滿のために白星金甲唐綾威鎧をつくり其賞として攝津河部郡服部村にて若干の地をうく其後義弘、義紀、義則、義長、義有、義保相繼ぐ義保の子左近衛將監信家後奈良天皇天文中上州白井に住せしが後甲州府中に移り薙髮して樂意入道と號し名甲をつくりて名を揚ぐ世人十四代義長の弟高義十六代義保の弟義通并に信家を合せて明珍家の三作と稱す信家名工にして門人多かりしがここに早乙女信康の如き一派をたて、名甲をつくるものいづ信康はじめ小田原に住し後去て常州府中に移れり其子孫佐竹家に仕へしといふ

第六章 東山時代の工業

足利義政の東山に閑居するや眞藝藝阿彌眞相相阿彌等の同朋と茶を喫し書畫古器物盆石などを賞翫して樂みけるが又しばしば南都稱名寺の僧珠光を召して茶會を催しくさぶくの掟を定めしものつひに後世の茶式とはなりぬされども茶會の事

は既に後醍醐天皇のころほひより世にひろがりて四種十服の茶の品さだめして七十服茶、百服茶などいふことさへ聞え初めしがいまだ一定の式を定むるまでには至らざりしにこゝに至り全く一種の式となり珠光より此法を武野紹鷗に傳へ紹鷗より千宗易に傳へしもの世にひろがりていよく確定せしかばこれより茶の式専ら世に行はるゝことゝなれり義政は點茶の外志野宗信をして聞香の式をも定めしかばこれ亦點茶とにも世に行はれき當時義政の同朋は才藝の淵叢なりしがここに相阿彌多藝多能にて畫をよくし茶道、香道、作庭の事に通じ且器物の鑑定に長ぜしかば義政の遣明船に託して書畫をはじめ種々の器翫を求むるや一々其器を鑑別して座敷飾の方式を定むることゝに至り窯變、油滴、建蓋をはじめ張成、揚茂、周明の堆紅より象眼、七寶の類大むね備らずといふことなし義政は段錢を課し徳政を行ひ剩へ應仁の如き大亂を引起し京師戰場となること凡十一年の長きに亘りしかば東山の東求堂は恰も別天地の如きありさまをなし周文、宗丹、狩野正信の畫、後藤祐乘の彫刻、五十嵐信齋、幸阿彌道長の蒔繪、泰阿彌、清阿

彌の漆器、彌阿彌の罐子いづれも美術工藝家の模範となれり織田、豊臣二氏の時代を経て徳川氏の時代に至り文化の進歩と共にこれら美術工藝の隆盛を極めしも皆この東山時代に胚胎せりされば後世東山時代と稱してこの時代の製品を賞翫するも亦いはれなきにあらざるなり

第一 欸 蒔繪并に金屬彫刻の進歩

蒔繪は東山時代にいたり發達せし工藝品の一にして當時専ら唐物を賞翫せしも義政極めて華美を好み調度の類に蒔繪を施し其法を奨勵せしかは五十嵐信齋、幸阿彌道長の如き名工をいたしつひにこの時代となりて高蒔繪の精巧なるものいづこの二人の子孫いづれも名工にして豊太閤の時五十嵐道甫、幸阿彌長清及其子長晏名を揚げしが其後五十嵐は加賀の前田家に仕へ幸阿彌は徳川家に仕ふ當時蒔繪の意匠は天正中桂宮智仁親王にて模造せしめ給ひし蔦の細道の硯箱などいふ類を見て其大概を察すべしこれよりさき明の宣宗人を我邦に

遣し我蒔繪の法を彼國に傳へしめしかば明人平蒔繪を描金、高蒔繪を泥金畫漆、梨地を灑金、研出を縹霞彩漆など稱して賞翫せしがここに楊埧といふもの我邦の漆法を傳へ縹霞彩漆に妙を得しかば彼國の人楊埧の作を楊倭漆と稱してもてはやし、こいふされども概して其工我邦精巧の品に及ばず常に遣明船にて齎す所の灑金の厨子、描金の粉匣などを得て珍重せしとぞ

又東山時代の美術工藝品中ここに記憶すべきは刀具の彫刻にしてこの彫刻も亦蒔繪の名工幸阿彌道長が義政の近侍よりいでしが如く義政の近侍たりし美濃の人後藤四郎兵衛正奥によりてはじめらる四郎兵衛薙髮して祐乗と號す刀具彫刻の精巧優美なるものこれよりいつ祐乗の子宗乗、孫乘眞いづれも父祖の業を守りて家風を墜さず以上祐乗、宗乗、乘眞を上三代と稱して珍重すされども乘眞の子光乗いづるに及びて後藤家三代の彫刻を大成し一機軸をいだせり其子徳乗亦名工にして元龜天正のころ専ら豊太閤に寵せられ大判、小判を製しまた豊太閤が大事に用ゐる黄金印をも鑄造せしこいふ

第二 欸 東山時代舶來の陶磁器

東山以來點茶の事盛に行はれこのころより唐物を稱する支那製の器物多く舶來して賞翫せられしがここに陶器の如きは茶碗に窯變、油滴、建蓋、天目の類あり茶入に肩衝、丸壺、水滴、文林、大海、榴茶、茄子の類あり茶壺に呂宋製の眞壺清香の類あり其高きものは錢萬匹に値せしといふこの外香爐花入には青磁を用ゐしが其製一ならざりしかば後人福鹿手、砧手、麒麟手、牡丹手浮牡丹 沈牡丹千鳥手、天龍寺手など稱して其青磁を賞翫すること窯變、油滴、建蓋、天目の類に異らざりき義政が所持せし千鳥の香爐、利休が所持せし砧手の花入、妙智院の僧策彦が支那より携へ歸りし天龍寺手の香爐の如きいづれも天下の重寶となり青磁は平安朝以來我邦においてひそくあをじなど稱して賞翫せしが支那にても青磁はこの外珍重せられしかば晋の縹瓷、唐の千峰翠色、柴周の雨過天青、吳越の秘色其他宋代の官窯、汝窯、哥窯、龍泉窯などにて製せしものは其

價殆ど金玉にひこしかりき東山時代に至り種々の陶磁器を賞翫せしも内地においては只僅に瀬戸の外茶器に適するほどの良品を製するものなし當時は瀬戸の古瀬戸、眞中古、金華山、破風などの類といへども唐物の如く貴重せられざりきこれら瀬戸の古器が茶人に賞翫せらるることとなりしは全く小堀遠州以來のここにて遠州の識見といふべし又支那も明代にいたり洪武窯、永樂窯、宣德窯、成化窯、正德窯、嘉靖窯、隆慶萬曆窯の如き陶窯續々起りて一時隆盛を極めしも青磁の製造漸く衰へた、純白なる磁器に或は青花をゑがき或は五彩を加へたる精緻のもの、みいづされば青花の磁器もこのころより舶來して世に用ゐらる青花の中ここに我邦にて珍重せし祥瑞と稱する青花の磁器は伊勢國飯野郡黒部村の人山田五郎大夫祥瑞實名を則之といひ號を祥瑞といふ蓋し明の陶工祥瑞の盛名をしたひて己が號となしたるものにはあらざるか祥瑞の作には吳祥瑞五郎大夫又祥瑞五郎大甫などいふ銘あり足利義植のとき永正十年明武宗正徳八年遣明正使東福寺の桂悟了菴と號すに従ひて支那にわたり江南の地にこゝまりて製磁の法をうけ青花の磁器を多くつくりて齎し歸りしもの世にもてはやされしかば其後彼國

の陶工祥瑞の製にならひて青花の磁器を年々我邦に輸入せしこいひ傳ふされ
ごも内地において未だ白磁礦を發見すること能はざりしかばつひに青花の磁
器をつくるに及ばずして空しく九十年餘を經過したり

第三款 工業の保護

足利氏の治世にいたり將軍家より各地の守護神社佛閣皆其所領地の商業に座
を置き專賣をゆるして諸役を課し他の競望を許さず座外のもの、商業をなす
を協賣、振賣など稱して嚴禁せしが工業にも亦座を置き座外のもの、製作を
嚴禁して諸役を課すること商業と毫も異らざりき永正中京師の大舍人座のも
の練貫座において厚板を織出したるより爭論をひき起しつひに大舍人座の勝
訴となりたるが如き其例なり工業の座もなほ商業の座の如く天正ごろまでも
ありしことは京師の博多打座中へ他人において無案内打之輩あらば可加
成敗旨の折紙を與へたるにてもしらるこの他南都の大乗院の如きは既に檜

物座、結桶座などを置きて諸役を課したりこれを要するに座はいにしへ皇族
方其他貴顯紳士が品部を私有せしが如く將軍家より各地の守護、神社、佛閣に
至るまでおのが領内に住する工業家の座を私有し隨意に諸役を課して得分の
一とはなしたるなり徳川氏の時代にいたりてもなほこの遺風を存し榊座榊藤右衛門
門權座守隨彦太郎神谷善四郎をはじめ奈良の晒屋明曆三年以來三十一株に定む堺の烟草庖刀打享保十一年廿九株に定む江
州八幡の蚊嚙織寛永中十三株に定む元文四年に至り四十七株となるなどの株式を定めて專賣を許し、が諸大
名の領地内にても或特種の工業を保護することて株式を定めたるものありかの
筑前の博多織明和十二年戸に定む肥前有田の金鑽工はじめ十一戸に定められしが明和七年五月を増し十六戸に定むの如きすな
はちこの例なり

第七章 堺の工業

和泉の堺は足利氏の權臣山名、大内、細川等の互に領する所となり城を築き市街
を廣め外國貿易を開きしかは常に外船輻湊して商業繁昌の土地とはなりぬ堺は

戰國時代に於ける隱然たる一獨立市にしてはやくより十人衆、會合衆などの制を設け公事訴訟を裁決せしめしが如きや、自治の權をも有せしが堺商人の富饒はつひに浪士を養ひて腕力をも添へしめしかば堺南北の兩莊には一點の戰塵をも及ぼすことなかりきこと、に於て劔戟戎馬の間堺市獨依然として太平恬熙の和樂絶えざりしかば百般の文物技藝この所に集中し文學は牡丹花宵柏の古今傳授を弟子宗伯に傳へし以來堺傳授といふもの起りしが當時一般に流行せし連歌も亦盛に行はれ坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶などの連歌師をいだしぬ又板刻の術開けざりし時に當り既くも正平元年に論語を刻し大永八年に醫書大全を刻したるものあるにて堺文學のほごを察すべしこの外車屋道悅の謠曲、惠藤源左衛門の横笛、琵琶法師中小路の三絃をはじめ文阿彌の插花、意雲の圍碁いづれも當世の達人なりきことに遊技中最も發達せしものは點茶にして紹鷗、利休などの和尚この地よりいで、珠光の茶道を大成せしより堺の商人好みて點茶を學び今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高の徒いでたり堺

商人は既に天下商業の權を握り財産豊なりしかばかく優美なる遊興をなして屢織田、豊臣二氏の茶筵に陪し天下の重寶を集めて誇るに至りぬこと、に於いて工藝も亦堺は一頭角を顯せり明徳二年山名氏清が城を築き泉府と號せし以來諸國の工人この地に集り或は絹帛を織るものあり或は漆器をつくるものありて繁昌せしが天文以來は橘屋又三郎の鳥銃、芝辻清右衛門の大砲などいふ西洋風の鑄造業も亦起れり漆器は應永のころより既に堺塗と稱して世にもてはやされしがつひに春慶の如き名工いで、春慶塗をはじめたり織物も亦明徳、應永のころより盛に羅綾紗等の類を織りて京師山口の織工と競争せしが其後京師、山口ともに衰へて只一の堺のみになりますく精巧を極めきことに記憶すべきは天正のころ明の織工堺に來りて明様の紗、紋紗、金紋紗、錦綾、羅、縮緬などの織法を傳へしことこれなり明様の織法一たび堺に傳はりてより其法を京師の織工に傳へつひに西陣機業の隆盛を來す基をなせり

第八章 歐洲人と交通以後の工業

足利氏の中世にいたり歐羅巴洲の葡萄牙、西班牙の二國競うて遠征に従事し新版圖を求めしかば葡萄牙人の如き既に文明十八年一千四百八十六年 亞弗利加の南端喜望

○第八章正誤

縐 珍 葡語 Seim 天鵝絨 西語 Velludo
 の轉訛
 ビイドロ 葡語 Vitro 鈕 葡語 Botão
 よりきたる 鈕 葡語 Botão
 の轉訛
 亞媽革 Amannu 現
 今の Manco

支那廣東の澳門マニラを占有して立脚地をなし、が西班牙人も亦呂宋群嶋を侵略して鎮臺をマニラに置き亞米利加洲の新版圖に往來して東洋に威を振へりこの二國の我邦に航路を開きしは天文十年一千五百四十二年 葡萄牙人が豊後の神宮浦に來りたるをはじめますつゝいて同じき十八年一千五百四十八年 西班牙人豊前の八屋浦に來りぬこれ

より二國の商船絶えず我邦に往來して彼等本國の工藝品の外東洋植民地をはじめ其他沿道の諸國にて貿易したる工藝品を輸入し我邦の工藝上に一大變遷を及ぼせりかの呂宋、交趾、南蠻呂宋安南地方 嶋物すべて國のしれざる など稱する陶器の茶人に愛せられて我邦の陶器に影響を及ぼし、が又歐羅巴製の縐珍葡語 Velludo 天鵝絨 西語 Velludo の轉訛或云 天竺織 佛語の Gobelins の類より印度製の聖多默縐 Sanctus 榜葛 Benjal 刺縐 Bengal 莫臥爾 モウール 金モウール、銀モウール、など稱する織物の如きいづれもこれら二國人によりて輸入せられ我邦の織物に與へたる利益も亦少からざりきこの他應帝亞革 India 莫臥爾革、榜葛刺縐、聖多默革、百爾齊亞革 Persia 亞媽革 Manco 呂宋革など稱する染革、繪革の類も我邦に入り來りて珍重せられしが後にはよく其工を模して種々のものに用ゐらるることに印度の莫臥爾 Mohair は元明の世同々稱せし國にて其産物も亦多かりしかば織物、繪革の外銅器類をも輸入せしごとぞこれら輸入の工藝品が直接間接に我邦の工藝に利益を及ぼしたることは今日吾人が常に用ゐる所のものに聖多默縐、應帝亞革、ビイドロ 葡語 Vitro 合羽 カッパ 鈕釦 ボタン の轉訛

第八章 歐洲人と交通以後の工業

足利氏の中世にいたり歐羅巴洲の葡萄牙、西班牙の二國競うて遠征に従事し新版圖を求めしかば葡萄牙人の如き既に文明十八年一千四百八十六年 亞弗利加の南端喜望峰まで航路を開きしが其後明應七年一千四百九十八年 水師提督ブラスコ、ダ、ガマによりてつひに航路を印度洋に進めマラバアに達するにいたりぬこれよりさき明應二年一千四百九十二年 西班牙の如きも伊太利亞人クリストファー、コロムバスによりて西印度に航路を開きつゝいて亞米利加大洲を發見するここを得たりこれよりこの二國の人民ますく遠征に従事し葡萄牙人の如きは早くも印度の臥亞を侵略し尋いて支那廣東の灣門媽亞を占有して立脚地をなし、が西班牙人も亦呂宋群嶋を侵略して鎮臺をマニラに置き亞米利加洲の新版圖に往來して東洋に威を振へりこの二國の我邦に航路を開きしは天文十年一千五百四十一年 葡萄牙人が豊後の神宮浦に來りたるをはじめとすつゝいて同じき十八年一千五百四十八年 西班牙人豊前の八屋浦に來りぬこれ

より二國の商船絶えず我邦に往來して彼等本國の工藝品の外東洋植民地をはじめ其他沿道の諸國にて貿易したる工藝品を輸入し我邦の工藝上に一大變遷を及ぼせりかの呂宋、交趾、南蠻呂宋安南地方 嶋物すべて國のしれざる舶來品をさしていふ など稱する陶器の茶人に愛せられて我邦の陶器に影響を及ぼし、が又歐羅巴製の繡珍葡語のZinn 天鵝絨西語 Velluda の轉訛或云 天竺織佛語の Gobelins の類より 印度製の聖多默縞Shawlows 榜葛刺縞Rangul 莫臥爾金モウル、銀モウル、風通モウルの類あり など稱する織物の如きいつれもこれら二國人によりて輸入せられ我邦の織物に與へたる利益も亦少からざりきこの他應帝亞India 莫臥爾革、榜葛刺革、聖多默革、百爾齊亞革 Persia 亞媽革 Macao 呂宋革など稱する染革、繪革の類も我邦に入り來りて珍重せられしが後にはよく其工を模して種々のものに用ゐらるることに印度の莫臥爾 Mosini は元明の世回々稱せし國にて其産物も亦多かりしかば織物、繪革の外銅器類をも輸入せしごとぞこれら輸入の工藝品が直接間接に我邦の工藝に利益を及ぼしたることは今日吾人が常に用ゐる所のものに聖多默縞、應帝亞革、ビイドロ葡語 Vireo の轉訛 合羽カッパ 西語 Capa 鈕釦ボタンの轉訛

葡語 *Botom* などの名を存するを見ておもひやるべし
の轉訛

四十八

第九章 桃山時代の工業

豊臣氏の起るや難波石山の大阪城をはじめ京師内野の聚樂第伏見桃山の第など續々大土木を起しこれが爲建築術に一大進歩を與へられしがここに桃山の建設は文祿三年にて十四萬の貔貅を叱咤し韓の八道を蹂躪して武威を海外に輝せしころなりしかばその建築彫刻等の上にも豪邁の氣性おのつから顯はれいでぬ桃山の建築今詳に考ふべからずと雖も瓦の端を黄金にてぬり百間廊下に黄金の燈籠を釣るなど其壯觀おもふべきなり今も世に桃山の式をうけて建築したるもの山城近江あたりの寺院にありて其式一定にいつたこへば長押鴨居を黒漆にてぬり其上に蒔繪を施し襖を黄金にて張付けたるの類にして當年豊太閤の意匠にいでしものなりといふ京師には東本願寺の飛雲閣の建築又今の豊國神社の門扉の彫刻など桃山遺物の現存するものあれば就て其一班を窺ふべし豊太閤は獨これ

ら外部の建築彫刻等に意を用ゐしのみならず茶器の類より衣服調度の類にいたるまでおのが意匠を工人にさづけてつくらしめしもの多かりき筑紫の陣中において征韓軍を指揮せし時すら佐志山に窯を築き種々の茶器をつくらしめられしがまたおのが意匠を日記に圖してはるく京師に送り茶人をやかしめ蒔繪をまかしむるなどつねに意を工藝上にそゞぎて奨勵せられしかば京師伏見の間に名工輩出して工藝の隆盛を極む後藤徳乗の刀劔具、埋忠明壽の鐔、一條國廣の刀、樂常慶の茶碗、幸阿彌長晏の蒔繪、盛阿彌の漆器、西村宗全の土風爐、浪越與次郎の罐子、嘉長の金具、是閑吉滿の假面、左近の挽物これらいつれも豊太閤の寵遇をうけし工藝家にして桃山時代の趣致を代表するに足れり元和以來京師伏見に住居せし豊臣氏恩顧の工藝家は散じて二つこなり一は江戸に入り一は加賀にいれりこゝにおいて加賀に蒔繪金屬彫刻の美術工藝起る江戸に入りしものは種々社會の變遷に逢ひて全く桃山の遺風を失ひしかど加賀に入りしものは北陸の別天地にありて其遺風を子々孫々に傳ふることを得たりこれ加賀の美術工藝の特色

にして世は江戸將軍の時代となりても加賀蒔繪、加賀象眼など稱して賞翫するもの多かりし所以か

第一款 工藝家の名譽號

足利氏の中世ごろより工人に天下一の號を授けて其技術を獎勵せしかば工人喜ひてこの號を用ゐしが年を経るに従ひ濫稱するものいで、つひに其效を失ふにいたり織田信長の足利氏に代るやつねに意を工藝に用ゐられしかば鏡屋宗白が獻せし手鏡の裏に天下一の號を銘せしを見去春以來この號を用ゐる鏡師二人あるはこれ濫稱なりとていたく京尹村井長門守が不明を叱せられしよりふつに天下一の號を濫稱するものやみたりといふ豊臣秀吉も亦織田氏の如くつねに意を工藝に用ゐて獎勵せられしかば名工を選びて一人に限り天下一の號を授けられきこれより工人天下一の號を其製作品に銘して無上の名譽とせりすなはち陶器師には樂吉左衛門常慶、蒔繪師には法橋幸阿彌長清、塗師

には盛阿彌紹甫一説には篠井善鏡ともいふ釜師には浪越與次郎實久、土風爐師には西村宗次郎西村宗全の弟鏡師には木瀬淨阿彌、面打には是閑吉滿、挽物師には左近なりき徳川氏にいたりてもなほ天下一の號を工人に許されしがいつしかくづれてこの號を濫稱するもの増加しここに甚しきは招牌に天下一の號を彫刻して掲ぐるにいたりあゝにおいて徳川綱吉の時天和二年さらに天下一の號を用ゐることを禁ずこれより絶えてこの號を用ゐるものなし

第二款 天正蒔繪

豊臣氏時代に至り京師には蒔繪の名工多く輩出せしも東山以來蒔繪を世業にせし五十嵐道甫、幸阿彌長晏に及ぶものなし只木地蒔繪は長府本名得意なり不傳しごいふ豊臣氏はわびたるものを好まれしかごまた極めて華美なるものをも好まれしかば調度の類より家屋の裝飾にまで蒔繪を施されしが其圖案に意を用ゐられし事はかつて秘藏せられし古鞍に蒔繪することまづ蘆穂の下繪を狩

野永徳にかゝしめそを高時繪にして愛せられしが如き其一斑をこるべしこの時代の蒔繪は東山のものに比してや、疎雑なる傾あれども又一種の味ひありて其畫様に至りても一般に優美なりき後世豊臣氏時代のものをさして天正蒔繪と稱しこの外珍重するもこれが爲のみ京師東山の高臺寺は慶長十年豊臣氏の夫人高臺院湖月尼の經營なれば豊臣氏薨去後のものなれども豊臣氏夫妻の像を安置する所の須彌壇に施せる花筏の蒔繪并に高臺院夫人が衣裳を納められしといふ匣類の桐紋の蒔繪を見て天正時代の蒔繪をおもひやるべし後世これらのものを高臺寺蒔繪と稱し其桐紋を棗に模し其花筏を爐縁に模して賞翫するにいたれり

第三款 樂燒の創製

豊臣氏時代に至り茶事の流行のために内地の陶業を改良したるもの少からざりしも大抵支那、朝鮮、南蠻等の舶來品に摸擬したるものなりしが獨樂燒は點

茶に用ゐむとて發明せられたるものなれば其釉藥柔に唇にあたりて茶味を和らげしかば當時の茶人この外の器を賞翫し建蓋、天目もこれには及ぶまじといへりはじめ韓人宗慶歸化して京師に住し陶窯を開きしに其子長次郎長祐に至り千宗易と深く交り種々工夫して遂に一種の陶器を發明せり當時これを京燒又今燒と稱せらる豊臣氏の内野に聚樂第を築かるゝや長次郎を召し其邸内に居らしめ茶器及瓦の製造を命じ樂字を瓦に印せしめらるこれより聚樂窯を略して樂燒と呼びしとぞ長次郎一生中つくりし所の品多しと雖もここに千宗易のためにつくりし七種の茶碗大黒、鉢開、東陽坊、木守、早船、檢校、臨濟天下の重寶となれり長次郎の弟吉左衛門常慶其あこをつぎ兄長次郎と共に豊臣氏に仕へ聚樂邸内に住し陶器をつくりしがここに樂字の黄金印を賜ひ且天下一の號をゆるされきこれより樂を以て姓とし其製作品に樂字の印を押すことゝなれり吉左衛門の子吉兵衛道入異名をノンコウと稱し樂燒中の名工にて其作父祖にひきこいふ本阿彌光悅道入に従ひて樂燒を習ひ其蘊奥を得て茶人に賞翫せられしが後

其法を孫空中齋光甫に傳ふ道入の子一入も亦父に劣らざる名工なりしかば其門より長左衛門いで、加賀に仕へ大樋窯を起し飴釉をもて賞せらるまた一入の二男一元玉水にいで、別に一家をたつこれを樂脇釜と稱す長次郎以來其法を傳へて十二代に及べりこの外江岑宗佐、良休宗左等か樂焼を試みしより久田宗全、松尾樂只などの茶人も亦手造と稱して樂焼をなすものいでたり

第四款 假面彫刻の進歩

足利義滿の時大和猿樂座のもの寵をうけて同朋に擧げられしより猿樂をもて武家の式樂と定められしかば此業次第に盛にして糺河原勸進猿樂などいふことはじまれり義政の時には觀世、今春、保生、金剛を四座の猿樂と稱し其技に堪能なる人もまたいできぬ織田豊臣二氏共に猿樂を好みしがここに秀吉は吳松に就て其技を學び明智討高野詣などいふ新謠をつくりて自ら舞ひしかば諸大名も亦好みて習練したりこそ徳川氏の世に及では四座の外に喜多を加へて猿

樂師を扶持し幕府の嘉儀には必ず此技を用ゐしかば士民一般に弄ふこと、はなれりかく猿樂の行はるゝにつれて假面の彫刻必要となり義政のとき文明中

三光坊いづこれよりさき假面の彫刻には十作日光、彌勒、夜叉、福原文藏、石川龍右衛門重政、赤鶴吉成、日水宗忠、越智吉舟、小牛

清光、徳若忠政六作増阿彌久次、福來石王兵衛、なご稱するものありしかご其年月詳ならず

三光坊の門より次郎左衛門滿照三光坊の甥越前府中の人越前出目といふ上總介親信近江淨津の人近江井關といふ大光坊幸賢越前平泉寺の僧の三人いで、よりつひに假面彫刻をもて專業とするものある

にいたれり大光坊幸賢の門よりは是閑吉滿いで上總介親信の家より河内大椽家重いづ是閑はじめ大野に住し後京師に移り豊太閤の寵をうけて天下一の名譽を得たり世これを大野出目といふ河内は親信の孫備中椽名不傳の子にして近江

に住し後江戸に移れりこの二人いで、假面の彫刻を一新せりここに河内は彩色に妙を得しかば河内彩色とて賞せらる又この人打彩色をも工夫せり其後元祿中古元休滿永次郎左衛門滿照の孫秀滿の子の門より兒玉滿昌いで、一家を起しつひに河内

以來の名工と稱せられぬ

第五款 刀劔并に装劔具の彫刻

刀劔の鎌倉將軍の末より南北朝の初にわたりて名工輩出せしかば一時その術大に振ひしも其後久しく衰へて諸國名工いでざりしに豊太閤の獎勵によりて京師に埋忠明壽いづ明壽の三條宗近の後にして鍛鍊の法いたく人にすぐれしかば京師をはじめ諸國の劔工來りて業を受けしもの多かりきここに其門より一條國廣橋本忠吉の如き名工をいだしぬ、明壽の獨刀劔に巧なりしのみならず鴈及彫物も得意なりきこそ一條國廣の元日向飢肥の伊東家に仕へし劔工なりしが豊太閤の薩摩を討伐せられし時つれ歸りて明壽の門に入らしめられしかば京師の一條堀川に住せしが其後故ありて野州足利學校に住し又石田三成に招かれて江州佐和山にも住せしこそ征韓の役豊太閤の命を奉じ忠吉と共に遠征軍に従ひて渡海し釜山において刀劔をつくりしといふ忠吉の肥前佐賀の劔工にて慶長の初京師に來り明壽の門に入り出藍の譽を揚げたり徳川氏に

いたり難波に井上眞改いづ眞改の國廣の門人井上國貞の子にしてこれまた世にすぐれたる名工なりしかば世人國廣、忠吉にこの眞改を加へて新刀の巨擘と稱す蓋し刀劔家において慶長以後の作を新刀と稱するによれりこそ

装劔具の金屬彫刻の東山時代に美濃人後藤祐乘いで、精巧優美なる一種の彫刻を創意せしが五代徳乗實名光次通稱四郎兵衛にいたり豊太閤の寵遇をうけ装劔具の外貨

幣の鑄造をも命せられていこ面目を施し、が豊太閤の獨後藤家を寵遇せられしのみならず其他の彫刻家をも寵遇して大に獎勵せられしかば京師伏見の間に金屬彫刻の名工輩出せしといふ元和の役伏見に住せし豊太閤恩顧の彫刻家は大抵加賀の前田家に聘せられて金澤に赴きしが後つひに加賀彫と稱する一種の金屬彫刻をなして世に傳へしこなんかの金澤にて辻勝木などいふ彫刻家はすなはち伏見に住せし豊太閤恩顧の彫刻家なりき徳川氏に至り後藤一門の外京師江戸に名工いで、家を興し、がこの他諸國においてもまゝ名工いでこそぞかく金屬彫刻の發達せしも全く豊太閤獎勵の餘徳にいでたるものといふべし

第十章 點茶の流行と工藝品の進歩

珠光紹鷗の徒點茶の式を定めて千宗易に傳へしより點茶の遊技は上中下を通じて行はれ千本の道悅一個の眞壺を米四十石取の田地にかへて茶湯をなし三好實休の愛せし三日月と名づけたる眞壺は後六片に破れたるも三好老衆三千貫に堺の太子屋に質入せしといふかくの如く點茶につれて茶器も亦世にもてはやされしがここに織田豊臣の二氏點茶を好み其幕下の諸將も亦一般に茶を好みしかば軍功を賞するに茶器を以てせらる當時の諸將は土地を受くるよりもむしろ茶器をうくるをもて名譽の事とせりされば葡萄牙の宣教師が日本人の茶器に千金を抛ちて惜まざるを見て我等の金剛石を愛するよりも甚しといへりき豊臣氏の如き茶湯に關しては大名商人の別なく大阪伏見などの數寄屋に召し自から茶を點して閑談に漏れ移し又時としては微行して茶人を訪ひ三笏の茅屋中に風流隱士を學び世の俗事を忘れられしこともありしが遂に天正十五年北野の松原におい

て大茶之湯を催し數寄の心懸あるものは日本の儀は不及申唐國の者まで可罷出こ令し天下の數寄者をして座舗をいたさしめられぬこと、に於て茶湯益す興る細川三齋忠興古田織部重能金森宗和長重織田有樂益長等の諸將いづれも利休宗易に學び其上足の弟子となれりここに古田織部は拔群にて時の茶人和尙このほどは此事の師範たる人をは和尙と稱すをもて呼べり點茶の行はるゝや天下の工藝品は大抵茶器となり茶人の意匠をうけてはじめて世にもてはやさるたこへは紹鷗様、利休様、織部好、宗和好などいふ類にて其意匠大むね雅致を貴び風流を旨とせしかば茶器には精緻優美のもの少し義政が東山に四疊半の座敷を設けし以來數寄屋の制起りぬ數寄屋は草葺柴戸のおろそかなる山家をうつし侘びたる心を主とし床には法語繪贊の類筒にはうつろはぬ花さし入れ爐に松風を煮て風流隱士を學ぶものなり點茶の式はじまりてより工藝上の意匠を一變したるご同時に進歩を工藝上に與へたるものも亦極めて多かりき

第一款 鑪子鑄造の進歩

茶湯に用ゐる鑪子は足利義政の時名越家の祖彌阿彌の鑄造にはじまりそれより筑前の蘆屋、下野の天明等にて鑄造するものいづ蘆屋の鑪子は僧雪舟の下繪を用ゐたるものありてここに珍重せらる其後蘆屋の製にならひて越前、博多、播磨等にて鑄造するものありしが織田豊臣二氏の時代にいたり茶湯の盛に行はるゝや伊勢、肥前、石見等においても鑄造するものいできぬこの際京師の浪越家より浄祐其子善正二人とも彌七郎と稱すいで信長に仕へしが其後善正の子三昌彌右衛門 實久 與次郎 彌五郎 等いづるに及びて其術益精しくなれりここに與次郎門淨味 實久 一旦 家昌 彌五郎 隨越等實久豊臣氏に仕へ利休に愛せられ阿彌陀堂、尻張、丸釜、大雲龍、小雲龍等の數品を鑄造して茶人に賞翫せらるるされども大作のものに至ては兄三昌に及ばず三昌は慶長十九年豊臣秀頼の命を蒙り方廣寺の巨鐘高一丈四尺徑九尺厚九寸治工越前少椽藤原三昌と彫付したり寛永十五年八月九日歿すを鑄造して其名を揚ぐ三昌實久の二人は豊臣氏の恩顧を受けしかば徳川氏に仕へざりしが與次郎の如きはことに豊太閤の舊恩を感じ慶長五年八月鐵燈籠一對を鑄造して豊國神社に奉納せり其銘に天下一釜大工與次郎實久と彫付し

たり慶長八年歿す獨季弟家昌徳川氏に聘せられ門人大西浄清五郎左衛門村長堀浄甫彌助を率ゐて江戸に下りしより江戸においても亦鑪子の鑄造起れり家昌の子正信彌五郎浄清の子浄久いづれも寛永十七年以來江戸に住して徳川氏に仕ふ當時小堀遠州政片桐石州貞昌の意匠をうけて鑄造したるもの多しこれらの外三昌と同じ時代に西村道仁いで、其業を子孫に傳へしが又三昌の門人宮崎寒雉彦九郎加賀にかへりて其業を起せりここに於いて北陸も亦鑪子の名工をいだせり

第二款 茶器用陶器の進歩

東山時代よりこのかた點茶の行はるゝや瀬戸、信樂、備前、丹波等の陶器を改良して茶器に用ゐることゝなりしかばこれら陶器はいづれも面目を一新せしこいふ其中にもここに瀬戸は前期より名工をいたし良器をつくりしがこの期にいたり志野宗信、千利休の徒瀬戸の工人に意匠を授けて茶器をつくらしむ後世これらの品を志野焼、利休焼など稱す織田信長のいづるに及びて瀬戸の諸

役を免し且分國中瀬戸の外陶窯を築くことを禁じ大に瀬戸の陶業を保護せられしかば良工も亦多くいでしがここに信長其中より六作宗右衛門、新兵衛、市左衛門、大平、長十、茂右衛門を選びしといふ其後古田織部も亦瀬戸の工人に命じて種々の茶器をつくらしむ其製一ならず或は利休に似たるものあり或は志野に似たる草書を施したるものあり或は青織部、黒織部など稱するものあれども皆通じて織部焼と稱す又織部屢この地に遊び信長の例にならひて十作元藏、丈八、友十、治兵衛、吉右衛門、佐助、金九郎、半七、六兵衛、九郎次を選びしといふ文祿二年前田利家も亦越中に於いて陶業を企てしが其子利長つひに慶長五年瀬戸の陶工孫市を聘し越中新川郡において茶器をつくらしむ後其地を呼で瀬戸村といふまゝ、良器をいだし、がこの陶窯は數年にして廢せられき

第三款 茶器用漆器の進歩

漆器も東山時代既に泰阿彌、清阿彌、篠井善齋秀次羽田五郎の徒いで、面目を改めしがここに羽田五郎棗を發明して茶人に珍重せらる利休いづるに及びて著

く進歩し京師には盛阿彌紹甫、野路善鏡、藤重藤嚴の徒いづ藤嚴は奈良の漆工樽井藤元の子にして中次を發明し又漆にて陶器の缺損を補ふことをも考へいだし、人なり當時町塗と稱する普通の品にてもなほ見るべきもの多かりきこの他點茶の行はるゝや、根來碗、秀衡碗の類大に賞翫せらる根來塗は正應中紀州根來寺の僧徒が常什の具に供するためにつくらしめたるものにて其後吉野根來、京根來等いつ又この期にいたり蒲生氏郷陸奥會津において秀衡碗にならひたる漆畫の碗類をつくらしむ世人これを會津塗といふ秀衡碗は高倉天皇の朝陸奥の藤原秀衡が工人に命じてつくらしめたるものといひ傳ふ其後正平中江刺郡正法寺においても漆畫の碗類をつくらしむ正法寺碗の製廢れて後九戸郡淨法寺村より漆畫の碗類をつくるものいづ故に前者を正法寺碗といひ後者を淨法寺碗といふいづれも其文様質朴にして古雅愛すべし當時漆畫の碗類が茶人に賞翫せられし事は豊臣氏が小田原陣中用ゐし所の芹碗箱根の早雲寺にあり并に吉野の工人がつくりいだし、漆畫の碗類を見て其大概をおもひやるべし

第十一章 征韓役後陶業の勃興

點茶の式盛に行はるゝに至りても陶器は瀬戸、備前、丹波、信樂の外内地にて製するものなかりしかば支那の青磁、染付、三島、吳須の類より朝鮮製の熊川、金海、韋登、堅手、伊羅保の類を得て賞翫せしごとざれば熊川、金海などいふ朝鮮陶器の名は何人も記憶したることゝて征韓軍の起るや彼土に赴きたる諸將は陶工の俘囚となりたる者をつれかへり陶窯を領内に開かしめしかば慶長以後陶窯各所に起りてつひに我邦の陶業をして全く面目を改めしむるに至れりこれら陶工の俘囚をつれかへりたるは九州の大名に多かりしかばこれより九州に陶窯起りて隆盛を極めぬ細川忠興は加藤清正によりて歸化せし尊階釜山の人後上を得て豊前の上野窯、肥後の八代窯を起し黒田長政は八山韋登の人後高取八藏と改む并に加藤清正の俘囚新九郎韋登の人を得て筑前の高取窯を起し松浦鎮信は巨關熊川の人を得て肥前の平戸窯早岐本名不傳を起し鍋島直茂は李參平金江の人後金江參平と改む宗傳深海の人後新太郎と改むを得て肥前の有田窯を

起し後つひに十五窯に及べり島津義弘はここに陶工十七人を得て大隅の帖佐窯を起し後又堅野窯、苗代川窯等起し、が朴平意慶尚道の人金嘉入本籍不傳後星山嘉入と改む最も名工なりき義弘は獨陶工のみならず土井に釉薬をも彼土よりこり來りてあまたの茶器をつくらしめ火ばかりと稱して賞翫せしといふこれをもて其他を推すべしこれら九州の外にては毛利輝元が李敬本籍不傳後高麗左衛門と改むを得て長門に萩窯を起し、のみこれを要するに征韓軍の諸將が陶工を俘囚としてつれかへりたるは恰も當時隆盛を極めたる朝鮮の陶窯を我邦に移し來りたるものにてこれら俘囚によりてつひに白磁礦をも發見せらるゝに至れり

第十二章 造船術の進歩

元弘建武以來兵亂うちつゞき海賊大に起り屢朝鮮支那の沿海を抄略し八幡船の名一時東洋に振ひしも造船術いまだ開けずいづれも小舟のみなりき足利將軍の遣明船に供せしものすらなほ千石内外に過ぎざりきとぞ其後歐洲貿易の開くる

に従ひて我邦より南洋諸國へ渡航するもの増加するやこゝに造船術研究の必要起り頓に進歩したりしがここに文祿の初豊太閤の朱印をうけて南洋諸國へ渡航せし京都、堺、長崎等の貿易船は其構造巨大なるものにて支那西洋を折衷したる一種の船なりきかの肥前平戸のふすた浦にて創製せしふすた船と稱するもの、如きは大なるひらた船に櫓をあげ鐵砲をしかけたる堅牢のものなりしといふ徳川家康にいたり益す朱印船の制を擴張せられしかば諸國の名族豪商大船をつくり呂宋、安南、暹羅、東埔塞等より印度の榜葛刺灣内までも航路を進めて盛に貿易せしかば造船業一層進歩せしなるべしそは長崎に傳ふる元和中順化へ渡航せし荒木宋太郎の船圖並に京都清水の觀音堂に揚げたる寛永中東京へ渡航せし角倉與一、末吉孫左衛門の船圖を見て其構造の巨大なるをおもひやるべし寛永九年十月二月歸朝末吉孫左衛門の船并に寛永十年十二月又同じき十一年九月歸朝角倉與一の船の區額は今は清水の觀音堂にありといふ角倉與一の船は巾九間長さ二十間にして三百九十七人をのせしこなんこれよりさき和蘭船の水先案内者たりし英國人ウイリヤム、アダムス後三浦安針と改む 徳川家康に寵遇せられて江戸にこゝまり

しが曾て命を奉じ伊豆の伊東に於いて西洋形の船二隻をつくれり一は八十噸にして一は百二十噸なり當時我邦においては未だ船渠の設なかりしかばアダムスほごく困はてしが偶伊東の濱邊に川ありしかばこれこそ西洋船つくるべき地形なりとて其濱の砂の上に舟の敷をおき半作の頃より砂を堀上げ敷臺の柱を少しづつさげやがて海中にうかぶる時せきこめし川尻の水をいれ其力をもて海中へおしいだせりこぞこの船は淺草川につなぎおかれしが慶長十五年五月新西班牙船の漂流人を乗せて彼國のアカブルコ港へ送られたりこれ實に關東において西洋形船舶をつくりたる始なりとす其後アダムスは相摸國三浦郡逸見村にて二百五十石を領し我邦に居留すること二十餘年元和六年四月四日身まかりぬこれにつゞきて慶長十八年仙臺の伊達政宗が^{ハセクラ}大志をいだきて支倉六右衛門常長を邏馬府へ遣すや江戸の船奉行向井將監忠勝に謀り幕府の船大工を借入れて製造せしがこの船は巾五間半長さ十八間にして百八十人をのせその年九月十五日陸奥牡鹿郡月浦を出帆して新西班牙のアカブルコ港までこの船にて渡航せしがす

へてこの一行の事に關してはカソリック教の宣教師ルイス、ソテロが指揮せし
 こゝなれば造船の事にも多少意見をいだし、ならんさればこの船も西洋形なり
 しや明かなりかくの如く發達せし造船術も宗教上の爲寛永十三年外國へ渡航を
 禁ぜられしより航海術の衰へしと共に悉く地廻船となりてつひに其製造法を失
 ひしといふ豈惜むべきことならずや

第五編 德川氏時代の工業

第十三章 武家の隆盛と工業の進歩

慶長元和二役の後は天下の政權全く德川氏に歸したれどもなほ織田豊臣二氏譜
 第の大名ありて心竊に德川氏に服せざるもの少からざりしが三代將軍家光起る
 に及びて大名の意思漸く定まりいづれも只子孫の繁榮をのみ冀ふこととなりし
 と武家の相續法をや、寛大にして同姓血屬を養ひ嗣子となす事を許されしことよ
 り天下靜穩となり武家隆盛の氣運に向へりかくて家光天下の名工を扶持して江

戸に集め寛永九年以來は増上寺、日光廟、江戸城の普請なごいふ大土木を起し、
 かば工藝家の伎倆を施すの時機に達せしが且又寛永十九年以來は諸大名をして
 江戸に第宅を構へ妻子を置きて參觀交代せしめられしかば諸大名競うて壯麗美
 麗の第宅を構ふるより従ひてこれらの第宅に相應する工藝品を要し遂に諸大名
 においても工藝家を扶持して其業を世襲せしむるにいたれりされども寛永時代
 の工藝は桃山時代に發達せし工藝家のなほ生存せるものありて力を盡し、かば
 未だ純然たる德川氏時代の工藝を代表したるものこはいふべからざるもこにか
 く德川氏時代における工藝の花は實にこの時より開きはじめたり其後綱吉の時
 代にいたりては鎧を櫃にをさめ弓を囊にして昇平無事に苦み歌舞音曲を弄して
 宴飲をこころし兵馬倥傯の間に身を起したる祖先質朴の氣風全く消磨し畢りぬ
 こゝにおいて武器鹵簿具より衣服調度の類一變して只管華美を競ふこととなり
 江戸の工藝盛に興る後世其染物刺繡の紋様を稱して元祿模様といひ其時繪を稱
 して常憲院綱吉の法號時代といふかくの如く武家隆盛を極めしかば寛永の後をうけ

たる江戸京都の工藝彬々として勃興しいつれも名工をいだせり今日現存する蒔繪装剣具の類を見て其隆盛をおもひやるべし元祿の後も引續きて天下無事なりしかば江戸をはじめ諸大名においても工藝殖産の事に心を傾け獎勵保護の道を講ぜしかば工藝品は發達しつゝありしもここに家齊の時代文化文政前後にわたりてかの寛永に開きたる工藝の花は元祿にいたりて隆盛をきはめつひにこの時代にいたり好果を結ぶことを得たりされば俗にいふ後の大御所の世は工藝發達の極度に達したる時代にして江戸京都の美術工藝品はいふに及ばず諸大名の藏物と稱する尾州徳川家の瀬戸磁器、播州酒井家の姫路木綿、江州井伊家の長濱縮緬、土州山内家の土佐紙、加州前田家の輪島漆器の類より九州の陶磁器、關東奥羽の織物の類著く發達せしがここに家齊の華美を好むや京都西陣の織工は綴錦、金華山織の如き貴重品を製して江戸の需要に供せりこの一事を以ても其隆盛をおもひやるに足れりこの後天保をすぎて嘉永安政にいたりては外交の事漸く起り天下の人心靜穩ならず工藝大むね萎靡して振はずまた論するに足るものなし

さはいへ徳川家康が泰平の基を開きしより殆ど二百六十餘年間天下無事にして干戈を見ざりしかば諸國の大名文教を開くと同時に國家經濟の事に心を用るしによりかの一部分なる美術工藝家を扶持し又藩黨を起して精巧の陶磁器をつくり贈答に供して互に其國の名譽を誇りしが如きものゝ外ここに記憶すべきはおこなべて多數に産する所謂國産ともなるべき普通に用ゐらるゝ工藝品を獎勵保護して發達せしめたることなりこれ實に徳川氏時代における特色にして徳川氏が泰平を永續せし結果よりいでたる一大現象なりとす

第十四章 京都江戸の美術工藝

天下の政權全く江戸に移り京師伏見の間に住せし豊臣氏以來の工藝家も徳川氏に聘せられて江戸に移りしもの多しこいへどもなほ京師は名譽の淵源なりしかば工藝家が名義上の綱位受領も京師より授け給ふ事にて法橋、法印、某少椽、某大椽など稱して無上の名譽とはなしぬ獨名譽の淵源のみならず京師の風流は古來

の習慣にして服色器物皆優美なりしかば美術工藝はつひに京師の名産とはなりぬされば書畫をはじめ織物、染物、刺繡の類より蒔繪、漆器、陶磁器、銅器、彫刻の類京師に及ぶものなしこゝを以てつねに名工京師に集り京師にあらざれば名を揚ぐるこゝ能はざるありさまはなりぬ又兩千家、藪内などいふ點茶家の宗匠ありて其家に附屬する世襲の工藝家が製出する所の美術工藝品も亦京師の名産となり諸國よりはるく京師に向ひて製造を託する類も多かりきこぞすなはち中村宗哲の塗物、中川淨益の銅器、駒澤利齋の箱類、正立の竹細工、左近の挽物、友古の袋物の如き類なり

江戸も慶長元和の際幸阿彌長晏、埋忠明眞、明珍宗信の如き名工を聘して江戸に移住せしめられしが京師は帝都にして山水明媚なるを以て美術工藝家の住居に適すること、豊臣氏より恩顧を受しものは江戸にゆきて徳川氏に仕ふることを嫌ひしこにてこかく移住を欲せざるもの多かりき埋忠明壽が豊臣氏二代の恩顧に感じ病を稱して弟明眞を代りてゆかしめしか如く本阿彌光悦が子孫に向ひて

假令江戸より召さるゝも決して重代鴻恩をうけたる帝都を去るべからずといひしが如き其一斑をしるべし其後世は寛永となり狩野探幽、浪越家昌、古満休意、横谷宗與、奈良利輝、河内大椽家重、春田宗次の如き名工徳川氏に聘せられて大に用ゐられしかばこれより名工の江戸にゆきて家を起すもの多し江戸の美術工藝は實にこのころよりして發達の兆を顯せりされともなほ京師には埋忠明壽、一條國廣、橋本忠廣、後藤徳乘、浪越三昌、本阿彌光悦、山本春正、樂道入、野々村仁清、近藤道志、篠井林齋、左甚五郎の徒ありて盛んなりき元祿にいたりては江戸府益す繁昌し後藤廉乗も京師より移住し其子通乘、横谷宗珉の如き金屬彫刻の名工いでしが又笠翁、山田常加、古満休伯の蒔繪、青海勘七の漆畫の如き類續々いできたりてつひに常憲院時代といふ一時期を顯すこゝはなれり當時京師には尾形光彬、春正景正、尾形乾山、兒玉滿昌の徒ありて江戸と互に其技を競ひしがいづれも精妙を極めし名工にして其優劣いづれをいづれとも分ち難し寶曆明和のころより文化文政にわたりて江戸には飯塚桃葉、古満寛哉、原羊遊齋、井上白齋の如き

蒔繪の名工輩出せしこいふ又金屬彫刻も享保のころ既に奈良利壽、奈良安親の如き名工いで、奈良彫の名を揚げしが又このころにいたり奈良乘意、柳川直政の徒いで、一時世に用ゐらる京師には一宮長常の金屬彫刻、佐野長寛の漆器、四方安平の銅器、天野房義の綴錦、青木木米、永樂保全、高橋仁阿彌、清水六兵衛の陶磁器いづれも希世の名工にして京師の美術工藝に一段の光彩を放ちたりきことに五條坂の磁器このころより起れりこれを要するに江戸の美術工藝は唯繪畫、蒔繪、金屬彫刻にこゝまりしも京師の美術工藝は繪畫をはじめ織物、染物、刺繡の類より蒔繪、漆器、陶磁器、銅器、假面彫刻、金屬彫刻の類に至るまであらゆる美術工藝を網羅したるが故に江戸盛んなりしもこの點にいたりては京師に及ばずこれ美術工藝はつひに京師の特有に歸したる所以か

第十五章 鎖港并に渡海禁止の工業に及ぼし、

影響

基督教の東漸するや遠洋航海もこの頃より起れり既に天正十年豊前の大友宗麟の如き使を伊太利亞に遣し、かばこれより基督教を信仰する大名の使は邏馬に向ひて渡航せしかども我邦の工藝に影響を及ぼすほどの事はなかりしに文祿元年豊太閤が京都、堺、長崎の商估に朱印を賜ひて媽港、高砂臺灣、呂宋、安南、暹羅等へ渡航をゆるされしよりこれら諸國をはじめ印度歐洲の工藝品を輸入して我邦の工藝上に新智識を與へき後徳川氏に至りては朱印船の制限をき大に自由を與へられしかば徳川氏の朱印をうけて南洋へ渡航するもの舳艫相銜みて海上に連れり呂宋、暹羅の如きは數百戸の日本町をたてつねに數千人のもの彼地に留りて貿易せしこぞさればこれらの貿易船によりて輸入せられたる工藝品も亦多かりしなるべしかの高臺寺に傳ふる豊太閤所用の糸織ゴフランの陣羽織の如き或は古渡の切に御朱印、角倉スシクラなごいふものあるは當時朱印をうけし我邦の貿易船によりて輸入せられたるものにしてことに京師の祇園會鷄鉾の見送りに用ゐたる毛織ゴフランの如きは寛永中角倉與一の貿易船が安南にて歐洲人より得たる

ものなりごぞこれら貴重の織物によりて直接間接に我邦の織物に利益を與へし
 がわきてゴフランの如き安永このかたこれらの製品にならひてつひに綴錦と稱
 する糸織のゴフランを製出するにいたれり又慶長十八年伊達政宗の支倉常長を
 邏馬に遣すや同地において支倉常長が購求して持還りしこいひ傳ふる織物の中
 に金花山織ありて今なほ伊達家の寶庫に保存せらるこいふ當時京都、大坂、堺、伏
 見等の商人隨行せしかばこれら商人によりてはやくも京都には傳へたるものご
 みえ寛永のころ西陣において金花山織を製出したるものありきごまた呂宋、
 安南等の陶器は既に足利氏の時明人によりて輸入せられたるものご葡西兩國人
 によりて輸入せられたるものごありてかの志野宗信が瀬戸の陶工にやかしめた
 る志野焼と稱するもの、如きは元來呂宋白薬の畫沓鉢にて後今井宗久に傳へし
 ほどの貴重品なればいさゝか己が意匠を加へて瀬戸の陶工にやかしめたるもの
 なりこいふされども當時は明人によりて輸入せられしかば只唐物といひしごぞ
 其後古田織部も亦呂宋の畫沓鉢によりて己が意匠を加へ瀬戸の陶工に命じて俗

にいふ織部焼と稱するものをやかしむかくの如く呂宋陶器の我邦に及ぼしたる
 影響少からざりきこの他安南製の交趾薬と稱するもの、如きは古九谷、古萬古
 の類をばじめ種々の陶器に應用せられたり惜いかな寛永十三年以來内國の諸港
 を鎖し渡海を禁止せられしかばかの足利氏の末より内外人によりて新工藝品を
 輸入し新智識を得て我邦の工藝上に應用したるものも少からざりしにこゝにい
 たりて頓に輸入の道を失ひ唯僅に紅毛人オランダにより年一回歐洲の新工藝品に接せし
 もかの南洋貿易隆盛の時の如くしばし新規の工藝品に接して新智識を得たる
 が如きこご能はざりき嗚呼鎖港渡海の禁止は獨貿易に至大の影響を及ぼしたる
 のみならず我工藝上に及ぼしたる影響も亦少からざるべし

第十六章 各藩工業の獎勵保護

寛永以來は諸大名の位置も漸く定まりおのゝ賢臣を擧げて治績を求めしかば
 庠序の教より殖産工藝の獎勵にいたるまで大むね備りて鬱興せしがここに備前

の池田光政、土佐の山内忠豊の如きは賢臣を登用して學校を興し農工を勸めて治績最も多かりき元祿を過ぎて享保に至りては上に吉宗の如き將軍ありて銳意殖産工藝に力を盡し吹上苑において砂糖を製造し又織殿をたて或は延喜式によりて染物を研究するなど尋常の事にあらざりしかば諸大名も亦これまでの如く美術家を扶持して唯工藝の一部分を奨励するのみにては一國の富をなすに足らざることをさきり吉宗ならひて殖産工藝に心を用ゐるこゝなりぬこれより競うて國産を興し奨励保護の道を講ずるにいたれり寛政中上杉治憲が細井徳民を登用して國産所をたて養蠶絹織の事を奨励して國産を興したるが如き其例なり國産奨励の策は獨治憲のみならず文化文政の前後にわたりては大むねこの策を用ゐしかば諸國の物産彬彬として興れりもこより其奨励保護に關しては國によりて其政策を異にするも要は大抵同じかりき

尾州の徳川家は瀬戸、赤津、品野三村の窯場及製造場を無役除地となし瀬戸村に倉會所を置き窯戸中より窯方取締人并に藏元人を採用し窯出しの如きも一々官

吏の立會を要するこゝにて検査を経たる上にあらざれば販賣するこゝを許さず瀬戸の陶磁器はすべて勘定所を経て諸國に輸出し其代金も亦勘定所の手を経て窯戸に下渡されたりされば三府の商人にして瀬戸の陶磁器を賣捌んと欲するものあれば勘定所より身元を糺したる上家屋敷を抵當にこりて瀬戸陶器問屋たるこゝを許されしこぞ名古屋より積送りたる陶磁器の賣捌代金は勘定所より藏元人を出張せしめて荷物の入船後三十日限に取立つるこゝなりしが江戸においてはこれを市谷の藩邸に納め藩邸より名古屋へ其趣を通ずれば名古屋にては江戸の藩邸へ廻送すべき金員を以て各窯戸に振替て渡されしといふ又文政元年より積立金の方法を設けられぬこゝは永納金と稱し一種の寄附金にして各地問屋支配人に命じ徴收せしめられしが其配當額は名古屋より金千兩京都より金貳百といふ兩江戸より金三千兩大阪より金千五百兩都合五千七百兩を各地の問屋より納めしめこれを勘定所に預り置き窯戸の困難なるこゝこの永納金より一時立替せしものにてこれには相當の利子を附するこゝなりきこぞ又播州姫路の酒井家も國

産會所を設け木綿札を云を發行して貸付の法を定められたりといふこの會所には二名の役員出張し外に商人の身元正しきものを選びて其事を取扱はしめられしが江戸送りの方法はまづ國産會所へ申しいで江戸國産會所への送狀をこひうけその送狀を荷物にそへて飾磨にある運送問屋へ渡し其受取證に借用願書といふものを添へてこれを國産會所へいだし木綿金額の六七分を木綿札にて借受け後荷を製造するの料に供したりきまた江戸送りの荷物彼地に到著すれば藩邸の倉庫に納め藩の用達問屋へ見本を渡し傳馬町邊の木綿商へ引合せて賣捌かじめられしごぞかくの如く大名において各其國産を獎勵保護せしかば尾州の瀬戸物、播州の姫路木綿の如き一大物産はなりぬ

第十七章 陶磁器の進歩

徳川氏時代に至り工業は一般に進歩せしむるに陶磁器は前期の末より韓人の歸化によりて著く進歩せしのみならず遠州のいつるに及びて志戸呂、膳所、上野、

高取、朝日、古曾部、赤膚の七窯をはじめ信樂、伊賀等を改良せしかば種々の意匠もいできて面目を一新せしもなほ朝鮮、支那の遺風を存するもの多かりしに仁清にいたり優美なる繪畫を施したる陶器をつくりいだし一生面を開きたるは最も記憶すべき事なりとすつゝいて乾山の如き名工いでしかば我邦の陶器いよく優美温雅のものとなりぬ其後仁清の餘風をしたひて粟田焼起る元祿以來薩摩焼も亦全く面目を改め金銀五彩を施したるいともうるはしき錦襷様を造りいだせりこの外出雲の布志名焼、伊勢の萬古焼、淡路の珉平焼の如きや、新規の陶器もいできたれりなほさらに記憶すべきはこの期の初李參平が肥前の泉山において白磁礦を發見せしことにてこれより透明なる白色の磁器を製すること、なり鮮明なる青華をいだし、が其後酒井田柿右衛門によりて金銀五彩を施したる錦襷様を見るにいたれるは我邦磁器の一大進歩にしてこれ實に磁器は有田をもて正宗とする所以なり有田より九谷瀬戸に傳へて磁器の製ますく隆盛に赴けりここに九谷は一種の磁器にして其顔料の用る方交趾風なりしが文化中九谷焼再興

と共ニ山代において細密なる錦襷様を工夫せしなご其功少からず瀬戸は加藤民吉以來單に青華をもて特色とせしがこれ又精巧にして全く支那風を脱したる一種の青華磁器なりきされども京師は美術工藝の淵源にして清水の五條坂一帶に道八、六兵衛、龜亭、清風、藏六などいふ名工集りて優美なる磁器を製出せり其意匠いづれも斬新にして有田、九谷、瀬戸もつねに一步を京師に譲れりここに木米、仁阿彌、保全いづるに及びて支那の古陶器により一機軸をいだし、かばこれより京師の磁器一層進歩し巧麗緻密なる青華錦襷様などの磁器いでぬ陶磁器に關しては諸大名いづれも多少の保護を與へしかば陶窯各地に起り一々指を屈して數ふるに違あらずといへどもここに精良なる陶磁器のいでしは諸大名において特別の窯を築き販賣を禁じて専ら贈答に供する品をつくらしめたるによれりかの鍋島家の大河内窯、松浦家の三河内窯、島津家の豎野窯の如き類にて今も其遺品を得て金玉の如く珍重するは蓋しゆるなきにあらざるなり

陶磁器製造地一覽表

内畿	山城	栗田	清水	樂日	大和	赤原	鹿背山
和泉	湊	伏見	朝日	攝津	難波	高津	高原
東海	伊賀	伊賀	丸柱	伊勢	萬古	安東	阿漕
尾張	瀬戸	常滑	深井	三河	岡崎	永樂	
遠江	志戸呂	犬山	豊津	駿河	殿機		
武藏	今戸	乾也	品野	常陸	太田		
東山	近江	信樂	膳所	美濃	多治見	笠原	久尻
陸奥	相馬	本郷	比良	美濃	温古		下石
北陸	加賀	九谷	春日山	佐渡	相川		
山陰	丹波	小野	蓮代寺	出雲	樂山	布志名	
			永樂				
			山代				
			大樋				

山陽播磨	東山	明石	舞兒	美作	勝山
備前	伊部	關谷	長門	松本	
南海紀伊	備樂園	男山	鈴丸	淡路	珉平
讚岐	高松	志度	八島	伊豫	砥部
土佐	尾戸				
西海筑前	高取	中野	筑後	柳川	柳原
肥前	有田	大河内	肥後	高田	朝妻
唐津		三河内	大隅	帖佐	
上野		其他内山外山大外山	薩摩	志賀	
薩摩	堅野	龍門寺	苗代川		

第一款 白磁礦の發見并に有田瀬戸の磁器

磁器に用ゐる白磁礦は寛永中鍋島直茂の家老多久安順に従ひて歸化せし韓人

李參平といふもの西松浦郡泉山の地において發見したるをはじめ參平後姓を金江とす
改め明曆元年八月没す 其後松浦鎮信に従ひて歸化せし巨關の子今村三之丞も亦晝夜苦辛
して白磁を索めあるき東彼杵郡早岐村針尾島の内なる三岳に入りて白釉す
べき良土を發見しまた廣田村の山中三河内よりも良土を發見せりされども未
だ精良の純白なるものを製すること能はず其子如猿にいたりはじめて成功せ
りといふこれ又參平と共に其功を賞すべし泉山の白磁礦發見以來有田地方に
おいては土民の製陶を業となすもの所々に起り山林を濫伐し薪水を追うて移
住し來れりされば寛永十四年有田郷において七箇所伊萬里郷において四箇所
の製陶に従事するもの男女八百廿六人を沙汰し其業を廢せしめらる但韓人に
縁故あるものは多久安順の符信を興へてまり住する事を許されしご當
時既に其發達の速なるを知るべしさはいへ我邦の磁器未だ進歩せざりしかば
當時支那にて行はれし明の永樂窯、宣德窯二窯とも内府に屬すをはじめ洪武窯、成化窯、正
德窯、嘉靖窯などの如き巧麗精緻のものなかりしに伊萬利の人東島徳右衛門

はじめて長崎居留の明人總官より磁器に金銀五彩をもて描くことを習ひこれを有田郷南川原山の酒井田柿右衛門に傳へしもの有田焼の特色なる錦襷様ごはなれりはじめ柿右衛門 豊太閤の陶工竹原五郎七の弟子にして五郎七は征韓の役加藤清正に從ひて渡海せしものにて大坂城没落の後子細ありて元和三年南河原にきた 屢試みしも意の如くならずりしかば吳須權兵衛に謀りつひに其製する所の磁器に金銀五彩を施し長崎に至り明人八觀に賣與せりこれ正保三年六月のころにて有田の磁器を海外へ輸出せし濫觴にしてこれより明の永樂窯成化窯などにおいてつくりしが如き精巧ある錦襷様の磁器をいだしこと、はなれり明くる四年十二月はじめて有田代官をおかれます、窯戸の株を嚴重にせらる其後寛文中にいたりては赤繪町にて金鑽工の居住する所を町の名に冠するにいたれるなご其盛なるを知るべしされはこのころより磁器を諸國に販賣し且長崎において支那、和蘭人の貿易の料ごもせり又このころ江戸の商估伊萬利屋五郎兵衛仙臺伊達家の旨をうけて有田に來り辻喜左衛門の製品を持ちかへりしもの伊達家より仙洞御所へ進獻せられこれより朝廷御供の品

を調進すること、なれり 安永三年辻家の五代喜平次より一代おき かくの如く有田の磁器内外人に賞翫せられしかば窯數次第に増加し内山 西松浦郡の泉山、上幸平、中橋、大稗古場、岩谷川 外山 西松浦郡の黒牟田、應法、外尾、上南川原、本幸平、白川、赤繪町、中野原、内十所をいふ 下南川原、廣瀬、大河内、一瀬の八所をいふ 大外山 藤津郡の志田、吉田、濱田の五所 の區別をなすにいたれりここに文化文政のころにいたりては隆盛を極めしかば泉山に深海乙吉上幸平に辻喜平次大樽に田代半次郎白川に南里嘉十の如き名工いづ

尾張の瀬戸も徳川義直の入國せらる、や四方に散ぜし陶家を呼寄せられ大に陶業を保護せられしかば一時良器をいだし、こいふ其後陶祖 加藤四郎左衛門 の末裔の外はみだりに陶業を營むことをゆるさず且永代轆轤一挺の制限を立てられしもいつしかこの制限ゆるみて窯戸次第に増加し遂に販路を失ふこと、なれりこゝにおいて享和の初更に一家一人の制限を設けられしかばこれより窯戸の子弟にして往々農業に就くものあるにいたれりかの加藤吉左衛門の如きも家業を長男加藤吉右衛門に譲り二男民吉をつれて熱田新田に移り農業に就け

り熱田奉行津金文左衛門胤吉左衛門父子より瀬戸の衰頽せるさまをき、藩主に建言して其制限を解き支那青華磁器の製法を陶工加藤吉左衛門に授け私金を抛ちて別に新窯を築かしむ吉左衛門其子吉右衛門民吉に謀り屢磁器を試みしも意の如くならず遂に享和四年十二月民吉を諭して九州に遣し磁器の製法を研究せしむ民吉容貌をやつして雇夫となり肥後の高濱、高田より肥前の佐々、平戸、有田の間を歴遊すること四年悉く磁器製の秘術を探り得て文化四年六月瀬戸に歸りぬ民吉文化四年尾州家の染付用達となり文政七年七月四日没すこれより青華の磁器を新製焼と稱し舊陶器を本業焼ホンゲウと稱す民吉の歸村以來丸窯を改築し砂繪薬と稱する本邦固有の吳須を採取するなご瀬戸の陶業に一大影響を及ぼし、かば尾州家にても大に瀬戸の新製焼を保護せられまづ文化八年原料搜索のため瀬戸の里正加藤唐左衛門を三河及上下半田川等に遣し石粉水車の設立をゆるし其春製を奨励せられしが又同じき十年釉薬に用ゐる櫛灰の輸入を防ぐため櫛木の苗を瀬戸に下して繁殖を圖られしなご尋常のことにはあらざりき又これと同時に瀬戸

の新製焼を輸出する見込なりしかば窯戸に内意を授けて唐津、有田などに似ざるものをつくらしめ且一見して尾張製なることをしらしむる爲に勘定所より尾張といふ二字の印を下附して必ず製品に捺さしめられしごぞされば新製焼をなすもの年ご共に加はり文政三年には既に九十餘戸の多きに達せりここに埭仙堂川本治兵衛の如き名工いでたるのみならず其門より川本伊六、加藤新七いで、精巧なる青華焼をつくりいだせり美濃の土岐郡も文化中瀬戸より新製焼の法を久尻村に傳へて磁器を製すること、なれり土岐郡は瀬戸に連絡したる土地ゆゑ早くより陶器を製したるものありて既に天正慶長の間一二の良工いでしかご大むね踈雑なる日用品のみなりきこの地元來幕府の直轄に屬せしかば元祿中笠松郡代において窯株の制を設け多治見、笠原、久尻、下石にて廿四窯に定められしが其後妻木、駄知并に恵那郡の大井等加はりて三十五窯となれりかくの如く窯數次第に増加し盛に新製焼を製せしかご皆瀬戸物と稱し尾張の藏物となりて諸國へ販賣せしかば美濃焼の名かつてきこえざりき

第二一款 京師の陶磁器

京師は美術工藝の淵源なりしかば陶器も既に遠州時代正意、光存、新兵衛、茂右衛門、吉兵衛、萬右衛門、宗伯の徒いで、茶入の類をつくりしもの名物となり世に珍重せられしがここに元和中宗伯の門より野々村仁清いづるに及びて新意匠をいだし京師の陶業に一生面を開きたり仁清は京師の近郊粟田口、御室、御菩薩、清閑寺、岩倉、鳴瀧、鷹峰、小松谷等において陶器を製したりといふ仁清は金森宗和に愛せられ其意匠をうけてつくりしものも多かりしが當時一般に御室焼と稱し諸大名の間に珍重せられしこそ仁清の門より久野正伯、田代五郎左衛門の徒いで、名を揚げしが正伯は承應中土佐に聘せられ高知城下尾戸において陶窯を開き其法を山崎平内に傳へ尾戸焼を起し文化中陶窯を城南能茶山に移し能茶山焼と稱す又田代五郎左衛門は慶安中奥州中村において陶窯を開き相馬焼を起すにいたる中村の陶器に走馬を名がく事は中村藩主相馬義胤が狩野尙信に託してゑがしめたるより起れりといふ仁清につゞきて元祿中尾形乾山いつ

乾山は本阿彌光悅の陶法よりいでたる人にて陶窯を洛西鳴瀧山に築き自から乾山と號し能畫の力によりて種々の繪畫を施したる一種の陶器をつくりいだせり其後江戸にいで、なほ陶器をつくりしが其作全く一派をなし世傳へて乾山焼といふ寛保三年六月二日江戸に於いて没す仁清乾山の後は京師の陶窯わかれて粟田、清水の二所ごなれり粟田焼は元和のころ九右衛門といふものありて専ら西洋風の陶器をつくれりこれ粟田焼の始祖にて其頃土を取りし道を今に九右衛門の辻子といふされども今いふ所の粟田焼は仁清の遺製をうけたるものにて正保中小林徳右衛門其窯を名づけて錦光山といふ東町に陶窯を築き其後延寶中高橋藤九郎其窯を名づけて帶山といふ東山に陶窯を築きしより陶業を開くものいで、つひに粟田焼と稱する一派の陶器をなしいづれも其業を子孫に傳へて其製ますます精巧になれりここに粟田焼の彩畫を改良したるは天保中六代高橋與兵衛の功にしてこれより能人物樂舞等の圖畫をゑがきまた瑠璃色をもて唐草浮模様等の著色をはじめぬ清水も既に天文中元吉あり元和中音羽屋六介ありしといへども其品いづれも

精巧ならず清兵衛清海老のいつるに及びて漸く茶器を製しはじむ其門より奥田
 穎川、清水六兵衛いづ明和中六兵衛が和氣龜亭と共に五條坂に陶窯を開きし
 より文化八年に至り二代高橋道八初代空中齋道八の子華中亭と號す後剃髪してこゝに
 法橋仁阿彌と稱し安政二年五月廿六日没すに移りて陶窯を開き明くる九年はじめて青華白磁の完全なるものをいだすに
 たれりこれ清水五條坂において青華白磁を製造せし始なり其後弘化中二代高
 橋道八の弟子清風與平、三代和氣龜亭の弟子眞清水藏六、初代高橋道八の二男
 尾形周平等互に競うて陶業に従事せしより精巧なる青華の磁器を製出するに
 いたれり獨尾形周平其業を子孫に傳へすといへども其門より加集珉平、大橋
 秋二の如き名工をいだせり珉平は淡路の伊賀野において陶窯を開き淡路焼と
 稱して世にもてはやされ秋二は瀬戸窯にて青磁をはじめ種々の古器類をうつ
 して其名を揚く道八、六兵衛、龜亭、與平、藏六の徒いづれも其業を子孫に傳へ
 清水磁器の一派をたつるにいたれり

京師には粟田、清水の外享和中五條大黒町に清兵衛の弟子奥田穎川いで、支

那の古陶器をよく摸し、が其門より青木木米、龜助の徒をいだしぬ木米木屋佐
兵衛九
々鱗又百六山人など號す
天保四年五月十五日没すは近世の名工にて文政中粟田小物座町に陶窯を開きしも
 粟田固有の陶法をこらすして支那の古陶器より研究して別に一機軸をいだせ
 り此人かつて加州へ聘せられて金澤の春日山窯をも開きたりといふまた龜助
欣古は攝津の三田に聘せられ専ら青磁をつくりて出藍の譽をあぐこれらと同
 時に西村保全いで、土風爐を製するの傍磁器を製せしがここに明の永樂窯の
 錦欄様を好み其製にならひて一種の磁器を製出しつひに永樂をもて姓とする
 にいたる保全の子和全其法を山代山代
賀岡崎三等に傳へて今猶其遺風を製するも
 のあり木米、仁阿彌、保全らのいでしより清水の磁器も支那の古陶器を模本と
 して改良せしかば今日の如き精巧の磁器をいだせりこれを要するにこの期に
 いたり各所に陶窯起りて各精巧を競ひしも其意匠に至りては京師の製に及ば
 ず皆師範を京師に仰ぎし所以か

第三款 九谷の磁器

九谷は加賀國江沼郡大日山の麓にありて大聖寺の藩祖前田利治利常の二男の金鑛を開かれし土地なりきそのころ加賀の吹座をつこめし後藤才次郎吉定を宗家よりこひうけ鑛舗の事を總裁せしめられしが田村權左衛門も亦鑛舗の事にあづかり才次郎と共に九谷村に住せしこいふ明曆のはじめ磁石を發見せしかば藩主利治より陶器を試につくるべきよしの旨をうけて田村權左衛門九谷千束瀧の傍に登窯を築きて焼きしこいひ傳ふ後世當時の製品と覺しきものを瀧の上ものこいふはこれ其縁なり九谷に焼付坂といふものあれどもこれ全く坂にわらず當時登窯を築きし跡なりとぞ田村權左衛門既に藩命をうけて陶窯を築き各所の土をもて試みしも苦窳して精良の品をいだすこ能はず九谷村の村社に青華をもて明曆元年六月十六日田村權左衛門の文字をしるしたる花瓶あり萬治二年利治の子利明實は利治の弟封を襲ぎ頗る陶器を好まれしかば寛文二年後藤才次郎初代才次郎吉定慶安五年没す恐らくは二代才次郎忠清ならに内諭し土藉を脱して肥前有田唐津といふに至り磁器の製法を研究せしめら

る止まるここの四年刻苦勵精して其秘奥を探り逃れ歸りて陶窯を九谷川のほとりに築き赤綠黃紫等の顔料を施したる一種の磁器を創製せり後世これを古九谷と稱す當時有名の畫工久隅守景金澤小松の間にありしかばしばしば來りてゑがきしこいひ傳ふされども才次郎の没後は陶業も亦萎靡して振はずつひに中絶するにいたれり

文化三年金澤の町年寄龜田純藏町奉行井上井之助に謀り京師の陶工木米を招き能美、石川、河北の三郡を巡視して磁石を搜索せしめ其原料に乏しからざるを發見せしかば明くる四年より木米を聘し町役所の入費をもて同じき年月河北郡春日山に陶窯を開き箕柳祠をたて、景德鎮の風火仙に擬し一時盛に名器をいだし、が幾ならずして木米京師に歸り陶工越中屋兵吉、畫工任田徳右衛門の二人にて其跡をひきうけしが陶業漸々振はず文政の初にいたりて廢窯す文政中武田友月春日山に民山窯を起し能美郡小松より鍋屋吉兵衛を招聘して陶畫を託し、が吉兵衛は近世の良工なりきとぞまた文政中能美郡若杉村の里正林八兵衛瓦を焼きしが木米のつれ來りし陶工本多貞吉元肥前の人若杉村

に移り近郷花坂村において磁石を發見し八兵衛にすゝめて有田風の丸窯を築かしむ京師の陶工平助も亦來りて其業を助けはじめて青華の磁器をつくることを得たり其後肥前の人勇次郎來りて又赤繪の磁器をはじめ時人これを赤繪の勇次郎といふこれより若杉窯において青華赤繪吳須などのものをもつくりいだし、こぞ

若杉窯建設以來能美郡は既に陶業勃興の氣運に向ひしが天保の初小野村の人藪六右衛門本多貞吉の門人を聘して陶窯を開き白磁をつくる傍青華のものをもつくりしこぞかの寺井村に陶畫を開きし九谷庄三はこの工場の陶畫工なり又天保の末小松の人粟生屋源右衛門本多貞吉の門人蓮代寺村に陶窯を築きて陶工を養成せしが其中より松屋菊三郎いで、古九谷青畫の法をこり蓮代寺窯にて専ら青畫を描けり後世その品を稱して青九谷といふこれより維新前後にかけて十餘窯に及べり

文政の初大聖寺の町年寄吉田屋傳右衛門九谷磁器の久しく中絶せしことを嘆

き同じき七年六月つひに九谷村に陶窯を再興し専ら交趾風のものをつくれりされども九谷村は山間に僻在して運搬に便ならざりしかば同じき十一年陶窯を江沼郡山代村越中谷に移し家資を蕩盡して大に其業を擴張す當時粟生屋源右衛門、本多平助本多貞吉の養子等來りて其業を助けしこぞ後世これを吉田屋窯といふ天保六年宮本屋理右衛門故ありて吉田屋より陶窯を譲り受け自ら奮發して改良を圖りしがこの際偶畫工飯田屋八郎右衛門九谷固有の赤彩により新意匠を加へて一種の錦欄様を工夫し一生面を開くことを得たり其後越前敦賀の氣比神社に藏する所の方氏墨譜を見るに及びて一層の風致を増し大に世に賞翫せられしが嘉永二年八郎右衛門没しつゝいて宮本屋も亦没せしかばこれより陶業頓に衰へてまた振はず

慶應中大聖寺藩において物産役所を設け工業を擴張するの議起り宮本屋窯を買入れ山代村の人三藤文二郎、藤懸八十城の二人に資本若干を貸與して製陶に従事せしむ二人相謀りて慶應二年京師の陶工永樂和全を聘し製品の改良を

圖りしが和全の山代に居て其業に従ふ事僅に五年に過ぎざりしも其間に形式畫様兩つながら進歩の功を顯し、こぞ世人其製作品を名づけて永樂窯燒といふ偶藩政改革に際し財計支へられずつひに三藤、藤懸等其業を深谷淺軒、大藏清七樂の二人に讓與して僅に陶業を維持せしのみ

第四款 遠州の七窯并に茶器用の陶磁器

徳川氏のはじめにはなほ金森宗和、織田有樂、片桐石州昌、松浦鎮信の如き茶人ありしかども古織の門人小堀遠州政一拔群にてありしかば自己の見識を以て一派をいだしつひに大猷公に傳へて世にもてはやされきされば茶器に關しては何くれもなく遠州の意匠をうけてつくりしもの多かりしがここに陶器は遠州が最も愛翫せしものにておのが意匠を工人に授けて改良したるものも亦多かりきここに志戸呂遠、膳所近、上野豊、高取筑、朝日山、古曾部攝、赤膚大を遠州好の七窯と稱して珍重すされども遠州が意匠を施したるはこれら七窯にこゝまらず信

樂、伊賀、薩摩、對馬の如きいづれも遠州によりて改良せられたり遠州の時代には京師に名工ありしこ且九州に歸化の韓人ありて所々に窯を築き領主の保護をうけて盛に製出せしをりこて大に遠州の伎倆をこれらの窯所に向ひて試みることを得たり諸大名も亦大むね遠州の風をしたひしかば遠州の意匠をうけて改良したるもの多し永井尙政の朝日窯、石川忠總の膳所窯、黒田忠之の高取窯の類遠州に囑託して改良したるが故に良器をいだし後世一品數百金の値をなすものいづ又遠州は寛永中大猷公の旨をうけて宗家の臣玄悦、茂三、彌平、太なごを朝鮮へ遣し彼土の陶工に命じて焼かしたるものあり世これを御本手といふその中雲鶴、狂言袴などは嵌入のものにて古代の雲鶴青磁、三島より其法をこりて遠州の意匠を加へしものなりといふこにかく遠州は獨内地の陶窯を改良したるのみならず朝鮮の陶器をも幾分か改良したるものといふべきかこの外茶器に用ゐる陶器は備前の伊部窯、長門の萩窯、肥前の八代窯、攝津の三田窯の類いづれも珍重せられしが備前の伊部窯は既に天正より文祿の間にか

けて良工いでしがこの期にいたり最も盛を極めしは明和安永より天明寛政のころまでにて備前の特色とする火禱の類より精巧にして青色を帯びたる所謂青備前の如き貴重品をいだせり伊部は應永中より榎原山窯長廿六間横二間三尺育王山窯長廿二間横二間四尺不老山窯長廿間横二間四尺の三箇を大窯と稱しこの窯一箇に陶器凡三萬四五千箇を入れ薪一萬四五千貫を用ゐて三十日乃至三十四五日間晝夜間斷なく焼きたりしかば其質いづれも堅硬緻密なりしに天保三年にいたり一種の便法を案出し右の大窯を廢し小窯長九間横二間二尺に改築せしより品質頓に衰ふ又伊部は大饗木村、森、寺見、金重頓宮の六姓にて其業を世襲し窯數も亦制限ありて南組、北組、西組の三窯にて四十六家に定めらる天明元年以來角徳利の如き疎雜なる日用品をもいだせり尾張の常滑も亦伊部の如く赤色を帯びたる一種の陶土を有し眞焼、南蠻寫の類を製して茶人に賞翫せられしがこの期の末萬延文久のころ常滑の醫師平野忠司陶工片岡二光に謀り支那の朱泥をはじめて製造するここを得たり朱泥は明の嘉靖中金砂寺の僧某の創製せし所にして其後供春、

時文彬の如き名工輩出し宣興泥壺の名顯る清に至りても孟臣、陽仲の如き名工代々宣興に住して製造せしもの年々我邦に輸入し來り煎茶家の賞翫する所なりしにつひに我邦において製造するここを得たり

長門の萩窯は高麗左衛門李敬其子坂助八孫坂新兵衛に傳へて其業を世襲せしが寛文中大和の人三輪休雪この地に來りて毛利家に召抱へられ其陶器師となり坂と共に陶業を子孫に傳へしより陶窯二家にわかれて種々の茶器をつくりしがいづれも一種の雅致ありて茶人に賞翫せらる慶安中高麗左衛門の弟子倉崎權兵衛出雲の松江において樂山窯を起し茶器をつくりしが其製全く萩焼に異らざりき萬治中權兵衛の弟子加田半六更に布志名窯を起し専ら茶器をつくりて賞翫せられしが寛政中其地の工人黃釉を施し其上に五彩をもて描ける所の皿花瓶類を製造せしより普通一般に用ゐらるゝここゝなれり肥後の八代窯は寛永九年上野喜藏によりて開かれたるものにして喜藏はさきに豊前において上野窯を起し、が細川三齋の子忠利の封を移さるゝにあたり

三齋に従ひて肥後の八代に移り茶器を多くつくりしが嵌入ものここに名あり其紋様雅なりしかば茶人の爲に賞翫せられたり東奥の相馬においても雜嵌をなせども紋様雅ならず形式も整はずして八代に及はず我邦において元來雲鶴青磁、三島、御本雲鶴、御本狂言袴の如き嵌入のものを貴びしもこれをつくりたるものなかりしにこゝにいたりてはじめて嵌入の陶器をいだせりまた攝津の三田窯は天明元年三田の商估神田宗兵衛が創設する所にして陶工を京師肥前より聘し陶土磁石を支那及内地の諸山より採取して専ら青磁吳須類をつくりしが後支那青磁の土に類するものを香下村字砥石谷にて發見しそれよりますます盛んに製造せしかば三田青磁の名世に顯れぬ我邦支那の青磁を貴び千鳥手、砧手、天龍寺手などの類は千金の値をなし、も我邦に於いて製するもの甚少かりしに宗兵衛いづるに及びて漸く多數の青磁を内地にて製し鍋島窯の青磁と共に珍重せらるるされども釉色や、鈍綠にして鍋島窯の品格優美なるに及ばず

第五款 諸國の藩窯

陶器は大むね各藩にて保護せられしかどもここに藩窯となりて販賣を禁ぜしものは其藩主の需要に供せしのみならず幕府の進獻或は各藩の贈答品に供せられしかば精巧品多くしてここに賞翫せらるるすなはち島津家の堅野窯、黒田家の高取窯、鍋島家の大河内窯、尾州家の深井窯、松平家の閑谷窯、藤堂家の丸柱窯、松浦家の三河内窯、紀州家の借樂園窯、井伊家の湖東窯の類これなり寛永中島津家久星山嘉入を工長として鹿兒島城下堅野に藩窯を開き數寄屋用の器物をつくり且各藩贈答の品をつくらしめらるる其太白焼と稱するものは一種の細瑩ありてここに珍重せらるる其後元祿中島津吉尊はじめて白磁に金銀五彩を施さしめられしより重豪齊宣にいたり堅野窯の陶器師に命じて有田焼の如く長崎貿易の料になさんこていたく獎勵せられしかばつひに精巧無比の錦欄様をいだしぬ天保十一年より苗代川窯にても錦欄様をなさしめ朴正記をして監

督せしめらる其後安政の初島津齊彬田の浦に陶窯を築き正記の子正官を召して錦襪様を監督せしめられしが後正官其職を辭して苗代川に歸りしより苗代川の錦襪様大に進歩し一般に販賣すること、なりしかども豎野窯の精巧なるに及はず又同じきころ黒田忠之も父長政が八藏新九郎によりて開かれたる高取窯鞍手郡高取山の麓にありを改良せんこと八藏并に其子八郎右衛門を小堀遠州の家に遣し其意匠を受けしめしより技術大に進歩せしが偶唐津の城主寺澤忠高に仕へし五十嵐次左衛門の來るに會しこれを雇入れて八藏と共に陶器をつくらしめられしかば一時諸國の陶器は高取焼の爲に聲價を墜し、といふ寛永七年陶窯を穂波郡白旗山の麓に移し後また寛文七年上座郡鼓村に移さる又同じきころ鍋島直茂も藩窯を岩谷川内に開き京師の人副田日清をしてこれが主幹たらしむ日清承應二年岩谷川内において歿せしかば寛文中陶窯を南河原に移し日清の子喜右衛門をして主幹たらしめらる然るに延寶中また大河内山へ移し喜右衛門の子藤次郎をして主幹たらしめられしこそ藩用工場の外別に窯戸ありこ

れを御手傳といふ年々陶工に俸米を給し幕府の進献各藩の贈答品のみをつくらしめられしかば其つくりし所の蓋盤類は他の窯において摸造することをやめざるさず一種大河内式と稱する精巧無比のもの蓋盤の高臺に櫛状をなかくがゆゑに世人これを櫛手と稱して賞翫すこれら九州諸大名の外同じきころ徳川光友も亦名古屋城中の深井丸に藩窯を築き瀬戸の陶工を召して茶器をつくらしめらる時人其地名をとりて御深井焼と稱す當時歸化の明人陳元贊も亦この窯にて安南風の陶器をつくりしといふ世人ここに元贊焼と稱して珍重せり其後絶えず茶器類をつくりて各藩の贈答に供せられしが天保中徳川齊莊のとき種々の器物をつくり一時頗る上好の品をいだし、が其後ゆるありて廢窯す寛文八年松平光政備前の和氣郡閑谷村シラタケに閑谷學校を創立するこき伊部の陶工を召し其瓦をやかしめられしが當時試に釉料を施したる種々の品物をもつくらしめられしより數年の間閑谷村にてやかしめられしといふ世これを閑谷焼と稱しここに珍重せり元祿中藤堂高久も亦其領地伊賀の阿拜郡丸柱村に藩窯を築き古伊賀風の茶器をつくらしめて各

藩の贈答品に供せられしがつねに原料のつきなんことを恐れ箱詰にして藩庫に貯藏しおき入用の時少しづゞいだしてつくらしめたりこそ世にこれを藤堂伊賀又御藏焼と稱して茶人に賞翫せらる其後文政中奉行藤堂彦兵衛意匠を陶工にさづけて茶器をつくらしめしもまもなく衰へ文久の末にいたりて全く廢窯す寶曆中平戸の松浦誠信も亦三河内山に藩窯を開き精巧なる青華の器物をつくらしめらる多くは松樹の下に唐兒嬉遊をなすさまをゑがきしかば世人其唐兒の數によりて五人唐兒七人唐兒など稱して珍重せしがここに透彫の精巧なるものをいだしつ天保中徳川齊順もまた和歌山の別業借樂園に陶窯を築き永樂保全を聘して種々の茶器をつくらしめらる多くは交趾様のものにして精巧をきはむ世人これを紀州の御庭焼又借樂園焼など稱して珍重す安永中和歌山左衛門はじめて滅法谷窯を建設し藩主より保護をうけ木米を聘して一時盛なりしが其後漸々衰頽して振はずされども借樂園窯は實にこの滅法谷窯より起因せしといふ天保二三年のころ井伊直亮も亦藩窯を近江の犬上郡古澤村に築き湖東焼と稱し瀬戸より陶工を聘して種々の器物をつくらしめらる青華錦襴様にもに鮮明にして賞翫

するもの多し維新後京都清水の陶工坂田郡原村に陶窯を築き湖東焼の名を襲用してやきしが其品精巧ならずしばらくにして廢窯せりといふこれらの藩窯は藩主より陶工を扶持して販賣を禁じたるものゆる互に精巧を競ひておの／＼特色をいだし、こそさればこれらの品はこにかく徳川氏時代中陶磁器精巧の程度を窺ふに足るべきか

幕府は別に陶窯をおかず只元祿中片桐石州の推舉によりて陶工高原藤兵衛を攝津より呼び下し淺艸本願寺の前に一町四方の宅地を與へ其地内にて茶碗をつくらしめられしこそ高原焼又淺草焼とも稱す又天明中桑名の商估沼波五左衛門弄山又方寸齋と號すを呼び下し小梅村に陶窯を築き數寄屋用の陶器をつくらしめしのみ五左衛門このころより其製作品に萬古の印を捺し、かば世人萬古焼と稱しここの外賞翫せしこそされども惜いかな其法を子孫に傳へず一代にして絶ゆ天保二年桑名の骨董商森有節萬古の美名をしたひ五左衛門の孫五郎兵衛にこひておのが製作品に萬古の印を捺し、より萬古焼再び起りしかご其製作全く五左衛門の

ものこ異りて手頭捏造の急須なごいふものをつくりいだせり

第十八章 漆器蒔繪の進歩

漆器蒔繪の類も亦徳川氏時代にいたり著く發達したる工藝品にして茶器類の漆器は京師の特有品なりしかば藤重藤巖をはじめ近藤道志、關宗長、飛來一閑、中村宗哲、佐野長寛の如き名工輩出せしが普通の飲食器類は能登の輪島、加賀の山中、紀伊の黒江、陸奥の會津、南部等にて製出せりされど其中ここに輪島は堅牢をもて稱せらるこの他春慶塗は飛驒の高山において金森宗和が批目、鉦目などの折敷類に春慶塗をはじめしより出羽の能代、大和の吉野、下野の日光、常陸の栗野、但馬の竹田、伊勢の山田等において製出せしが高山能代に及ぶものなしまたここにこの期にいたり堆朱沈金をはじめ象谷塗の如き支那舶來の品を摸擬したる一種の漆器もまゝいでしが皆美術工藝品にして茶器文房具類に過ぎざりしに若狹塗、津輕の韓塗なごいづるに及びては普通の飲食器として用ゐらるゝことゝ

なれりこの二漆器はこにかく徳川氏時代に發生したるものにて漆器中の特色ごもいふべきか

蒔繪も亦元來京師の特有品なりしが寛永以來蒔繪の名工江戸に移りつひに京師ご伯仲の間になれりこの他地方にては加賀の金澤前期の末より名工を集め一種の蒔繪を製造して賞翫せらる蒔繪は寛永中既に本阿彌光悦、幸阿彌長重、古滿休意、山本春正、梶川彦兵衛の如き名工輩出して盛なりしがここに元祿にいたり幸阿彌長救、尾形光琳、春正景正、山田常加、小川破笠、古滿休伯の徒いで、各其技術を競ひしかば精巧無比のものいでたり後世これを常憲院時代の蒔繪ご稱すその蒔繪の堅硬なることは明治六年澳國博覽會へ當時製せし所の見臺を出品し同じき七年二月佛國郵船ニール號に載せて齎し歸る途中伊豆の近海において沈没せしが明くる八年七月海底を探りてその品を獲たり海水中にあること十八月の久しきにわたりたれども漆色毫も變ぜざりきこいふ其後永田友治、鹽見政誠、飯塚桃葉、古滿巨柳の徒いでしが寛政にいたり江戸には古滿寛哉、井上白齋、原羊遊齋

の徒いで、一時蒔繪の業大に進歩しそれより柴田是眞、中山胡民の徒をいだしりこの期にいたり蒔繪は大むね精巧にして天正時代に勝るもの多かりしがここに光悦が能書能畫の力によりて巧に鉛錫青貝をあしらひ優美なる一種の大和繪をまきいだしたるが如き手段は古來よりかつて見ざる所の新意匠にて蒔繪中の特色ともいふべきかその後尾形光琳、小川破笠の徒この法にならひて種々の器物をつくり大に世人に賞翫せらる破笠にいたり更に漆器中に陶器角類を加へて一段の興味を添へたり又漆畫は越中城端をはじめ青海勘七の青海波谷田忠兵衛の密陀漆畫の如きいづれも賞翫せらる勘七忠兵衛は其業を子孫に傳へず一代にして絶えしが城端のみは畑次五右衛門より其法を門人に傳へて世襲せしかば製作品も世にひろがりて今もなほ其遺品多し

第一款 蒔繪漆畫

慶長元和を経て寛永にいたり蒔繪には本阿彌光悦、幸阿彌長重、古満休意、山本

春正、梶川彦兵衛、椎原市太夫の如き名工輩出せしかば蒔繪の業大に進歩し精巧緻密のものいづ幸阿彌家は大阪落城後徳川氏に召されしが長重にいたりいよく江戸に移り其業を世襲して徳川氏に仕ふるこゝなれり其後徳川家光寛永十三年古満休意を召して用品を作らしめしかばこれより古満家起りて幸阿彌家と共に其業を子孫に傳へて繁榮せりここに長重は幸阿彌家中の名工にて徳川秀忠より東福門院御入内の御道具明正天皇御即位の御道具等の蒔繪を命ぜられ又徳川家光の長女千代姫の尾張大納言光友に嫁する時初音の棚の製作を命ぜられなごして面目を施したることいふ多かりき慶安四年二月廿一日没すされども徳川氏にいたり蒔繪に一種の光彩を放ちたるは本阿彌光悦にして光悦はもこより蒔繪を專業にせし人にあらずこいへごも能書能畫の力によりて漆器中に鉛錫青貝等を嵌入したるいごも雅致ある所の蒔繪を發明せり寛永十四年二月三日没すこの他京師には山本春正起りて其業を子孫に傳へ五代正令の時寛政元年正月尾張名古屋に移住しそれより子孫世々名古屋にて蒔繪を業とせしと云ふ江戸には梶川彦兵衛起りて其業を弟子梶川久次郎に傳ふ久次郎は印籠

蒔繪に得意にて古今第一の名人と稱せらるる印籠蒔繪には江戸の人椎原市太夫も亦名工にして加賀の前田利常に聘せられ金澤に赴きて五十嵐家と共に前田家に仕へ後世加賀印籠と稱する一種優美なる蒔繪をいだせり元祿に至り世益々大平となり美術工藝進歩せしかば蒔繪も從て精巧緻密のものいできぬ京師には尾形光琳、春正景正山本春正の子この人よあり江戸には幸阿彌長救の孫山田常加、小川破笠、古満休伯休意の子の徒ありて各工を競ひしかば寛永時代にも勝るべき精巧緻密の品をいだせりこれ後世常憲院時代の蒔繪と稱してここに珍重する所以なり但光琳、破笠は光悦の風をしたひて別に各一派をたてしものにて破笠は鉛錫青貝の外陶器牙角の類をも嵌入せり時人これを賞翫して光琳蒔繪、破笠細工なごいふ光琳は享保元年六月二日没し破笠は延享四年六月三日没す破笠の弟子望月半山二世破笠と稱し其法を傳ふ其後享保中京師に永田友治、鹽見政誠いでしがここに政誠研出し蒔繪をもて稱せらるる又明和安永の間に至り京師に西村彦兵衛いで江戸に飯塚桃葉觀松齋、古満巨柳の徒いづ寛政にいたり江戸には古満寛哉、井上白齋、原羊遊

齋の徒いで、一時蒔繪の業大に振ひしかば遂に寛哉の門より柴田是眞をいだし羊遊齋の門より中山胡民をいだしぬ皆近世の名工なり
 漆畫の漆器はこの期にいたりてもなほ南部、吉野等よりつくりいだし、もここに寛永中越中城端の人畑次五右衛門好永長崎において支那人の教をうけ色漆に五彩の密陀僧をまじへたる一種の漆畫をはじめ承應中佐々木徳左衛門好信次五右衛門の子宣安より其法をうけて精巧なる漆畫をいだしぬ徳左衛門畫をよくせしかば漆畫も亦雅致ありて妙作多かりきこそ世にこれを城端の白漆畫と稱しここに珍重せりされども其實は皆密陀僧なり徳左衛門よりさらに小原理右衛門亮好に傳へ子孫永く其業を世襲せりまた元祿中江戸の漆工勘七漆畫をよくせしがここに青海波に得意なりしかば人呼んで青海勘七といふ津輕の漆工池田源兵衛江戸に來りて勘七の門に入り青海波を習ひ後津輕にかへりて其法をひろむまた寶曆明和の際江戸の漆工谷田忠兵衛密陀僧をまじへたる一種の漆畫をよくせしが後阿波侯に聘せられて其國に移り谷田蒔繪をもて賞翫せら

る勘七忠兵衛の二人はいづれも其法を子孫に傳へず一代にして絶ゆ近世蒔繪の名工柴田是眞能畫の力をもて漆畫をよくせしがここに青海波は勘七以來の妙手といはれき

第二二款 京師及諸國の漆器

漆器は京師の特有品にして慶長元和の際藤重藤巖あり其後寛永のころ近藤道志、關宗長の徒ありて茶器をつくり其名を揚ぐ道志ここに小堀遠州、片桐石州等に愛せられてつひにいち／＼塗を發明せり又このころ歸化の明人飛來一閑千宗旦に愛せられて一閑塗をはじめ一種の雅致ありて茶人に賞翫せらる其後元祿のころ中村宗哲いで、茶器をつくり千家の塗師となりしか宗哲は無雙の名工にてこれより代々千家の塗師となり正徳のころ山本利兵衛いで文政にいたりて佐野長寛いづ長寛は近世の名工にて其作の精巧なることは古への盛阿彌にも勝るこいへりこれら美術工藝品の外この期にいたり能登の輪島、加

賀の山中、飛驒の高山、出羽の能代等より普通品を製出して世に用ゐられぬこの他普通品を製造する所多し

輪島は應永のころ土人福藏こいふもの紀伊根來より傳習し來りはじめて漆器をつくりしこいふ其後二百餘年間漆工僅に十餘戸に過ぎず其製作品も亦精巧ならざりしにこの期にいたり寛文のころ輪島市街の近傍小峰山において一種の粘土今地粉といふを發見し漆に和して塗地の料に用ゐしより堅牢なる漆器を製出し漸く世人に知られ従て漆工も増加せしが元祿正徳の際商估松木屋佐平が販路を開くに及びてや、製品も改良せられき其後明和のころより沈金平蒔繪の類を製出し漆業大に進歩せりこぞ天明のころ松木屋佐平次、笠屋次右衛門等十餘人の商估協同して大黒講と稱する組合を起し漆工の方法を定め價格を一定せしより諸國において信用を得販路次第に開けしが天保のころ漆工も亦協同して遐福講と稱する組合を起し相互に信義を厚くし販路の擴張を圖りしかば輪島の漆業一層進歩せりこのころ金澤の前田家よりも保護を與へられ年行

司を置き郡宰をして監督せしめられしといふ

山中は元來温泉場にてはやくより轆轤細工のものをいだし、が元祿のころより粗笨なる繼燭臺、茶臺の類を製造するものいでたり慶安のころ様工平兵衛により筋挽と稱する糸目ものなご製せられしと寶曆のころ栗色塗の器物をはじめしとより稍面目を改めしも其業振はず文化の頃倉屋三郎右衛門いつるに及びて各種の漆器を塗りはじめ漸く漆器販賣店を開くものいでたれども其製品は唯浴客の購ひ去るに過ぎざりしに寛政のころ山野屋九郎平販路を大阪に開くに及びて山崎佐吉、額見惣七、多丸久三郎の三人相繼いて販賣に従事しはじめて他國に輸出せらる文化元年三谷傳次郎良工を督して盛んに日用の飲食器を製造せしがここに其工場より轆轤細工の精巧なるものをいだせりこのころより大聖寺の前田家に於いても金穀を貸與して保護を與へられしといふ嘉永のころ多丸久三郎主として漆器改良の説を唱へ大阪其他の各地に至り諸種の髹法を研究し又標本を蒐集して齎しかへり漆工田口彌右衛門に謀り日夜苦

辛して遂に改良の效を顯し薄木皿、筍行厨等の製造をはじめ又同じきころ陸奥會津の蒔繪師今津由藏この地に來りて開業せしかば岡屋新助、越前屋六兵衛等同人に就いて蒔繪を習ひしより蒔繪工いでしも元來この地の特色とする所は轆轤製の糸目又は薄木皿にてありしかば蒔繪を施すもの極めて少かりき安政七年外國貿易を許さるゝや山岡理八大阪の商人波屋喜助と謀り始めて輸出を試みしも僅に二年に過ぎずして中絶せり

この期の初金森宗和飛驒の高山において春慶塗の折敷をつくらしむ世人これを飛驒春慶といひ又批目細工といふ其後出羽の能代の工人この製にならひて春慶塗をはじめしが幾ならずして良品をいだしつひに飛驒の右にいつ下野の日光鉢石の工人も亦飛驒の製にならひて疎笨なる日用品をつくりいだし、が後又其工人より常陸の粟野の工人に傳へ常陸も亦春慶塗起るこれを粟野膳といふこの他大和の吉野、但馬の竹田、伊勢の山田等にも春慶塗をなすもの多くいでしかば飛驒の高山、出羽の能代に及ぶものなし

第三款 特種の漆器

徳川氏時代にいたり髹漆の法大に進歩し支那舶來品に模擬したる堆朱、沈金の類より玉楮象谷が發明せし支那風の漆器石井勇吉が發明せし寶石嵌入の漆器などあれども皆美術工藝品にして其製作も亦極めて少かりしが唯若狹塗、津輕の韓塗は其髹法をひろく傳へられしかば同地方の一物産となりつひに普通品に用ゐらるゝことなれり

堆朱は鎌倉よりこのかた舶來のみにして而も茶人に愛せられしかば堆鳥、剔紅、金絲、九連絲、紅花綠葉、柱漿、犀皮などの如きは其價極めて貴かりき我邦にて堆朱を造り初めしは漸く足利氏の末のころにて京師の人門入なりといふされども其年代詳ならずかつて金森宗和堆朱はしか彫籠形の香合靈昭女と名づくを好みてつくらしめしを見ればそのころ京師に堆朱の良工ありしや明なり其後元祿中門入の子孫堆朱屋二郎左衛門いで、京師に名を揚げしがまた江戸にも

堆朱工ありしといへばこのころよりや、堆朱工いで來れるものか既に貞享中京師に權兵衛、庄兵衛、長寛等の堆朱工いでしがこれと同時に江戸には養清といふものいでしとぞこれらの外萬治寛文の際江戸には楊成楊茂張成兩名の一字づいふいで、徳川氏に仕へ世々堆朱師となれり

沈金一名雅金も亦舶來品にて堆朱の如く貴はれしかば享保中長崎の漆工多く沈金の漆器を製出せしが其後寛政中江戸の醫師二宮桃亭鼠齒をもてよく沈金を製す其作緻密にして支那舶來品に異らざりしとぞ明和中能登輪島の人館順助彫刻術を京師に學び後輪島にかへりて沈金彫をはじめこれを輪島沈金彫の濫觴とす其後館雅水いで、沈金に深く心を用ゐしかば其作大むね精巧緻密にしてこれより畫風も亦一變せりとぞ琉球の沖繩よりも古雅愛すべき一種の沈金をいだし、が其創始の年月詳ならずといふ

文政中讃岐高松の鞘塗師玉楮象谷藤川理左衛門周南の子支那の張成存清の遺風により本邦古代の製に基き竹籃或は木材を胎として緻密なる彫刻を施し青黃紅等の彩漆

をもて其彫刻したる模様を填め一層其光彩を鮮明ならしむ又堆黒はこの人の最も得意とする所なりき世人争て其品を求め象谷塗明治二年弟と稱して賞翫す二月没す舜造、子爲造その遺法をうけて今に其法を傳ふ又安政中越中高岡の人石井勇吉初代勇吉明治十九年五月廿三日没す支那舶來の堆朱、存星、きんま、青貝入、箔繪などを模造せしがつひに一種寶石を嵌入したる新意匠のものをいだせり

若狹塗は若狹の遠敷郡小濱において製する所のものにして其始詳ならず其髹法は支那存星の遺風を模擬し紅綠青黃黑等の彩漆をもて雲狀をぬりいだしたるものご又金銀箔をもて纈纈文の如き花章をぬりいだしたるものごありていづれも漆質堅硬にしてしかも妍美なりき寛延のころより若狹の漆工盛んにこの髹法を施したる器物を製造し其産額も亦昔日に數倍せりといふ

また津輕塗は陸奥の津輕郡弘前及造道村において製する所のものにして元祿十年池田源兵衛二代の發明せし所にて世にこれを津輕の韓塗と稱す源兵衛は津輕侯の漆工にて藩主の命をうけ江戸にいで、青海勘七の門に入りつひに韓塗

を發明しかねて青海波の漆畫をよくせしといふこれより世々青海をもて氏とす其髹法若狹塗に彷彿たるものにして數層の彩漆を疊塗して雲狀の花章をいだせり但金銀箔を用ゐざる所若狹塗と異なるのみ近年錦塗と稱する髹法を施し其上に雲鶴或は千鳥或は鐵線花などの模様を施したる所の器物をいだせり

第十九章 織物の進歩

堺の機業衰へて京師の西陣其あとをつぎて起り禁裡をはじめ將軍家、諸大名、各寺院にて用ゐる所の貴重なる織物は悉く西陣よりいだすこととなりしかば其技術著く進歩し其製支那輸入品の右にいつこの期の初既に倭錦、唐織錦の如き精巧のものをいだし、が後には綴錦、金花山織の如き貴重品をいだせりされども養蠶の道一般に衰へしかば絹糸織物の原料はこの期の中ころまで専ら支那、和蘭陀より輸入する白糸と稱する生糸を用ゐたりき然るに明和、安永のころより關

東奥羽の養蠶著く發達し來り一層絹織物の業進歩をいたし、がここに上州桐生の如きは既に元文三年西陣の織工移住し紋織の法をさへ傳へられきこれより野州足利に傳へられて足利も亦絹織物の精巧なるものをいたすこと、なれりこの他關東には八王子の黒八丈、川越の魚子、甲斐郡内の裏地絹の如き特色のものいづ奥羽も福島、秋田、川俣、仙臺、米澤等より絹織物をいたし、が其中にも米澤の如きは安永中京師の織工を聘して其法を傳へられしかば糸織物の類一層進歩し米澤織の名にて大にもてはやさる又この期にいたり縮緬の織法發達し京師をはじめ岐阜、峰山、長濱、桐生、足利等よりいたし、が後には紋縮緬、柳條縮緬、御召縮緬、かざをり縮緬の如き類をも創製するにいたれり九州は絹織物の少き土地なるが獨筑前の博多は鎌倉時代より唐織の法を傳へし所にて天正中竹若伊右衛門いでて帶地に用ゐる一種の織物を工夫せしが此期にいたります、精巧の品をいたしぬかの仙臺において織いたし、袴地に用ゐる仙臺平と共に特有物産としててはやさる植物織緯の織物にては麻布の類服制上夏季の紋付帷子に用ゐられし

かば奈良晒布、越後上布の類大にもてはやさる木綿は天文以來各地において植付けしかば大むね産せざる地なしといへどもここに河内、攝津、紀伊、伊勢、三河、武藏、安房、下野等の産を賞せりこの期にいたり特に記憶すべきは舶來品にならひて種々の柳條木綿をいたし又木綿緋、木綿縮の類をいたして日用品に供せしことなりとす又木綿織より小倉織、雲齋織の如き特種のものをも織出せりこれを要するにこの期にいたり一般に織物の發達せしことは絹織物の類より麻布木綿織の類に至るまで大むね精巧にして其種類の多くいでたるを見て知るべし

第一款 織物原料の輸入

足利氏の時は天下麻の如く亂れ農民も戈をこりて軍役に従事せしほどの事なれば養蠶の道いたく衰へてまた内地の需要を充たすこと能はざりきされば織物の原料に用ゐる生糸は明船の輸入を仰ぎて漸く其需要を充たし、こそ當時糸一斤に銅印一顆をそへて我邦に輸入し其斤量を改めて受領したる證書に其

銅印を捺して彼國の商人に送付せしより糸割符と稱せしこなん後には其銅印を糸印と稱して文具に供せしものも亦少からざりき當時印刻の術開けざりしかば豊太閤、近衛三貌院の如きもこの糸印を用ゐられしこいふ今なほ糸印の現存するもの多きを見て當昔輸入の巨額なりしことを想像すべし其後天文の末印度より再び木綿の種を傳へられしかばこれより各地において木綿をうる織物の原料とせしより養蠶の道ますます衰へ生糸の輸入を仰ぐもの多し慶長十年徳川家康の旨をうけて堺の豪商十人京師并に長崎の商人と謀り明人の齎したる一船の白糸を購求せしがいづれも損失を蒙りしかば明くる十一年多數輸入せし白糸を去年家康の旨をうけて買取りし高に割符して利益をうけしめしよりこれをも白糸割符と稱してつひに數商人の專買に歸したりきこれより白糸割符商人と稱し其中若干を糸年寄として統轄に任じ且割符の題糸高を定めらる寛永八年に至り堺、京都、長崎の外江戸の商人を加へて四所の割符となりしが其後又大阪の商人をも加へて五所の割符となりぬ同じき十八年和蘭人

の貿易場を長崎に移さるゝや明船輸入の白糸と同様に專買を請願してつひに其許可を得たり明暦元年一たび白糸割符法を止められしも貞享二年にいたり白糸割符法を復し糸割符宿老二人を置かるされども元祿十一年以來題糸の外一切餘分の白糸を買ひ取ることを禁ぜられしかば大に利益を失ひしがなほ長崎貿易の事に關係して江戸幕府の末まで株式を守りきたれり既に東國は元文中下總結城の近傍より多く蠶種をいだし兩毛信州より奥州へかけて販賣せしがあるこし結城の近傍洪水にて蠶種を失ひしかば一商人ひそかに奥州伊達郡伊達崎村にいたりて蠶種を購ひ歸らんこせしに土人しきりに同地にこゝまり蠶種を製すべきことをすゝめしかば其説に従ひ近傍の如來堂を借りて蠶種を製せしに元來桑のよろしき地にして蠶質も結城あたりよりはまさりたるこゝゆる意外にも好結果を得しこぞこれより奥州本場種とて一般に貴重せらるゝこゝなれり文化中には養蠶をなすもの東山近江、美濃、信濃、上野、東海、武藏、山下野、陸奥、出羽、常陸、丹波、丹北陸若狭、越前、加賀の四道にて十六國にわたれりこゝに信州の如きは上州桐陰後、但馬

生地方より京都、岐阜地方へ販路を開き其太筋糸をのばせと稱するにいたれり文政二年ころには京都の商人争ひて信州の櫻大櫻、中櫻、小櫻のぼせ糸を購求せりといふ奥州、信州に糸市をたつることになりしも文化以後のこころなりき其後安政にいたりては關東奥羽をはじめ各地において養蠶の業起りしかば内地の需要を充たすのみならず外國貿易品中隨一のものとなれり

第二二款 京都西陣の織物

京師は南北朝以來干戈止む時なく兵塵を蒙りしがここに應仁の亂は其禍頗る慘烈を極め長安洛陽の神社佛閣の靈場をはじめ第宅家屋悉く兵燹に罹りかの織部司のなごりとして唯其形を存したる大舍人町の如きも亦全く灰燼に屬し空しく荒寥の地となり畢りぬ亂平ぎし後織工居を白雲の原野に移し桑をうる蠶を養ひ自ら糸をこりて僅なる絹布を織り朝廷及縉紳の用途に供せり後其地を白雲村と稱す天正中豊臣秀吉白雲村の井水不良にして練糸の用に適せざる

をもて新在家村の地に移し其業を奨励せらる既にしてこの地の織工また西陣に移り堺より明様の織法を傳へて紗、紋紗、縮緬類をも織出し、がつひに榎良元の倭錦、俵屋某の唐織錦、野末某の金襴の如き精良の品いつるに至れりこれより堺の機業漸く衰へ西陣の機舎年々増加し久しく廢絶したる綾織を再興し且明様の織法によりて緞子、縐子、綸子の類をも織出し、がなほ南蠻の織法にならひて蒙流モウリウ、天鵝絨の類をも織出せり徳川氏の豊臣氏に代るや天下太平の基礎全く定まり禁裡の御用をはじめ將軍家、諸大名、各寺院などにおいて用ゐる所の貴重品は西陣の外他國において織出すものなかりしかば西陣の機業年を逐て益す隆盛となり緞子織より七絲緞を織出し綸子織より紋縐子を織出せり又慶安中天鵝絨の如きは虎斑天鵝絨、和奈天鵝絨、柳條天鵝絨の類を織出すにいたりぬ平絹の如きもはや寛文中諸國より織出し、が京師、堺の産ことに精良なるが故にこれを羽二重と稱し加賀、丹後、美濃等より織出すものを撰糸と稱して其精粗を區別せり既にして紋羽二重、綾羽二重を織出せりといふ天

和中西陣の機業大に進歩し綾織より紋紗綾、綾唐織、加女綾八反掛、柳條綾をいだし、縹子織より統井に柳條縹子をいだし、また琥珀織をはじめ紋琥珀井に其輕薄にして精巧なる茶宇をも織出せり、又縮緬織より紋縮緬、柳條縮緬の如き類をいだし、其織法の精巧なることはるかに明様の上にてたり

前にのへ來りたるが如く、西陣は前期の末より機業の中心となり、精巧なる紋織類をいだし、海内の需要に應ぜしが、享保ころより上野の日野、桐生、伊勢崎、武藏の秩父、陸奥の福島あたりよりも絹織物をいだしはじめしが、まもなく元文三年西陣の織工桐生にいたり、紋織の法を傳へしより、關東の機業一變してや、精巧のものいでしかば、寛保四年西陣の機業家幕府に訴へて、桐生紋織の差止を請へり、幕府西陣保護のため、延享元年新規の紋織を停止すされども、諸國の機業大に開け、綾織縮緬の類多く京師へ輸入す同じき二年西陣の機業家幕府の許可を得て、松組、竹組、梅組、鶴組、龜組、永字組、紗組の七組を設けはじめ、て織工の取締に關する規約を結ひしが、寶曆十二年本字組を加へて八組となし、さらに紋

屋、箴屋、下職のものに關する規約をも結べり、天明八年京師の大火にて一時機業家の組合中絶せしも、寛政十二年より火災前の如く組合を設けて取扱ひしが、天保十二年儉約令によりて、絹布を用ゐることを禁ぜられ、從て機業家の仲間組合も亦廢絶せしが、嘉永六年再び舊に復せしこいふ

第三款 關東奥羽織物の進歩

關東奥羽も平絹の類は桐生、伊勢崎、足利、福島、秋田、川俣、米澤等よりいだし、も西陣の工を傳へて、紋織類を織りいだしたるは桐生をもて其始とす、上野は元來日野絹、仁田山絹を産出せし所にて、關原の役徳川氏のために桐生の織工旗絹を上納せしより、吉例となり、毎年旗絹を織出し、が寛文中はじめて紗綾絹を織出したること、ついで元文三年京都西陣の織工彌兵衛、吉兵衛の二人移住し、羅、紗、紋紗綾、緞子、縹子、綸子、縮緬の織法を傳へしことにより、桐生の機業頓に面目を改め、幾ならずして大森辰右衛門の如き、鳶色地に芭蕉葉の紋様ある東

雲純子の帶地を織出すにいたりぬここに文政にいたりては織物の技術大に進歩し機業家競うて支那製の織物を模造し又糸錦、琥珀、龍紋等を織出すものいづつ天保中紋屋石田九野文久元年十月十二日没す意匠に富み種々の花本をつくりて機業家に與へ又自ら西陣の織物を研究して織工に授けしかば糸織、綾唐織、二重緞子、三重緞子の如き貴重の織物をいだせり又下野の足利もはやくより平絹を織出し所謂足利絹とて世にもてはやされしが寶曆明和のころに至り足利町の北方において八丈縞、柳條縮緬を織出し又足利町の南端田中村において田中縞を織出し、かばこれらの織物を飛脚問屋に託し江戸及京阪へ輸出し又桐生の商人に販賣せり文化文政のころには御召縮緬、南部織の如き類より玉紬、千年紬なごいふ絹綿交織の織物をも盛んに織出せり

武藏は享保のころより既に秩父絹、川越魚子徳川氏の初のころ既に白魚子とて高麗郡水田村大字廣瀬より織出したるも其後川越へいだして販賣せしよりつひに川越の名を冠らすにいたれりどぞの類世にきこえきそのころ八王子附近においても平絹の類を織出し、かば八王子の市場において賣買せしも其地方の需要を充た

すに過ぎざりしが天明のころにいたり八王子附近の織物漸く盛んになり寛政のころに至りては著く其産額を増せりすなはち五日市附近の黒八丈、青梅附近の青梅縞、甲州の郡内絹なごいづれも八王子市場において販賣せり文政中上野桐生の人南多摩郡横川村に移住しはじめて博多帶地を織出し、が後八王子に移住し子孫其業を継ぎこのころより種々の絹織物をいだして頭角を顯せり甲斐の郡内と稱する南北都留郡においてもつこに養蠶の道開けしかば延享のころより自製の糸をもて平絹を織出しぬ其後機業大に進歩し郡内縞、白郡内、織色郡内なご稱する種々の織物をいだし羽織の裏地夜具地等の料に用ゐられしかば其需要きはめて多かりしが舶來の海氣に似たるより郡内海氣もいふここに郡内中谷村の産を上品として貴べり京郡内とて京師においても郡内製を模造せしが其製甲斐の郡内に及ばずこの外奥羽にても米澤の糸織をはじめ秋田のうね織、福島川俣の絹なご特有のものありしかご其需要米澤の糸織に及ぶものなし米澤は安永中藩主上杉鷹山の奨励により藩士の婦女に養蠶

の業を授けられしが其後京師より織工を聘して織物の法をも授けしめられしかば一藩の婦女競うて機業を営み米澤織物の名江戸にまで知られぬ寛政中にいたりては糸織、博多織、縮緬黄八丈の類をも織出せり近年八王子において米澤の糸織を模造し新米澤と稱して大にもてはやさる

第四款 縮緬織の進歩

縮緬は元支那の織物にして天正のころ其法を明人より泉州堺の織工に傳へられはじめて織出し、ものなるが其後京師の西陣へ其法を傳へられ西陣において發達したる織物にして既に天和中紋縮緬、柳條縮緬の類を織出せり享保中丹後丹波郡峯山の人絹屋佐平治西陣の法を傳へて縮緬を織出し、がこれと同時に同國與謝郡加悦の人手米屋千右衛門、同郡三河内村の人山本屋佐兵衛の二人も亦西陣の法に倣ひて縮緬を織出し、こいふ加悦は宮津藩の管轄地なりしがゆるゑに享保十三年以來種々の保護をうけ京師の間屋と特約を結びて盛

に織出せり其後藩主の交代ありしかごなほ種々の方法を設けて保護を與へられき又同じ享保中美濃岐阜の人西陣の法を傳へて縮緬を織出し京師に送りて賣捌きしが明和の初より縮緬の業著く發達し従て産額も増加せしかば京師において販賣することを禁ぜらる岐阜は元名古屋藩の管轄地なるがゆるゑに安永四年以來名古屋藩にこうて其藏物と稱し再び京師において賣捌くことを得たり天保の初には厚見、方縣、羽栗の三郡にわたりて其産出高一年三萬匹餘に達せしごぞ又上野の桐生も元文三年西陣の織工この地に移住し縮緬の織法を傳へしかば縮緬を織るものいでしが天保中京師の製にならひて一種の柳條縮緬を織出せりこれを御召縮緬といふ其後この製にならひて御召縮緬を織るもの多し又下野の足利も寶曆明和のころ桐生より縮緬の織法を傳へて織出し、が明和中西陣の柳條縮緬にならひてかさをり縮緬を織出せり其製全く柳條縮緬よりいでしこいへごもごにかく一種の織物なり又寶曆中近江東淺井郡難波村の人中村林助、乾庄九郎の二人姉川に瀕し年々水害を蒙ることを憂へ桑をう

るて蠶をかひ縮緬業を起すことを考へ自ら丹後にゆきて其織法を研究し近隣の婦女子に傳へしもの東淺井、坂田の二郡にわたり其産額年を逐て増加せしかば其製品を一旦長濱に蒐集せしより人呼んで濱縮緬といふ寶曆九年以來彦根藩の保護をうけて京師にいだし賣捌きしこと岐阜縮緬におけるが如し
 寛延のはじめ周防玖珂郡玖珂村の人富山秀意聞光寺住職 智教の子といふもの縮緬の織法によりて木綿縮緬をはじめむ世にこれを聞光寺縮と稱す其後岩國地方へ廣まりつひに岩國縮の名にてもてはやされしがまもなく關東においても明和中下總銚子の織工木綿糸をもて縮緬を織出せりこれを木綿ちぢみ又銚子縮といふ天保中足利の織工銚子の木綿ちぢみにならひて柳條縮緬を織出せりこれを木綿ちぢみといふ近年佐野においてもこの製にならひて木綿ちぢみを織出し盛んに西洋へ輸出せり

第五款 特種の織物

博多の唐織は鎌倉時代滿田彌三右衛門といふもの嘉禎元年四月東福寺の僧辨圓に従ひて入宋し彼國の明州に六年間こゝまり種々の織法を研究して歸朝し廣東織、綾羽織、雪下織、竹下織などいふ貴品を織出しけるが後には獨鈷織、華皿織などいふ新意匠のものをも織出したりとぞ其後數代唐織の法を傳へしも一時中絶せしを天文の頃彌三右衛門の遠孫にあたる滿田彦三郎といふもの博多の豪商神谷壽貞に謀り明に航して織物の法を研究し祖先彌三右衛門が織りはじめし唐織の法を再興せり其門より竹若伊右衛門いで、天正中一種の織物を發明せり其地質琥珀織に似て甚だ厚く其模様浮線文にして柳條あり時人これを博多織といふこれ後世帶地として用ゐるもの、濫觴なり伊右衛門の養子惣右衛門其子忠太夫後伊右衛門と改む機業に熱心にして大に博多織の面目を改めしとぞ文祿元年豐太閤の征韓軍を督して博多に來らるゝや伊右衛門忠太夫天下泰平云々の文字を織込みたる下緒を獻じて豐太閤の感賞をうけ後櫛田神社の傍にて宅地を賜ふ其地を竹若番といふ今の竹若町これなりまた慶長五年黒田長政

筑前入國の時も種々の博多織を獻じたるが頗る長政の意に適ひ扶持を給せられ黒田家の軍旗を織出しこれより子孫黒田家の織物師となれり弟惣右衛門、藤兵衛の二人をも別に扶持與へられて家を起しこの三家にて織出し、が其後博多織の名諸大名の間にきこえ需要年ごとに増加せしかば明和の初黒田家より由緒あるもの九戸を増し十二戸となしこの他の家においては模造品を織出すことを禁ぜられたり又經緯も木綿糸にて浮線を織りいだす所の木綿博多と稱するものをも六戸に限られたりさて博多織の販路を江戸にひろめしは小崎芝居において博多織を用ゐたるより一般に用ゐらるゝこと、なれりこぞ文政中上野桐生の織工中博多織を巧に模造するものいでしが幾ならずして其法を八王子に傳へつひに其産額桐生の右にいでたり

仙臺の織物は大阪の役伊達政宗がつれかへりし京師の呉服商人岩井八兵衛によりて開かる後八兵衛西陣の織工小松彌右衛門を招き専ら伊達家用の織物を

織らしめしが彌右衛門の工夫にてつひに一種の袴地を創製せりこれを八右衛門織と呼びしが文化のころより仙臺平と改稱し大に世に行はるこれより越後の五泉、村上等においても仙臺平にならひ袴地を織出せり皆其地名をこりて五泉平、村上平などいふこの他筑前の博多平、甲斐の郡内平、武藏の八王子平などいふものありしが天保の末武藏人間郡藤山の人藤本嘉平次太織の袴地を創製して嘉平次平といふ其價安きがゆるゑに一時世に用ゐらる又近年八王子において武藏平を織出し、が其製博多平に同じ

第六款 植物織緯の織物

植物織緯の織物中麻布は服制上長上下、半上下の禮服の料より夏季の紋付、帷子の料に用ゐられしが故に其需要も亦多かりしがここに奈良晒布最も名ありき奈良晒布は慶長のころより生布を購ひこれを晒して賣買せしもの遂に濫觴となり其技術大に進歩し徳川氏の用品となりつゝいて諸大名の用品を引受け

しかば奈良晒布の名諸國に顯れぬ寛永以來は奈良晒布の需要著く増加しや、粗製の傾きありしかば奈良奉行は明暦三年はじめて總年寄をおき奈良の橋本町に生布判場を設けて生布丈尺の検査をなさしめ又晒屋般若寺村二十二株、正田村十四株、後延寶七年般若寺村に三株を増し都合二十九株となり揉屋六株にして元祿十一年本晒を兼ね揉布半晒布の外貞の株式を定め各晒屋に標印を渡しこれ併せて自印一顆を押捺せしめ粗晒を戒む又この時晒問屋賣買既成の生布晒方を引受け及生布、晒布賣買の紹介をなし口錢を收むるものにして生布を晒しおき自ら賣買するを許さず明暦中より廿三株なりしが元祿六年八株を増し都合三十一株となりの株式をも定めらる其後元祿十一年切晒屋元祿十一年の株式を定め生布判場極印布の外織損じ、巾狭布、他國布、着料布、木綿の五品を晒さしむ奈良晒布の原料は藏苧と稱する米澤藩の藏物なりし青苧と商人苧と稱する出羽最上の青苧其他仙臺、會津、伊勢、近江、越後、加賀等の商人より輸入するものにて青苧仲買人これを漬苧屋或は山城、河内、播磨、近江、伊賀等の商人に賣渡し生布として奈良に入り來り晒布となりて諸國へいつるものなりきこそ奈良につきて木津晒布、野洲晒布ありその晒さるるものを生平といふこの他加賀の石動、越

中の高岡、越前の府中、近江の高宮等よりも麻布をいだせりされどもここに石動の八講布價廉にして其色雪の如く白きをもて賞せらる又越後の縮布つこに名ありしが寛文中播磨明石の人堀土堀次郎越後の小千谷に來り明石二郎と稱し従前の縮布に緋其他の模様を織出すことを工夫しこれを近村の里人に傳授せしより縮布の面目を一新し需要も亦頓に増加せりこれを上布と稱し又越後縮布と稱す其後大和の奈良、近江の高宮よりも緋麻布をいだせり又伊勢の津振子、近江の八幡蚊疔の類其地の特有物産として諸國へ輸出せらるこれら麻布の外琉球大島の芭蕉布、遠江懸川井に大和春日の藤布、陸奥相馬の葛布の類あれども其需要極めて少し

木綿は桓武天皇の朝廷曆十八年崑崙人參河に漂着して傳へしものいつしか絶えたりしを再び文祿中南蠻より木綿の種を傳へしより忽諸國に傳播し慶長以來木綿布を織出して日用の衣服の料に供せしかば國として産せざる所なきも河内、攝津、紀伊、伊勢、三河、武藏、安房、下野等の木綿布最も賞せらる元文中薩

摩の織工琉球の製にならひて緋木綿をいだせりこれより久留米緋天明大和緋文化
 伊豫緋文政佐々緋文政所澤緋天保なごいづ又下野結城の織工柳條木綿を織いだし薩
 摩の緋木綿と共に大に用ゐらる天保中足利の織工結城の製にならひて柳條木
 綿を織出す既にして其産額結城に數倍せりこの他雲齋織、小倉織の如き特種
 の木綿織をもいだせり

第二十章 京都の染物并に染物の流行

徳川氏時代にいたり織物の進歩に伴うて染色并に模様類も大に進歩せしが染色
 に用ゐる原料は前期と異なることなく藍、紅花、茜、紫根、荊安の如きものより舶來
 の蘇木類を用ゐしがまゝ、鐵漿、明礬の如き類をも用ゐるにいたれり染色の原料
 は所々よりいでしかご阿波の藍、武藏の紫根、出羽最上の紅花、遠江の茜、丹波の
 荊安最も名ありきさてまた全國中京師の染物に名を得たるは天然に良水を得た
 るのみにあらずして既に元祿のころより唐染、暹羅染、佐羅佐染、紫染、紅染、梅染

茶染、紺屋染、茶屋染、憲法染吉長染などいふが如くおの／＼分業したるの結果に
 よれりこいふべしいつれの國にも染色を業とするものありこいへども大抵上品
 の織物は京師に輸して染むるをつねせしがここに紅染、紫染は京師の特技な
 りしかば紅絹紅絹の如き裏地に用ゐるものすら奥州川俣にて織出したる輕目の絹を
 京師へいだし染あげたるものを再び諸國へ輸して賣捌きたりこいふ茜染、紫染
 は京師の近郊山科にてそむるものも亦多かりき

瀨織の染法既にすたれて唯僅に鹿子絞、豊後染の類のみなりしに慶長中尾張知
 多郡有松村の人竹田庄九郎はじめて木綿絞を製すこれ今の有松絞の濫觴なりこ
 れより瀨織も亦夏時の服に用ゐらるることに其價安きが故に日常の衣料として大
 にもてはやさるまた寛永中京師の畫工友禪色染の下繪を創意し友禪染起るむか
 しのかき繪小袖の類より思ひつきたるものかこれすなはち古代瀨織の支流なり
 友禪もはじめは麻類に施し、が後縮緬に施すことになりしより一層其需要を増
 し精巧のものいつこれ京師特有の技術に屬しかの分業の法により染いだが故

に一の友禪染をなすにも七八人の手を要すといふ加賀の金澤には一種憲この他藤纈法友禪といふものありこの支流に中形、小紋染あり伊勢の白子より形紙をいだすこれを紺屋形といふ其模様年々時好を追ふものゆる常に一定せざりき又夾纈の支流に板しめの類ありといへども古への如き精巧のものなし染色の種類より中形、小紋の模様類は年々新様のものいでしかご當時上流に位せし朝臣武家は一定の服制ありしかば或は位階により或は色目の古式によりて常に變化なかりしも一般の人民はこれらの制限なく隨意に時好の服色模様を用ゐることを得たるが故に流行甚しかりきといふ憲法染、親和染、堆朱染、伊豫染の類ありといへども其流行の源は歌舞伎芝居よりいでたるもの多かりきすなはち千彌染中村傳九郎染市川家の三升格子、鶴菱繫俗に暫の中形模様といふ福牡丹の如き類なりここに甚しきに至ては手綱染、石疊風小の如きも一たび俳優の好みて用ゐるときは其本名を失ひて手綱染を小六染六といひ石疊を市松染佐野川市松といふにいたれり

第廿一章 武器用工藝品の進歩

元和偃武以來寛永元祿を経て武家の位置いよく確定しければ甲冑刀劍の装具より印籠馬具の類にいたるまで各千金を抛ちて精巧華美を競ひしかば名工輩出して佳品をいだせり甲冑は鎌倉將軍の初より明珍家世襲して其業に従事せしが廿代宗信元和中大阪より武州江戸に移りて徳川家に仕へしより其支族またわかれて諸大名に仕へ甲冑を製せしかば諸國に明珍の姓をもて呼ぶもの多かりきご又甲冑を縫ふものを岩井と稱し元大和岩井よりいでたるものにて京都に住し其業を世襲せしが甲冑を裝飾する糸を稱して威オチといふは蓋し武威を耀す意よりいでたる詞にして緋威、黒糸威などいふ類なり又鞍をつくるものを鞍打と稱し京師の伊勢家足利氏時代より世襲して其法を傳ふ祖先伊勢守貞繼乗馬法を大坪道禪にうけしごき鞍鐙の製作法をも授かりしごぞ鐙の象眼は加賀の金澤に名工ありて精巧のものをいだし、かばこれを加賀掛と稱して珍重せられしがまた京

師にも名工多かりき

装剣具の彫刻は後藤の九家祖先の遺風を守りて家聲を墜さずその宗家より徳乗五代名即乗八代名通乗十一代名の如き名工をいたし、も寛永中横谷宗與、奈良利輝召光次されて幕府の彫物師となりや、後藤家の勢を分つこと、なりぬことに宗與の孫宗珉實は宗與の子宗知の養子いで、古作模擬の法によらず狩野探幽、英一蝶に下繪享保十八年八月六日没すを求めて繪風鍛金を創意せしかば後藤通乗も亦祖先の遺風を一變し繪風をかねて時好に投ずるに至るまた奈良家より利壽、安親、乘意の名工いで、奈良の三彫と稱せらるこの他柳川直政、津尋甫、岡本尙茂、一宮長常の如き名工いつことに明和安永のころ一宮長常保井高長の門よりいで、草木介蟲等の寫生をよくし精巧緻密をもて名を揚ぐ天明六年二月没す又天保中京師の後藤八郎兵衛の家より一乗いで、家風の彫刻を一變し世に行はる近世の名工といふべしこの際江戸に河野春明いで、暗に一乗と優劣を争ひしが春明は到底一步を一乗に譲らざるべからずといふ装剣具の彫刻は後藤家の外江戸に柳川、稻川、岩本、菊岡等あり京師に宗

田、植村、井上、保井、岡田、岡本等ありて其業を世襲せしが地方にては加賀彫、水戸彫、最も世にもてはやさる加賀彫は加賀にて元和の役伏見より豊臣氏扶持の彫物師を呼寄せられしものにて勝木、辻をはじめ數家ありしがなほ又後藤顯乗の弟子桑村盛良、後藤市右衛門并に後藤演乗の弟子水野源次などを召抱へられつひに一種の加賀彫はなれり水戸彫は明石與太夫以來のことにて後藤廉乗の弟子功阿彌菊池與五郎赤城軒大山元孚の徒最も名ありき又刀の鐔も專業にすることにて京師の埋忠家の如き世々名工をいたし、が肥後熊本寛永中の林重治の人并に長門萩の中井信恒元和中が子孫其業を世襲してつくる所の鐔を肥後鐔、萩鐔など稱して賞翫せらるこの他諸國に鐔工多し

第廿二章 銅器の進歩

銅器の名工も亦京師に集まり其業を世襲して精妙をきはむはじめ天正中伊豫松山の人嘉長姓傳は豊太閤に召されて京師へ移り油小路に住し豊太閤の建築ある

毎に金具類を製造せしこいふ今なほ桂離宮、曼珠院などにはこの人の作ありて其大概を窺ひ得べきもここに寛永中小堀遠州の意匠をうけてつくりし桂離宮の御襖引手の金具類はこの道の模範となれり又天正中越後高田の人中川紹益京師に移住し同じき十六年より烏丸上立賣御所八幡町において開業し千家の茶道具に屬する銅器類を製造して世にもてはやさる其後寛永中豊臣氏の遺臣金谷五郎三郎も亦京師に移住して銅器を製造せしがわきてこの人色付を巧になし、より世人これを五郎三色と稱して賞翫せしこぞ中川金谷兩家が其業を世襲して名器をつくりいだし、より京師には銅工あまたいで、種々の銅器類を製造せしかこに文化文政の間に四方安平龍文いで、其名を揚ぐ天保十二年十一月五日没す安平は近年の名工にして一時もてはやされしかば加賀に聘せられて製銅の法を金澤の銅工に傳ふこの人の門よりかの有名なる秦藏六いつ又安平と同時に整珉こいふもの江戸にいで、銅器の置物類を製造して精妙の名ありき

京師の外加賀の金澤には銅工ありてここに象眼に長じたるもの多かりしが又越

中の高岡にても普通に用ゐる銅器の製造をなすものいできたれり元來高岡は鐵器の鑄造所にてはじめ慶長十五年前田利長富山よりこの地に移り礪波郡盤若郷西部村の鑄物師金森彌左衛門、喜多彦左衛門等七名を召し金屋町と稱する一町を與へて保護せられしものこの地鑄工の濫觴にして其後寛永にいたり鑄工五十有餘戸に増加せしこいふ安永中安川三右衛門乾隆いで、銅器の彫刻をなし、がこれぞ高岡にて銅器をいだすはじめにはありける其後文政にいたり金屋町の戸數二百餘戸、鑄造工場十二所となりて繁榮せしかども他所においては鐵器をはじめ銅器類の鑄造を禁せられしかば金屋町の一小區域に限られしがそのころ高岡中嶋町の佛具屋甚右衛門はじめて眞宗の徒が佛壇に用ゐる佛具の鑄造を試みしよりつひに金屋町外において銅器類を製造するの端緒となりこれより忽高岡市中に銅工蔓延せしが金物商釜屋六右衛門の力にて諸國へ輸出版賣の路を開きしより年々巨額の製造ありて高岡の一大物産とはなりぬ金澤高岡の外大阪越後の燕町等においても多少の銅工ありて日用品を製造せしが高岡の如く多數の製品

をいだすものなかりき

徳川氏時代に至り一般に鑄出し、打延、彫刻及象眼等の術著く進歩せしがここに合銅、色附の二法大に進歩して精妙をきはめき合銅には青銅カラカチ、宣徳銅キカラカチ、烏銅クロンジンチウ、黄銅シヤクドツ、響銅サハリ、紫銅、金紫銅、四分一の類あり又色附に青銅色、宣徳銅色、響銅色、紫銅色以上、素銅色、黄銅色、烏銅色、紅銅色、時代塗模色サビ、打延以上などの類ありといへども色附は京師の金谷家祖先以來一種の家風ありてここに得意なりしことぞ

第廿三章 假面根付類の彫刻進歩

佛像の彫刻は鎌倉將軍の末より室町將軍の時代にいたり全く衰頽せしかば豊太閤が東山に釋迦の大像十六丈を安置するこゝて奈良の佛師法印宗貞、法眼宗印の兄弟二人を召してつくらしめられしも既に法式を失ひ古への如く傑作のものにはあらざりき徳川氏に至りては秀忠以來耶蘇教を防禦するため戸毎に佛舎を造り佛像を安置せしめられしかば佛師各地に塵を開き只寸尺の佛像のみを造りて巨

作に及はず其技術益々衰ふ唯明曆中隱元禪師に隨行して來朝せし佛師范道生字は石甫又印官とも稱すによりて明風の彫刻術を傳へられ京師の佛師や、面目を改めしこと元祿中僧松雲元京師の佛師江戸の本所に羅漢寺を建つるこゝてみづから五百羅漢を彫刻して名を揚げしこのみ佛像彫刻の外家具類の彫刻は豊太閤の時に至り一時壯嚴美麗なる家屋の建築起りしかば從て彫刻術進歩し規模鴻大なるものいできたれり伏見の人左甚五郎其遺風をうけ元和のころ京師にいて、大にもてはやされ其作一派をなし其法を子左宗心に傳ふ左甚五郎の没後寛永十一年没す日光庵の建築諸大名第宅の建築等續々起りしかばなほ名工ありしが只精巧緻密を旨とし桃山時代の如く規模鴻大のものをつくること能はざりき其後漸々衰へて又非凡の名工をいださず文化中加賀の金澤に武田友月いで、精巧緻密なを彫刻をよくしたるも後前田家に仕へて他の需に應ぜず故に其作も亦少しこれを要するに徳川氏に至り佛像彫刻、家具彫刻の類は衰へたるも能狂言に用ゐる假面の彫刻并に印籠の墜に用ゐる根付の彫刻は世の需要多きにつれて名工も輩出せしかば從て精巧な

る品をいだせり

假面彫刻は面打と稱しこの期のはじめ上總介親信の孫河内大椽家重いつ河内ははじめ近江に住せしが後江戸に移住し古作模擬の法によらず種々工夫して一機軸をいだし古今獨歩と稱せらる其門より大和眞盛いで、名を揚げしが其後は閑吉満の家より洞白いで二郎左衛門滿照の家より則滿及古源助秀満の如き名工いづここに元祿中兒玉近江滿昌いで、精妙をきはむ近江ははじめ古元休滿永の養子となりしが其後家をいで、別に兒玉の一派をたてしものにて常に河内の風をしたひ後には河内に劣らざる傑作ありしといふこの他弟子打と稱するものなほ多し

またこの期に至り武士一般に印籠を佩びしかば從て其墜に根付といふものを用ゐしより根付彫刻著く進歩せしが其中最も有名なりしは京都の雛屋立圃、和泉屋友忠、清兵衛姓傳はらず、大阪の法眼吉村周山、雲樹洞院幣丸、法眼樋口舟月、紀州和歌山の小笠原一齋、勢州津の珉江姓傳はらず、等にしてこの中周山、舟月は畫工にて彩

色彫をよくし立圃、雲樹洞、友忠、清兵衛、珉江は素彫をよくし一齋は象牙鯨彫をよくせり一齋は無雙の名人にして天明中根付彫刻をもて世に顯れしが其作いづれも精巧にして微妙を極めしかば人争ひて珍重し現存のこきすら得易からざりしといふこの他根付には根來人形、奈良人形の類ありて賞翫せらる根來人形は其始詳ならず色漆をもてぬりたる一種愛すべき趣味あり又奈良人形は繪具彩色を施したるものなれどもこれ亦一種のものにして古雅掬すべき所あり奈良人形は文政中奈良の檜物師岡野保伯通稱平三郎以來人形の彫刻を改良して能人物等を彫刻せしより大に用ゐらる保伯の子保久名工にして精妙の作ありしが保久についで森川杜園いづ杜園は獨人形彫刻をよくせしのみならず種々の彫刻をよくして名を揚げしが明治廿七年七月十五日没して今は其人なし只僅に瀬谷桃源の徒ゐるのみ其後天保中宇治の茶師上林樂只軒牛加奈良人形にならひて宇治人形をはじめ多くは摘茶女なり安政中江戸淺艸の畫工福島華岸も亦奈良人形にならひて能人物の類を彫刻して淺艸人形をはじめけるが其作古雅にして世人に賞翫せらるされども一代にして其法を傳へず奈良人形、宇治人形は其土地の工人相傳へて家を起し今はこの彫刻をもて生活するもの多し

第廿四章 製紙の發達

徳川家康は兵馬倥傯の際に在りても既に意を學問に注ぎ妙壽院惺窩を延いて諸書を講せしめ伏見に學校をたて又江戸富士見亭に文庫を設けなごしてはやくも文學の普及を企てられしかば從て書籍開板の事にも力を盡されしが獨木板のみならず木字銅字をもあまたつくらしめられ三要道春等に與へて種々の書籍を流布せしめられきこれより文運次第に開け紙の需要頓に増加し紙を製造するもの各所に起つひに今日の隆盛をいたせり越前よりいたす奉書、奉書は越前府中よりいづるものを最上とし大瀧、加藤の二家傳へてこれを業とす鳥子、相原の類より美濃、修禪寺、小杉、薄葉、典具帖、雁皮、諸口、片口、厚紙の類枚擧するに遑あらず唯宿紙、檀紙、檀紙は備中より京師に來りて漉くことなれ或は大高、小高と稱し又引合とも稱す紙に礫ありて松皮に似たり故に支那人松皮紙といふ後に至りては備中、越前に於いても製せしとぞに至ては京師紙屋川の外つくること能はずこの外京師より打曇、雲紙、墨流等種々の文采を施したるものをいたせりされども近世にいたり日用の紙は土佐、美濃、石見、駿河の地方よ

り多く製出せりごぞ土佐は天正の頃波川村の城主波川玄蕃允後室養甫尼元親が妹が成山村に遁世しけるころ慰みの爲ごて其甥成山三郎左衛門に謀り旅客彦兵衛をして種々の色紙を漉せたるに始まる山内家の入國するにあたり三郎左衛門手製の紙を獻して國情を陳すよりて成山村田地若干を與へて其功を褒賞せらる其後紙を製するもの甚少かりしに寶永中播磨屋九郎左衛門、掛川屋喜三兵衛、譽田屋彌三左衛門の三人諸山を巡廻して仕入銀を貸與したるより大に増加し一大物産ごなりぬ美濃は武儀、池田、惠那三郡において製出することなるが其始詳ならず天正十五年武儀郡津保谷より紙船役を牧谷に讓渡したることみゆれば足利氏の末既に紙を製したるものありしや明かなり其後池田郡においては正保ころより殿紙又は御年貢紙なご稱して大垣藩へ上納したることあり惠那郡は寛政のころ坂下村に於いて原彌助始めて紙を製出す後苗木藩用紙を各村より上納せしむ其重なるものを藏紙と稱す石見は既に永亨のころ鹿足郡柳原村において紙をすきいだしたるものありしかご皆疎品のみなりき其後慶長六年板崎成正のこの郡を

領するに及びて澄川與助といふものに命じ肥前豊後の兩國より楮苗をこりよせて培養せしめしものつひに慶安萬治の間にいたり吉賀半紙となりて世にいでたりこのころ津和野の領主龜井茲政も亦製紙の事に心を傾けられしかば松本總兵衛といふものに命じて楮をうる半紙をすかしめらる總兵衛其製品を大坂へい出して販賣せしより産額著く増加せしとぞ駿河は天明のころ駿東郡原村に住せし幕府の旗下岡野某の家來渡邊兵左衛門が偶富士山麓に於いて一奇樹を發見しこれを檢するに織緯緻密にして其質紙料に適するを悟り更に數株を採集して紙を製するに果して善良なるものを得しかは其奇樹を三極さんかくと名づけ近隣の農民に勸めて培養せしめしに數年ならずして繁殖し天保のころには郡内四十餘村に及びり其後廣く江戸地方へ販賣して駿河半紙と稱するにいたれり又文化文政のころ伊豆熱海の商人今井半太夫箋齋又徳翁と號す柴野栗山のすゝめによりて地棉かすなはち雁皮をこりて紙を製し江戸本町へ塵をいだし又金花堂をしてひろく販賣せしめしより雁皮紙世に用ゐらる雁皮紙は足利氏のごき既に製したるものありといへど

も其製漸々衰へて舊法を失ひしかば半太夫二十餘年を費して舊法に復したるものなりとぞ抄紙器械はこれまで二枚漉四枚漉の二種のみなりしにこの期の末萬延元年土佐吾川郡伊野村の人吉井源太が大巾連漉器械大半紙小半紙の漉桁并に漉篋を改良し六枚漉八枚漉の器械を工夫せしを工夫せしより一時に多數の紙をすきいだすことを得て大に便利なりしかば忽土佐七郡に傳はりしが其後諸國においてもこの連漉器械を用ゐるもの多くなれりといふこの人維新後紙漉の緻密なるコッビー用に適する薄葉大半紙をすきいだして大にもてはやされしとぞ

第廿五章 木板彫刻の進歩

支那も古へは板刻の術なかりしかば寫本のみなりしに隋の文帝開皇十三年勅して廢像遺經の類を刻せしめしよりこの術漸く始まりしも只佛像經文の類に過ぎざりしに唐の中葉以後にいたりはじめ諸書を刻することになりしが其後五代を経て宋にいたりこの術大に進歩せしといふ我邦にても既に稱徳天皇寶龜元年三月陀羅尼を刻せしめ給ひしがこの陀羅尼今なほ大和法隆寺の百萬塔中にあり

ござ平安朝にいたり世に亂板と稱する慧心僧都の刻せし阿彌陀佛の像山城大原の僧性圓が刻せし十七憲法の類いでしが鎌倉にいたりては將軍家において刻せられし法華經をはじめ奈良般若寺の大般若經、西山房善惠の大乘經、秋田城介泰盛の大日經疏、北條越後守顯時の専心法要の類いで、この術大に開けたるが如しされどもなほ佛書のみなりしに南北朝の初正平元年泉州堺浦において論語正文を刻したるものいづ今この板東京帝國博物館にあり我邦において儒書を刻したるこれをはじめとす同じき二年同地の人道祐居士論語何晏集解を刻すこれらの本を世に正平板の論語と稱すこれより正中板の詩人玉屑、延文板の楊仲弘集、貞治板の元亨釋書、永和板の歴代編年互見、至徳板の韓文、嘉慶板の柳文、明德板の氏族大全、應永板の三國佛法傳通緣記、文明板の聚分韻略、明應板の三體詩、大永板の醫書大全、貞永式目の類續々刻せられしがここに嗟峨の豪商角倉與一惺窩に従ひて文學を修めつとに刻本流布の志ありしかば伊勢物語、源氏物語、史記評林などいふ大部のものを刻せしとぞ世にこれらの刻本を嗟峨本或は角倉本と

いふ

徳川家康は兵馬控徳の際にありて既に文學を興すの志ありしかばしはく惺窩を招きて諸書を講せしめられしがつひに慶長四年五月兜蓋のうちより家語を開板せられきこの盛舉についであまたの遺書を刻せしめられしかば家康の子孫はいふまでもなく諸大名も亦これにならひて大部の書籍を刻するにいたれり徳川氏時代の文學はこれらの如き國書、儒書の外淨瑠璃本、演劇脚本、草雙紙、讀本の類大にもてはやされしかば板刻術從て進歩せりとぞされども印刷術の全く進歩せしは錦繪の色摺なりき色摺の繪は既に延寶天和のころ江戸繪といふものでしかと多くは武者繪にて墨摺の上へ丹綠青黃土をもてとこころまたらに色ごりたるいかにも疎笨のものなりきといふこれより元祿八九年のころ元祖團十郎が鐘馗に扮せし姿をゑがきて刻せし役者一枚繪と稱するもの世にいでしが又享保のはじめ和泉屋權四郎の工夫せし紅繪、漆繪墨の上に膠を塗り金泥を用ゐしものなごも一時もてはやされしとぞ其後明和二年のころ鈴木春信後司馬江漢と改むが下繪を唐山の彩

色摺にならひて板木師金六といふもの板摺にかたらし板木へ見當をつくることを工夫しはじめて四五へんの彩色摺をいだしぬこれよりこの法にならひて吾妻錦繪をいだしこの術大に進歩せしといふ其後寛政より文化文政にわたりては獨錦繪の彫刻のみならず江戸には文字の筆意彫をよくせし名工もまゝいでしがここに谷清好、江川八左衛門の如きは其中の鏘々たるものなりき清好は浪華の森川竹窓のために集古浪華帖を彫刻し又しばし屋代輪池の爲に古筆を彫刻せし人にて八左衛門は樂翁侯が編纂せられし集古十種を彫刻せし人なりきとぞ天保より嘉永にわたりて木村嘉平、三代文淺倉伊八、仙之助、蓮吉以上なごいふ名工いで、益精巧を極めしかば印刷術も亦大に面目を改めしとぞなん維新後木板彫刻の著く進歩せしは明治十七年のころ博文社の長尾景弼が瀧和亭の花鳥書譜を木村徳太郎に彫刻せしめしよりこのかたの事にてこの花鳥書譜は絹地に彩色を施したるいとものなりき國華の如きもこの花鳥書譜の巧妙真に通りたるを見て高橋健三、岡倉覺三等相謀り明治二十二年十月その一號を出板せしが木村徳太郎の彫刻田村鐵之助の摺方いづれも雙なき妙手にして世の好評を博せしかばこれより一般に彫刻術并に彩色摺の面目を改めたりといふ又近年歐洲風の木板彫刻起りしがこの風の彫刻は合田清をもて其嚆矢とすべし清は明治十四年二月佛國巴里に赴き木板彫刻を研究して同じき二十年七月歸朝し明くる二十一年三月東京芝に生巧館をたて、歐洲風の木板彫刻に従事せし人なりきとぞ

第廿六章 洋式機械工業の創始

天草の亂後徳川氏は鎖港の主義をとりしかば西洋の文學工藝を輸入するの道全く杜絶せられしかども八代將軍吉宗の時洋書の禁を弛め耶蘇教書を除くの外は購買を許し或は曆書算書を翻譯せしめ或は蘭人に命じて大砲を鑄造せしむるなご東洋に永く閉鎖せられたる大八洲島内に一條の光を洩らし、かばこれより蘭書を講究するものいできたりつひに平賀鳩溪、司馬江漢の如き西洋風の工藝を試みるものいでぬ其後漸く蘭學行はれて醫術砲術に新智識を與へしかと未だかつて工藝の事に及ぶものなかりき嘉永六年北米合衆國水師提督彼理の浦賀に來りて通信貿易を請ふや泰平無事に成長せし我國民の大半は周章狼狽してなす所をしらざりしにこれよりさき鍋島閑叟、島津齊彬なごいふ明敏の藩主ははやくも世界の太勢を看破し開國の主義を定められしが閑叟の如きは嘉永元年蘭書によりて製鐵法を講究し反射爐をすゑて大砲を鑄造せられき水戸藩も亦安政元年四月佐賀藩にならひて反射爐

を水戸にたて巨砲 これにひきつゞきて島津齊彬同じき三年鹿兒島城の花園内に製煉所を置き藥品、砂糖、陶器の釉料、金銀の分拆などをなさしめ又反射爐の雛形をもするられしかご土地狹隘にして充分ならずとて同じき五年磯村に集成館を創設し反射爐三基、鎔鑛爐二基をすゑて大砲を鑄造せられしが集成館は獨大砲の鑄造のみにごまらずして陶器、硝子、蒸餅、硫酸、焼酎の製造より農具、造船器械、搾油器械の類にいたるまで大むね蘭式によりて製造せられきこの他安政三年松木弘菴、川本幸民に電氣の用法を翻譯せしめ江戸澁谷邸に於いて電氣の機械を製造し明くる四年これを鹿兒島に持還り本丸の休息所より二の丸探勝園の茶屋へ電信線を通ぜられしが又このご松木弘菴、八木彌平に石炭瓦斯の用法を翻譯せしめ其法によりて磯邸茶屋浴室の側へ瓦斯室を裝置し庭中にある石燈籠に氣管を通し點火せしめられしご維新前我邦において歐洲の機械製造術を試みしは佐賀、鹿兒島の二藩をもて其嚆矢とすここに鹿兒島の集成館は文明の中心となりてあらゆる新式の工藝を我國民に紹介せられたるはひごへに齊彬

の功といふへし

徳川氏のはじめ支那和蘭の船舶を折衷して一時發達せし造船術も寛永鎖港以來地廻船のみとなりてつひに其術を失ひしが寛政のころより外交の事漸く逼り來りたるにつれて明敏なる水戸藩主徳川齊昭の如きはやくも石川島に造船所を建てられしが偶安政元年十一月魯國の軍艦フレガッド、ダイヤナ號下田に碇泊中海嘯に遭ひ暗礁にふれて船底を損じ伊豆御崎において沈没せしかば船員等戸田灣に入り木材船匠を募集しスクーテル二隻を造り北海に向ひて去りしが魯人の不幸は却て我邦の幸となり我船匠の西洋船法を實地に試みることを得たるはこの時をもて始とす其後これらの法によりて造る船を君澤形といふ當時魯人に從ひて就業せし船匠多くは幕府海軍所附屬となれり水藩戸も亦石川島造船所より船匠を遣して魯人造船の模様を視察せしめられしがこの年八月さらに萩信之介、菊池富太郎を長崎に遣し蘭人に就て造船術を研究せしめられきご同じき四年幕府は肥前國西彼杵郡浦上村淵字飽浦に製鐵所を設け蘭人ハー、ハルデス

に建築の事を託し文久元年に至りて竣工せしかばさらに文久三年浦上村淵字立神に修船渠を設くるの計畫をなし既に著手せしが偶上國の變に際しこの工事は其まゝにしてこゝめられしこそ明治七年佛人ワンサン、フロランを雇ひ工事に著手し同じき十二年五月にいたりて竣工せりこれらの外幕府は永井岩之丞の建議により元治元年佛國公使レオン、ロセスに謀り地を相模國三浦郡横須賀村に卜して一大修船渠を設くる事に決せしかば外國奉行柴田日向守を佛國に遣し技師マンジエール、ウエルニー等を雇聘して慶應二年三月起工せしが又この年十一月武藏國久良岐郡横濱本村にも製鐵所を分築することに從事せしといふされども兩つながら完備ならざりしかば維新後修築を加へられて今日の如き盛大のものとなれり

日本工業史

第六編 維新後の工業

第廿七章 工業の變遷

明治政府の起るや封建制度の舊慣を破りつこめて西洋の文物制度を輸入し維新の大業を成就せしかば時勢の變遷は忽風俗の變遷を來たし家屋の建築より衣服調度の類に至るまで大むね西洋に模倣することとなりて我工業上に一大影響を及ぼせり又これと同時に封建制度によりて領主の保護をうけし美術品より一國の産物と稱する著名の工藝品が一時に保護を失ひたるのみならず風俗變遷の爲需要の道を失ひしものも亦少からざりき蓋し封建制度より開國主義の新政府にうつる過渡の時代には免るべからざる事なりこはいへ我工業社會に一大變遷を與へたるものといふべしここに武器類茶器類の製造家は西洋風俗輸入のために

生活の道を失ひしかば他業に轉じて僅に飢渴を免れしごぞこれら特種の工藝家が一時困窮をきはむるや裝劍具彫刻にて有名なる加納夏雄が煙艸入の金具を製造せしが如き鞘塗師にて有名なる橋本市藏俗にはしが一種の竹模造塗を發明して煙管筒を製造せしが如き鞍打にて有名なる名古屋の木造貞門が木細工人となりたるが如き甲冑の鍛冶にて有名なる高岡の宮嶋信行明珍の支族が鐵器の鑄物師となりたるが如き類にして又かの京都に散在する裝劍具彫刻工が沈淪するをいたみ紹美榮祐が一大工場をたて、これら彫工の爲に籠式煤竹式の銅器を發明して西洋輸出をはじめたるが如き長谷川準也が金澤の裝劍具彫刻工を網羅して銅器會社を起し普通品をつくりて内外の需要に應じたるが如き一時の急を救ひ其特種の技藝を普通品に應用せしめたるも皆この間にありき茶器も風俗變遷のため點茶をなすもの絶えなんばかりなりしかばかの茶碗焼に有名なる樂家が重箱類を製し又鐘子の鑄造に有名なる浪越家が鐵瓶を製するが如き其影響する所少からざりきこれら武器茶器類の外風俗の變遷は服飾より室内の裝飾にまで影響を

及ぼし禮服の制改まりて上下地、熨斗目地、紋付地の類忽需要を失ひ紋付地にて用ゐられし羽二重のハンカチーフ地となり能裝束類に用ゐられし紋織物の窓掛テーブル掛となり紋羽の綿フランチルに化したるが如き一々枚舉するに違あらず以て其變遷の甚しきを見るべしされども明治十年西南の役後は天下いよく靜謐に歸し十八九年ころにいたりては西洋に模倣せし百事の制度も完備しこれと同時に工業も亦漸く復古するものいできぬことにおいて蒔繪金屬彫刻の類より織物、陶磁器の類にいたるまで精巧の品を愛翫するものいできたりしかば維新の際時勢の變遷にあひて沈淪せし名工も時を得て其技術を顯し來りぬ又地方制度の完備するや地方長官が其管轄内の物産に保護獎勵を加へしかば我工業社會は明治十八年東京に開かれたる五品共進會の後俄に勃興し來りて隆運を見るにいたれり又一方には明治政府がさきに巨萬の資を投じて設立せし模範工場の功著く顯れしかば民間においても亦これに模倣して工場を組織するものきたれりかの機械製絲、綿糸紡績煉瓦製造、セメント製造の如き各所に起りて我

工業上に一生面を開きしが如きは維新後における工業の一大進歩なりとす

第廿八章 明治政府工業に關する獎勵保護

明治政府は創業の際より既に洋式工業の必要を認め明治五年以來富岡製絲所、
攝綿篤製造所 内務省土木寮において深川清住町に創設する所のものにして明治七年二月工 新町厩
部省に屬し深川製作寮出張所と稱し白煉化石をも同所において製造せらる
 糸紡績所、千住製絨所 内務省の創設する所にして明治九年井上省三を獨逸に遣して機械を購 愛
求し且技師を同國より雇入れ同じき十一年九月開業の式を擧げらる
 知、廣島の兩紡績所の如き模範工場をたて、新技術を傳習せしめられしがこの
 他内務省の内山下、牛込新小川町の兩試験所 石鹼製造、活字製造、鐵葉製 并に工部省
造、陶磁器製造、塗物製造
 の勸工業に屬する赤坂溜池葵町の製絲場、活字製造場、女工傳習所等に於いて新
 技術を傳習せしめられしもの各所に散在して新工業に利益を與へしがこれらの
 外内務省の勸業寮に屬する山下門内博物館中へ澳國博覽會より齎し來りたる洋
 式の諸機械を陳列しさきに澳國博覽會の時歐洲に於いて傳習したるものをして
 各縣より選拔し來りたる工人に傳習せしめられしものも亦大に效力ありしとい

ふ又西南役後工業の振興を圖り明治十年第一回内國勸業博覽會を東京上野公園
 に開設せしがこれより凡五年毎に内國勸業博覽會を開きて第四回に及べり 我邦
いて博覽會を開きたるは京都府をもて其はじめとす京都府は明治四年十月十日より三十五日間京都西
本願寺において開きたるを第一次としてそれより毎年三月一回づゝ開き來り同じき三十年上京區岡崎
町博覽會場において四月一日より六十日間紀念博覽會を開けり 又同じき十二年ころより各府縣聯合して共進會を開か
 しめ審査官を派遣して獎勵の道を開かれしが工業上に著く利益を與へたるは同
 じき十八年東京上野公園に開かれたる五品共進會なりとすこの共進會の結果こ
 して織物、染物、陶磁器等に改良を及ぼしたるもの多し又勸業貸下金を以て新規
 なる工業を獎勵する爲各府縣の工業家に貸與せられしが就中製絲業、紡績業の
 發達にこりては大に利益ありきとぞこの他各縣に勸業諮問會を起して名望ある
 工業家の意見を上陳せしめ 明治十六年 農商務省達 或は同業組合準則を發布して工業家の團結
 を圖りかねて濫悪の弊害を矯正せしめ 明治十七年 農商務省達 或は外國の見本品類を蒐集して
 工業家の参考に供しここに府縣若くは人民の請求に應じて其幾分を貸與せられ
 たり維新以來西洋の工業輸入し頗る錯雜せし我工業も漸く其端緒に就きや、進

歩の兆を顯し、かば明治廿一年特許條例明治廿一年十二月 勅令第八十四號 意匠條例明治廿一年十二月 勅令第八十五號

商標條例明治廿一年十二月 勅令第八十六號 等を發布して或は新規有益なる工術機械製造品及合成

物を發明したるもの并に工術機械製造品及合成物の新規有益なる改良を發明し

たるものに專賣の特權を與へ或は工業上の物品に應用すべき形狀模様若くは色

彩に係る新規の意匠を按出したるものに其意匠の登録を受け専用することを許

し或は自己の商品を表彰するため商標の登録を受け専用することを許されたる

が如き工業家を保護して益す工業の發達を企圖せられしものなり明治廿三年十月 宮内省において

美術家を獎勵するため帝室技藝委員十四人を選任せら 中央政府において銳意工業の改良を

圖られしかば地方においても其道の學者を聘して工業の改良を企てられしがこ

こに京都府知事榎村正直の如きははやくも明治三年舍密局を置き明治十四年これ

る以來事業漸次衰へつひに同じ獨逸人ドクトル、ワグネルを聘し陶器、玻璃、染色、石鹼製

造等の業を起しつゝ、いて機業傳習の爲西陣の織工を佛國里昂に遣して織殿を起

し又中村喜一郎を聘して染殿を起しなごして工藝品の改良を圖られしかば今日

に至るまで依然として平安奠都以來占有したる美術工藝品の名譽を墜さず織物

の如き益す進歩せしは偏に織殿染殿設置の功といふべし

又工業に關する教育は明治政府の最も注意せられし所にしてはじめ明治四年工

學寮をおき同じき十年一月工部大學校を改め明くる十一年にいたり校舍の經營

全く落成し開校の式を挙げらる土木學、機械工學、造船學、電氣工學、この校よりいで

たる學士によりて機械工學、電氣工學、製造化學の如き全國に普及することを得

たり同じき十八年十二月文部省に屬し工科大學を改稱せらるまた文部省におい

て明治十四年五月東京職工學校を淺草藏前に設立しドクトル、ワグネルを教師

として陶磁器、染色、織物等の學科を教授し工業上に要する人才を養成せらる今

の東京工業學校即これなり又同じき廿七年文部大臣井上毅實業教育普及の必要

を感じ實業教育費國庫補助法を議會へ提出しつひに其協賛を得毎年度金拾五萬

圓づゝを補助することなし明治廿七年六月 法律第二十一號 且工業教員養成規程をも明治廿七年六

發布して銳意實業教育に力を盡されしかばこれより各地において實業學校續々

起り今現に國庫の補助をうくるもの工業のみにて二十三校工業學校六、徒弟學校十
三、補習學校四、都合二
校十二ありこいふ

第廿九章 澳國博覽會參同の影響

萬國博覽會は英國の工藝家が工夫せし所のものにて一千八百五十一年同國龍動府に開きたるを始とすそれより一千八百五十五年佛國巴里府に開きたるものを第二次とし一千八百六十二年英國龍動府に開きたるものを第三次とすさて第四次に開きたる佛國巴理府萬國博覽會は一千八百六十七年即我慶應三年にしてこの時はじめて舊幕府、鹿兒島、佐賀の藩主等より出品して參同に加はりたりされども未だ帝國全體を代表して參同したるものこいふべからず維新後にいたり明治四年米國桑港の工業會社において工業博覽會を開くや出品を請求し來りたるがゆゑに東京府に令し府下の商人をすゝめて出品せしめ東京府の官吏を派遣したるもこれ亦帝國全體を代表して參同したるものこいふべからず公然我政府が

帝國を代表して參同の意を表したるは一千八百七十三年即我明治六年澳國維府において開かれたる萬國博覽會なりとすこの博覽會に參同するため我政府は日比谷門内後山下門内舊佐
土原邸へ移さるに博覽會事務局を置き參議兼大藏卿大隈重信を總裁に議官佐野常民を副總裁に任じ博覽會の事務を監督せしめらる外國との交通日尙淺く人民より進みて出品するもの少かりしかば政府において地方官に令し一切の出品を採集せしめ明治五年十一月十九日山下門内の博物館に陳列して 天皇陛下、皇后陛下の天覽に供し奉り明くる廿日より廿八日まで九日間諸人に縦覽を許し佐野副總裁辨理公使の資格を以て出張官七十七人博覽會事務參與獨逸人ドクトル、ワグネル其他出品人諸職工等を率ゐて同じき六年一月三十日横濱を出帆す維府の日本出品陳列場の傍に皇祖天神を祭れる一小神社を建立し其兩側に賣店を置きつとめて日本の國風を外人に示し又開場の陳列品も新に採集したる美術品、工藝品、農産物等の外古來の珍器帝室、社寺、華族等の寶物にて例へば御物の重硯箱鎌倉八幡宮の政子手箱、義家兵庫鎖の太刀の類を出品せをはじめ名古屋城の金鱗鎌倉大佛紙張貫、東京谷中天王寺五重塔の雛形の類を

も出品せりといふ右出品の中審査の結果名譽證狀五、進歩賞牌四十三、表狀六十
 六、有功賞牌八十、雅致賞牌一、補助賞牌五 我邦出品中美術品ありしかといつれも進歩賞牌有
 功賞牌の部分へ入られて美術賞牌を受けたるもの
 なをうけたり又澳國政府よりここに大隈總裁に鐵冠一等功牌を佐野副總裁にフ
 ランツ、ヨーセフ一等功牌を其他事務官にフランツ、ヨーセフ五等功牌を授けらる
 同じき七年三月再ひ山下門内博物館内に五十日間澳國より佐野副總裁が購求し
 來りたる製絲、撚絲器械、織機、莫大小製造器械、煉瓦製造器械、石膏型、活字紙型、染
 物原料などの類を陳列して衆人の縦覽に供せられたり又佐野副總裁の澳國に在
 るや隨行員中才學のある者を選抜して技術傳習生とし諸科を研究せしめらる博
 覽會事務參與ドクトル、フグチル最もこの事に幹旋せしごと技術傳習生は佐々木
 長淳 養蠶法 津田仙 樹藝法 緒方道平 山林法 藤山種彦 活字製造法、活字紙型製造
 法、硝子製造法、鉛筆製造法 藤島常興 測量器製造
 法、針盤製
 造 田中精助 時錶製造法、電
 信機械製造法 圓中文助 製絲法 伊達彌助 組織法 中村喜一郎 染法 納富介次郎 陶器製
 造法 河原忠次郎 陶器製
 造法 丹山陸郎 石膏型
 製造法 石井範忠 製紙法 朝倉松五郎 眼鏡製造法、寶石
 類及大理石磨琢法 齊藤正三
 郎 後清野三治と改
 び木器革類塗法 竹内毅 巻烟草
 製造法 岩橋教章 石版畫術、
 地圖製法 平山英三 工作
 圖學 山田藤三郎 蒸餅製
 造法 松尾伊

兵衛 建築法 松尾信太郎 造船法 内山平右衛門 園庭築
 造法 宮城忠左衛門 園庭築
 造法 の徒にしていづれ
 もよく僅に數月の間に研究の功を修めて歸朝することを得たりこれら技術傳習
 生が我工業社會に輸入したる新智識は漸々全國に蔓延し今日にいたりては轆轤
 盤、飛機、陶器著色法、石膏型の如きはいづれの地方にも用ゐられ其利益をなし
 たること最も著かりき又當時隨行の商人松尾儀助、若井兼三郎の二人英商アレ
 キサンドルパーク會社並に維府商人タラオと特約を結び明治七年京橋區木挽町
 六丁目に起立工商會社を設立して我工藝品を輸出するの道を開けり
 澳國維府萬國博覽會につきては一千八百七十六年即我明治九年米國ペンシルヴ
 アニヤ州ヒラデルヒヤ府において建國二百年紀念のため開きたる萬國博覽會に參
 同したるものにして我政府より海陸運賃海上保險料を官給し且出品人渡航旅費
 をも官給せられたり此萬國博覽會參同の結果として米國へ工藝品の輸出するも
 の著き増加を來せり此萬國博覽會につきては一千八百七十八年即我明治十一年
 佛國巴理府において開きたる萬國博覽會に參同したるものにして此博覽會より

政府の官給を待たずして各地の人民奮て出品することになり漸く萬國博覽會の利益を認むることゝなれり此三大博覽會が我邦の工藝に及ぼしたる影響も亦少からざるなり別表にあげたる外國博覽會へ參同したるもの、外英國毎年博覽會一千八百五十一年開設せし萬國博覽會經費の剩餘金を資本として一千八百七十一年より毎年多少品種を限りて開設し來りしものなりと雖も我政府が參同したるは一千八百七十四年即我明治七年に開きたるものに參同 獨逸國柏林府萬國漁業博覽會 一千八百八十年四月 アトランダ府萬國綿博覽會 一千八百八十一年十月 英國龍動府萬國漁業博覽會 一千八百八十三年五月 露國聖彼得堡府園藝博覽會 一千八百八十四年五月 英國壹丁堡府森林博覽會 一千八百八十四年七月の類へ政府より參同したるものありこいへごも直接に我工業上に及ぼしたるもの少きが故にこゝには省きつ

外國博覽會參同の表

國	名	開 場 年 月	經 費
澳國	維府萬國博覽會	我明治六年五月一日ヨリ 向六ヶ月間	五六三、五四五、九一三
濠州	メルボルン府東洋諸國博覽會	我明治八年九月ヨリ 向三ヶ月間	

米國	費府建國一百年祭紀念萬國博覽會	我明治九年四月ヨリ 十月ニ至ル	三四二、〇一〇、七二〇
佛國	巴理府萬國博覽會	我明治十一年五月一日ヨリ 向六ヶ月間	二〇〇、三三六、四一五
濠州	シドニー府萬國博覽會	我明治十二年九月十七日ヨリ 十三年四月二十日ニ至ル	
濠州	メルボルン府萬國博覽會	我明治十三年十月一日ヨリ 向六ヶ月間	
和蘭國	安特提府萬國博覽會	我明治十六年五月一日ヨリ 向六ヶ月間	一四九、八〇〇、〇〇〇
米國	波府萬國博覽會	我明治十六年九月一日ヨリ 向三ヶ月間	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
米國	ニューオーレアンズ府萬國工業兼綿一百年期博覽會	我明治十七年十二月十二日ヨリ 十八年五月三十一日ニ至ル	
英國	龍動府萬國發明品博覽會	我明治十八年五月ヨリ 向六ヶ月間	
獨逸國	聯邦バイエルン國ニユルンベルヒ府金工博覽會	我明治十八年六月十五日ヨリ 九月十三日ニ至ル	三八、四六五、一一〇
西班牙國	バルスローメ府萬國博覽會	我明治廿二年九月ヨリ 廿一年二月ニ至ル	一五、〇〇〇、〇〇〇
佛國	巴理府大革命共和政體確立一百年期萬國博覽會	我明治廿二年五月五日ヨリ 十月三十一日ニ至ル	一三〇、〇〇〇、〇〇〇
米國	斯府コロンブス世界博覽會	我明治廿六年五月一日ヨリ 十月三十日ニ至ル	七三〇、七六六、三三三

第三十章

洋式模範工場の設立

明治政府は維新の鴻圖を創業し西洋文物制度の輸入と共に機械工業の必要を感じまづ第一の輸出品たりし生絲の改良を圖り明治三年ころより佛人を聘して機械製絲の模範工場を群馬縣上野國北甘樂郡富岡に建築せり同じき五年にいたり全く落成せしかば工女二百餘人を募り製絲の業を傳習せしめらるこの工女新陳交代して各地に散在し製絲の教師たるもの幾千人の多きに及べりこれがため一般に製絲の品位を進め維新の際失墜せし聲價を挽回し又各地競うて機械製絲所を設立するにいたれりこの興業費參拾壹萬貳千四百五拾六圓四拾壹錢餘又政府は製絲業を獎勵するに従ひ屑絲屑繭の生ずること多きを以て屑絲紡績所を起すことに決し明治七年瑞西人を聘して群馬縣上野國綠野郡新町に建築し同じき十年十月これを開業せらるこの興業費拾參萬八千九百八拾四圓又陸海軍の擴張を主とし一般服制の變更をきたしたるがゆる將來絨類の輸入を仰ぐこと多きをもて内國に製絨所の模範工場を興し且牧羊を獎勵するため同じき九年獨逸にて製絨業を修めたる井上省三を同國に遣して技師を聘し府下葛飾郡千住に工場を新築し同じき十年十一月開業の式を擧げらる明治十四年農

商務省設置の際同省の所管に移りしが其後同じき十九年工部省の所管に移り又同じき廿一年陸軍省の所管に移れりといふこの興業費貳拾九萬三千九百貳拾貳圓八拾七錢餘に缺くべからざるものなるも紡絲の術未だ其よろしきを得ざるがため綿絲、綿布の輸入を招き本邦の綿業をして漸々萎靡せしめたるをもて政府は紡績工場を設立して其利源を人民に示し綿業の衰頽を挽回するの策をとり同じき十一年一月内務省は二千錘立紡績機械二基を購求し地を草綿の産出多き愛知縣下三河國額田郡大平村并に廣島縣下安藝國安藝郡上瀬野村の兩所にトし同じき十二年四月一基を廣島縣下へ渡し同じき年八月一基を愛知縣下へ渡され建築に着手し愛知縣の分は同じき十四年二月にいたり其功を竣へて十二月より營業を開始せしも廣島縣の分は機械の据付を竣へずして同じき十五年にいたり廣島縣へ引渡されたりこの二紡績工場は同じき十三十四兩年の間に起業基金を以て二千錘紡績機械十基を英國より購求して各縣の有志者へ十年賦にて拂下げられたるゆるに各地方一時に紡績業起り模範工場の效用をなさざりし内務省はこれらの模範工場を建てたる外西洋建築の行はるゝにつれ攝綿篤セツメンの必要を感じ深川清住町に

攝綿篤製造所を設置するの經營ありしがこの事業は明治七年一月工部省に割屬し深川製作寮出張所を改め同寮六等出仕宇都宮三郎をして其事を監督せしめらる土木寮の計畫は英佛の製造に適せざるを以て悉く取拂ひ同じき八年五月十九日諸工場落成しこの日始めて攝綿篤若干を燒製せられしこいふ又工部省は硝子の日用品需の品にして常に外國の輸入を仰ぐをもて模範工場をたつるの計畫ありしが同じき九年四月一日北品川驛に品川硝子製造所を起し英人を聘してフリント硝子を製造せしめられしより我邦の硝子製造大に面目を改めしこぞ然るに其後同じき十三年十一月政府は工業勸誘のためさきに設立したる諸工場の組織整頓するに従ひ官廳の所有を解き人民の營業に移すべき旨をもて工場拂下規則を定められしかば千住製絨所を除く外はいづれも人民の所有に歸したり明治十七年攝綿篤製造所を淺野惣一郎に拂下げられたる以來同じき廿年新町屑絲紡績所を三井家に拂下げられつゝ、同じき廿六年富岡製絲所を同家に拂下げられしがこの他品川硝子製造所愛知、廣島の兩紡績所も拂下げられたされどもこれら模範工場に倣うて私立の工場を起すものいでたるより我工業社會は頓に面目を改め今日の隆盛を見るにいたれり

第三十一章 工業の組合

工業に組合を設けて一致團結を圖り同業者の利益を増進せしことは既に前期において延享中京都西陣の高機織屋より京都町奉行に請願して松組、竹組、梅組、鶴組、龜組、永字組、紗組の七組寶曆十三年に至り更に本字組を加へて八組とすを設けて新規加入を禁じ且織工の取締を嚴重にしたりき天明中能登輪島の漆器商も亦協同して大黒講と稱する組合を起し價格を一定して信用を得しが其後天保中同所の漆工相集りて別に遺福講と稱する組合を起し互に信義を厚くし販路の擴張を圖りしこいふこの他なほこれに類する組合もありしが明治維新後却て工業家の一致團結を缺きいづれも個々の利益に走り遂に踈製濫造の弊を生ずるにいたれりこゝにおいて桐生の如きは早くも明治八年同業者組合の必要を感じ桐生會社を起し機業上一般の監督をなし四種の證紙を製品に貼付して其精疎を區別せしが其後政府においても大に同業組合の必要を感じられ農商務省より同じき十七年十一月同業組合準

則を發布して同業組合を設けしめらるるこの準則は適宜に地區を定め二府縣以上の同業者相集り聯合組合を起すことをも許さる同業者のみにて組合を組織するものあり又營業上の利害を共にする者を入れて組合を組織するものなごありて一様ならざるも仲買商の如き製造品に利害を有するものを入れて製品の改良を圖れるもの多し例へば丹後縮緬業組合の縮緬及絹織物製造者より卸賣、仲買、仲次、練仕上の各營業者をもて組織せるが如し但加賀の江沼陶器組合の如き製造家畫工とも一組合に屬するも分業行はれて各土地の異なるより其業務を割きて九谷陶磁器窯元組合、九谷陶器畫工組合、九谷陶器商組合の三つに分てるが如きは例外として見るべきのみ明くる十八年より各地ともこの準則によりて組合を組織し營業上の福利を増進し濫悪の弊害を矯正することを圖りしも其效を奏するもの少かりきよりて京都府の如きは明治廿四年農商務省へ申請して商工業組合取締規則を發布し大に勵行を加へしより西陣の機業頓に整ひしこいふ福井縣の如きも取締規則を發布し同じき廿六年五月より羽二重の検査法をはじめ品位を査定し等級に應じたる證紙を貼用し

検査員これに捺印して其責任を明にせり石川縣の如きも同じき廿九年一月より福井縣にならひて羽二重に検査法を行へりこの他別に取締規則によらざるも組合において検査法を規定したるは山梨縣の染業組合が仲買商と謀り藍染品に限り市日毎に検査を行ひ捺印を捺したる證紙なきものは一切取引せざることを約したるが如き又愛知縣麥稗眞田の組合が一反毎に名紙商標を貼付することを規定し時々視察員を遣して検査せしめもし不正の品あるときは其旨を需要地へ通知したる上なほ問屋と組合事務所の門前に掲示して其規約に違反せしことを明白にせしが如き類ありされども商品を検査して疎製濫造を防ぎ購買者の信用を博したることは既に前期において丹後縮緬の宮津印會所におけるが如き又近江麻布の彦根麻布改役所におけるが如きいづれも検査を行ひて印章を捺し其商品の確實なることを擔保して其目的を達したりき

また同業者の聯合會は明治十五年十月綿絲紡績業者が大阪に聯合會を開きたるに始まりここに同會は同じき十七八年のころ淡州總及和番號を廢して洋總造に

改め洋番號を用ゐることに一定したるが如き又同じき廿二年七月印度へ視察員を遣し同じき廿六年にいたり綿花の直輸入を圖り郵船會社と特約を結びたるが如き大に一致團結の效を顯し、がこれにつゞいて同じき十六年一月洋紙製造業者相謀りて東京に製紙所聯合會を開きしが近年洋紙製造所次第に増加し今は九の製造所同盟して益す製紙の改良を圖るこいふ其後同じき廿七年九月燐寸業者も亦相謀りて日本燐寸義會を起し本部を神戸に置き綿絲紡績業聯合會の如く一致團結の力をもて運動する所あらんこせしも未だ其目的を達すること能はざりき同じき三十年四月六日法律第四十七號 我政府は重要輸出品同業組合法を發布せらるるきに明治十七年十一月發布せられたる組合準則に略同じこいへごも唯同業組合の定款において検査規程を設け組合員の營業品を検査することの一條と検査證を營業品に偽りて附したるもの、處罰法を規定せらるる

第三十二章

機械製絲業

附燃糸

安政六年七月横濱の開港にあたり生絲の海外に需要せらるゝや蠶業頓に振興し輸出生絲の製造をなすもの漸く増加せしも外國人の取引になれざるより躊躇するもの多かりしが上州前橋の商人道具屋又藏はじめて佛蘭西二十番館へ賣込たるより横濱居留地外國人との取引はじまり各地輸出絲の製造に意を傾け上州、信州、甲州、濃州、江州、奥州等より競うて生絲を横濱へいたすに至れり當時の生絲は手挽坐繰の織度三十以上のものにして土地により其つくり方を異にせしかば提造上州前橋、富岡、下仁田、信州 島田造武州八王子、信州鐵砲造奥州仙臺 など稱したり提造上田、松代、甲州、武州八王子、飯田、濃州會代、江州長濱 など稱したり提造き開港の當時は各地とも粗造の弊なく幼稚ながらも精製をつこめたるより聲價を墜さずここに信州飯田産島田造の如きは其品位全國に冠たるを以て價格常に一等の地位を占めたりしこいふ然るに萬延元年の末より文久元年の初にわたり上州、信州をはじめこして外國人が細絲を好むより一般に細糸に意を傾けたる際坐繰の二緒取世フネケチにいでしより生産者の慾心を増長せしめた、繰目の多きこ細織を競ふこの一點に傾き知らず、粗造に陥りたりされども佛蘭西二十番館をは